

第2期新潟県教育振興基本計画

令和8年3月
新潟県・新潟県教育委員会

目 次

第1章 計画の改定に当たって

1 策定の趣旨	1
2 計画の性格・位置付け	1
3 計画の期間	1

第2章 新潟県の教育を取り巻く状況

1 社会状況の変化	2
2 本県教育の現状と課題	5

第3章 新潟県のめざす教育の姿

1 本県教育の基本理念	7
2 めざす人間像	7
3 本県教育の方向性	8
4 計画の推進に当たって	10

第4章 5つの基本方針と施策の展開方向

基本方針Ⅰ 一人一人の個性や能力を伸ばす教育の推進

1 豊かな人間性や社会性の基礎をはぐくむ幼児教育と架け橋期の教育の充実	14
2 確かな学力の育成	16
3 教員の確保、資質及び指導力の向上	22
4 学びにおけるデジタル学習基盤の活用	26
5 グローバル社会に対応した教育の推進	30
6 持続可能な社会を構築する教育の推進	34
7 夢や希望をかなえるキャリア教育の推進	38
8 豊かな心、倫理観、規範意識などをはぐくむ教育の推進	
(1) 道徳教育・体験活動・情操教育の推進	44
(2) 人権教育、同和教育の推進	48
(3) ふるさとへの貢献意欲を高める教育の推進	52
9 健康でたくましい心身をはぐくむ教育の充実	54
10 部活動改革の推進	58
11 魅力と活力ある学校づくりの推進	
(1) 義務教育段階での取組	62
(2) 高等学校教育段階での取組	64
12 私学教育の振興	68

基本方針Ⅱ 誰もが等しく豊かな教育を受けられる環境の整備	
1 インクルーシブ教育システム等の推進	72
2 教育費の負担軽減ときめ細かな学力向上支援	78
3 様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談・支援体制の充実	80
4 地域と連携した学習支援、家庭教育支援の充実	84
5 生徒一人一人の状況に合わせて学べる高校づくりの推進	88

基本方針Ⅲ 児童生徒が安全に安心して学べる学校づくり

1 いじめ防止等の取組	
(1) いじめをしない、見逃さない、許さない意識の醸成	92
(2) いじめの未然防止、早期発見・解消に向けた取組	96
2 信頼される生徒指導体制の充実	
(1) 不登校への対応	100
(2) 非行・暴力行為等への対応	106
3 教職員が児童生徒と向き合える環境づくり	110
4 児童生徒の安全確保の推進	116
5 学校施設の老朽化対策と機能向上の推進	120

基本方針Ⅳ 魅力ある高等教育環境の充実

1 県内大学・短大の魅力向上と地域貢献の推進	124
2 県立2大学の教育・研究・地域貢献機能の充実	128
3 多様な分野における実践的な職業教育の充実	132

基本方針Ⅴ 生涯学び活躍できる環境づくり

1 だれでも、いつでも、どこでも学ぶことができる生涯学習の環境 づくり	136
2 学びを生かした豊かな地域社会に向けた支え合うひとづくり	140
3 活力ある地域づくりに向けた地域社会と学校の連携の促進	144

指標一覧	148
------	-----

第1章 計画の策定に当たって

1 策定の趣旨

本県には、先人たちから受け継いだ、県土に広がる美しい自然や多様な地域資源、恵まれた農林水産資源と豊かな食文化を有するとともに、世界遺産である「佐渡島の金山」をはじめ世界に誇りうる伝統文化・郷土の歴史が多数存在しています。また、ものづくりをはじめとした厚みのある産業基盤・産業技術が蓄積されています。

こうした豊かな資源を背景に、本県では、これまでもふるさと新潟の自然や歴史・文化等の学びを通じて、地域社会に貢献できる人づくりのため、平成26年4月に本県の教育施策を示す教育行政の指針である「新潟県教育振興基本計画」（計画期間：平成26年度～令和7年度）を策定し、本県教育の基本理念である「一人一人を伸ばす教育」の下、教育施策を推進してきました。

しかしながら、この間、社会状況は大きく変化し続けており、これからの社会を展望する上で教育の果たす役割はますます重要となっています。

そのため、本県の最上位の行政計画である「新潟県総合計画」（計画期間：令和7年度～令和14年度）に基づき、8年後の本県教育の姿を見据え、その実現のために取り組むべき教育施策の方向性を示した新たな「新潟県教育振興基本計画」を策定しました。

2 計画の性格・位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき本県が策定する、教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき定める「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として位置付けます。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和15年度までの8年間とします。

第2章 新潟県の教育を取り巻く状況

1 社会状況の変化

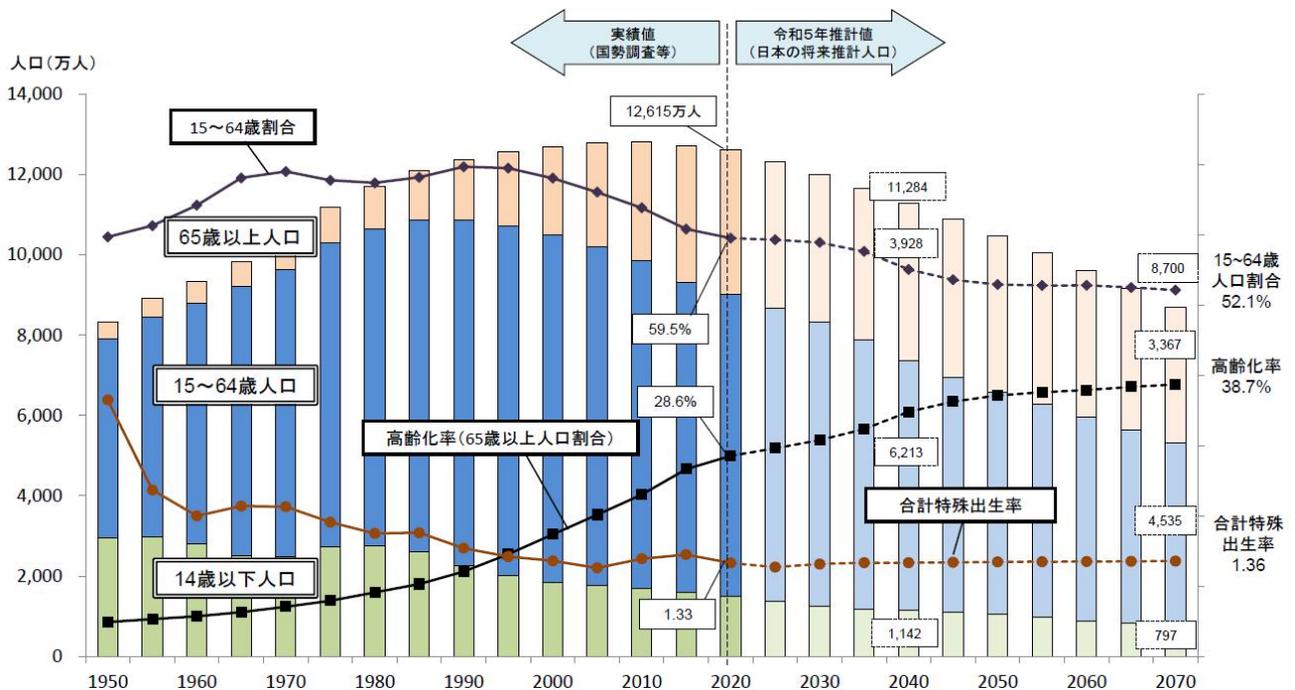
(1) 人口減少・少子高齢化の状況

日本の総人口は、1億2,380万2千人となり、2011年から14年連続で減少しているだけでなく、その減少幅も13年連続で拡大するなど、人口減少が加速化しています（図表1）。

この間、合計特殊出生率の低下に伴う少子化と併せて、高齢化も進行しており、高齢化率は29.3%に達しています（図表1）。

本県においても、全国の減少率を上回って人口減少が進行している状況を踏まえ、人口減少問題について危機意識の共有を図るとともに、オール新潟での取組を推進するため、2025年に「新潟県人口減少問題対策推進県民会議」を新たに置くなど、取組を促進しています。

（図表1）日本の総人口及び年齢3区分人口の推移



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

(2) グローバル化の進展

近年、IT（情報技術）やAI（人工知能）等の技術革新の影響により、時間と空間を横断した社会関係や意識が世界的に拡大・強化されてきており、これに伴ってグローバル化の波は政治・経済・社会・文化等世界中のあらゆる分野で大きな変化をもたらしています。

本県では、総合計画における政策のひとつとして、「北東・東南アジアをはじめとする諸外国との交流の推進」を掲げるなど、外国との交流を促進しています。

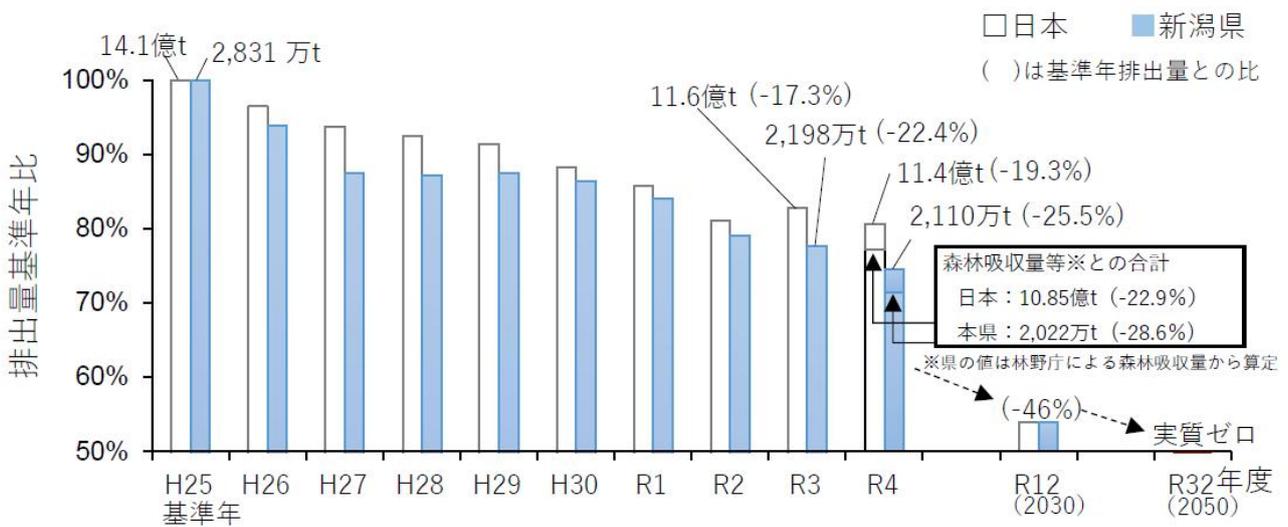
また、外国人材の獲得に向けた国内の受入環境整備が進められる中、外国人人口は増加しており、令和7年の総人口に占める外国人人口の割合は、全国で3%弱となり、本県も1%を超えています。

(3) 脱炭素社会への転換（気候変動への対応）

近年、地球温暖化を原因の一つとする異常気象や気象災害が世界中で頻発しており、我が国においても、これまでに例を見ない夏季等における気温の上昇や、極端な大雨・大雪、大型の台風等による自然災害等、気候変動の影響が一層顕在化しています。

本県では、気候変動問題に対応するため、2022年に「新潟県 2050年カーボンゼロの実現に向けた戦略」を策定し、2050年に温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡がとれた「温室効果ガス排出量実質ゼロ」の社会（脱炭素社会）の実現を目指すこととしています。（図表2）

（図表2）温室効果ガス排出量の推移



出典：（日本の排出量）環境省「2022年度の温室効果ガス排出・吸収量（詳細）」

（本県の排出量）新潟県環境政策課作成

(4) DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展

世界的に生成AI等のデジタル技術が飛躍的に発展しており、我が国においても広告やマーケティング、コンテンツ制作をはじめ様々なビジネスや日々の生活に大きな影響と変革をもたらしています。

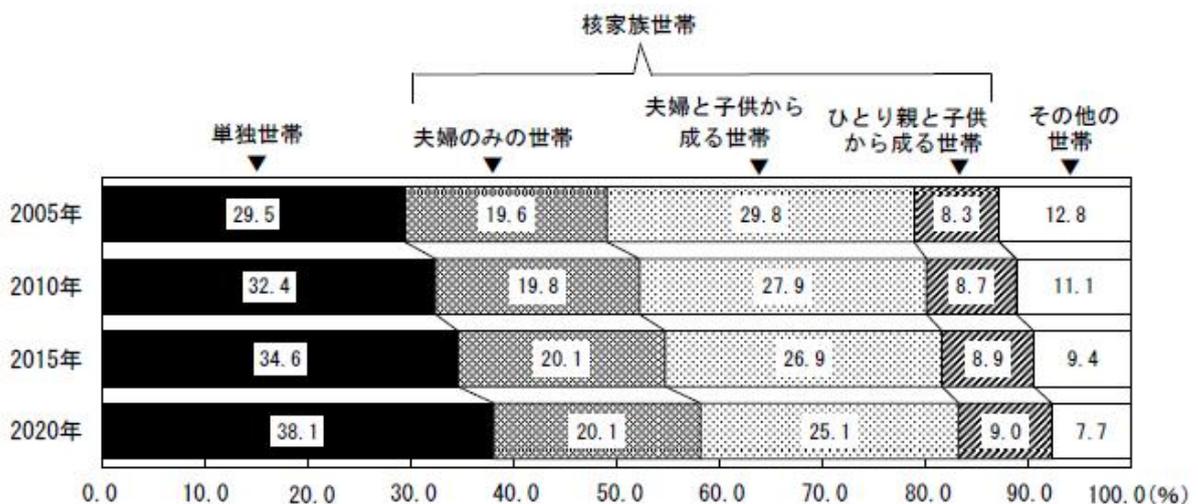
本県においても、人口減少下において、デジタル化を通じて地域の生産性や利便性を高め、本県経済の持続的な発展等に資するよう、総合計画において「デジタル改革を通じた生産性向上や社会課題の解決等」を重要課題に位置付けるとともに、「デジタル改革の実行方針」を定めて具体的な施策を展開しています。

(5) 家庭環境の変化

全国の一般世帯を家族類型別にみると、近年、単独世帯の割合が上昇している一方で、3世代世帯の割合が低下しているなど、世帯構成にも大きな変化が見られます（図表3）。

本県においても、全国と同様の傾向が見られますが、共働き率については、全国平均を約5ポイント上回っているという特徴があります。（新潟県56.4%、全国平均51.6%）

（図表3）家族類型別世帯割合（「非親族世帯」を除く。）



※3世代世帯とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、3つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。

出典：総務省「国勢調査」

(6) 男女共同参画社会の実現

国では、「第5次男女共同参画基本計画」を2020年に閣議決定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めています。

本県においても、2002年に「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定するとともに、2006年策定の「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた幅広い分野にわたる施策を、総合的・計画的に推進しています。

2 本県の教育の現状と課題

(1) 児童生徒数の減少

本県の児童生徒数は、昭和63年以降、毎年度減少を続けています。

少子化に伴って生じる小規模校の増加については、メリットも指摘されていますが、特に多様な人間関係の中でも他者と協調できる社会性を身に付けていくための教育活動に関して、小規模校では学校規模そのものに起因する課題があるため、その役割を十分に果たすことが難しくなるといわれています。

今後も少子化の進行が予想されている中、児童生徒の教育環境という視点から、これからの学校のあり方について考えていく必要があります。

(2) 学力の状況

本県では、令和元年度以降、全国学力・学習状況調査（教科に関する調査）において、小・中学校共に正答率が全国平均を下回る水準が続いており、特に、記述式問題については、全国的に見ても正答率が低い傾向がある中で、本県ではさらに低い水準となっています。

本県の児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等につなげていく必要があります。

(3) 特別な教育的支援が必要な児童生徒の増加

児童生徒数が減少傾向にある中で、本県における特別な教育的ニーズのある児童生徒数は、全体としては増加傾向にあります。

こどもたちの自立と社会参加を目指し、一人一人の教育的ニーズに応える多様で柔軟な学びの場の整備^(注1)等、インクルーシブ教育システム^(注2)の実現に向けた取組を一層推進していく必要があります。

(4) 不登校児童生徒の推移

本県の小・中・高等学校の不登校児童生徒数^(注3)は、近年増加傾向で推移しており、令和6年度調査では、過去最高の6,929人となっています。一方で、一部の校種や学年について、減少の動きも見られていることから、不登校児童生徒に対するサポート体制の充実に加え、新たな不登校を生まない体制づくりの推進が必要です。

(注1) 「多様で柔軟な学びの場」：個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点の教育的ニーズに最も確に応える場（通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校）。学びの場は、教育的ニーズの変化に応じて、柔軟に変更できるようにしている。

(注2) 「インクルーシブ教育システム」：人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的の下、障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組み

(注3) 「不登校児童生徒数」：何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいは登校したくてもできない状況にあり、当該年度間で連続又は断続して30日以上欠席がある児童生徒の人数

(5) いじめ等への対応

本県のいじめの千人当たり認知件数は、平成 28 年以降、全国平均を上回って推移しています。

このことから、いじめを積極的に認知し、その早期対応、解消に向けた取組を進める姿勢が教職員に浸透していることが伺われますが、一方でいじめ重大事態の根絶には至っていないことから、学校の組織的な取組を推進するとともに、いじめそのものが生まれにくい教育環境を整えることが必要です。

(6) 生涯学習・社会教育をめぐる状況

高齢化の進展や人口減少、価値観やライフスタイルの多様化等急速に変化する社会環境の中で、絶えず新しい知識や技術を習得するため、学校における教育に止まらず、生涯を通じた学習の必要性及び重要性が高まっています。

併せて、地域社会のつながりの希薄化が指摘される中で、学んだことを地域の課題解決に生かすことができるような、生涯教育の在り方について考えていく必要があります。

第3章 新潟県のめざす教育の姿

1 本県教育の基本理念

一人一人を伸ばす教育
～一人一人の個性に応じた、質の高い豊かな教育の推進～

これまで述べてきたように現代社会は、想定を超えた人口減少・少子化の進行、グローバル化の進展、生成A I等デジタル技術の急速な進展、気候変動による自然災害の激甚化等変化が激しい要素が多く、先行きが不透明で将来の予測が困難な時代を迎えています。

また、社会の多様化が一層進む中、障害の有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境等にかかわらず、誰もが取り残されることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合い、幸せを感じ、生き生きとした人生を送ることができる共生社会の実現を目指すことが求められています。

こうした中で、一人一人を尊重して、個性や能力を伸ばしていく教育を推進することは重要であることから、引き続き「一人一人を伸ばす教育」を本県教育の基本理念とします。

2 めざす人間像

ふるさとへの愛と誇りを胸に、夢や希望を持って粘り強く挑戦し、
未来を創ることができる人

- 人口減少下において、地域社会の暮らしや経済を支える担い手の育成が一層求められることから、ふるさと新潟の自然や歴史・文化等を学び、愛し、地域社会の一員として自信と誇りを持ち、地域社会に貢献できる人づくりが必要です。
→主に基本方針 I、IV、V
- 変化が激しく将来の予測が困難な時代において、持続可能な社会を実現・発展させるためには、社会の変化に向き合いながら、自らの夢の実現に向けて粘り強くチャレンジし、生涯を通じて主体的に学び続け、たくましく生きていく力が必要です。
→主に基本方針 I
- 社会の多様化が一層進む中、共生社会を実現するため、異なる価値観を持つ他者も理解し、協働しながら、社会の創り手として活躍し、豊かな未来を創ることができる力が必要です。
→主に基本方針 I、II、III

3 本県教育の方向性

本県教育の基本理念の下、めざす人間像を実現するため、5つの基本方針を定め、取り組むべき施策の展開方向を示します。

(1) 基本方針Ⅰ 一人一人の個性や能力を伸ばす教育の推進

確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育み、子どもたちが自らの考えを的確に表現しながら多くの人々と協働する力を身に付けるとともに、一人一人が夢や希望を持って粘り強く挑戦し、未来を創ることができる力を身に付ける教育を実現します。

【小項目】

- 1 豊かな人間性や社会性の基礎をはぐくむ幼児教育と架け橋期教育の充実
- 2 確かな学力の育成
- 3 教員の確保、資質及び指導力の向上
- 4 学びにおけるデジタル学習基盤の活用
- 5 グローバル社会に対応した教育の推進
- 6 持続可能な社会を構築する教育の推進
- 7 夢や希望をかなえるキャリア教育の推進
- 8 豊かな心、倫理観、規範意識などをはぐくむ教育の推進
 - (1) 道徳教育・体験活動・情操教育の推進
 - (2) 人権教育、同和教育の推進
 - (3) ふるさとへの貢献意欲を高める教育の推進
- 9 健康でたくましい心身をはぐくむ教育の充実
- 10 部活動改革の推進
- 11 魅力と活力ある学校づくりの推進
 - (1) 義務教育段階での取組
 - (2) 高等学校教育段階での取組
- 12 私学教育の振興

(2) 基本方針Ⅱ 誰もが等しく豊かな教育を受けられる環境の整備

抱える障害や疾病、育った家庭の環境等にかかわらず、誰もが等しく豊かな教育を受けられる環境を実現します。

【小項目】

- 1 インクルーシブ教育システム等の推進
- 2 教育費の負担軽減ときめ細かな学力向上支援
- 3 様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談・支援体制の充実
- 4 地域と連携した学習支援、家庭教育支援の充実
- 5 生徒一人一人の状況に合わせて学べる高校づくりの推進

(3) 基本方針Ⅲ 児童生徒が安全に安心して学べる学校づくり

いじめ防止や信頼される生徒指導体制の充実、教職員が児童生徒と向き合える環境づくり、児童生徒が自らの命を守り、安全に行動できる力を育む教育の推進、学校施設の老朽化対策や機能向上などにより、児童生徒が安全に安心して学べる環境を実現します。

【小項目】

- 1 いじめ防止等の取組
 - (1) いじめをしない、見逃さない、許さない意識の醸成
 - (2) いじめの未然防止、早期発見・解消に向けた取組
- 2 信頼される生徒指導体制の充実
 - (1) 不登校への対応
 - (2) 非行・暴力行為等への対応
- 3 教職員が児童生徒と向き合える環境づくり
- 4 児童生徒の安全確保の推進
- 5 学校施設の老朽化対策と機能向上の推進

(4) 基本方針Ⅳ 魅力ある高等教育環境の充実

県内高等教育機関が、更なる魅力向上を図り、県内外の高校生等から一層選ばれる高等教育機関となるとともに、知の拠点として地域から一層必要とされるよう、地域の活性化や新潟県の将来を担う人材の育成などを通じ、地域の発展に貢献します。

【小項目】

- 1 県内大学・短大の魅力向上と地域貢献の推進
- 2 県立2大学の教育・研究・地域貢献機能の充実
- 3 多様な分野における実践的な職業教育の充実

(5) 基本方針Ⅴ 生涯学び活躍できる環境づくり

県民が「だれでも、いつでも、どこでも」学べるよう、社会教育施設をはじめ様々な学習機会を充実させるとともに、人づくり、地域づくりに取り組み、学んだ成果を地域の諸課題の解決に有効に活用するなど、生涯にわたり学び活躍できる生涯学習社会を実現します。

【小項目】

- 1 だれでも、いつでも、どこでも学ぶことができる生涯学習の環境づくり
- 2 学びを生かした豊かな地域社会に向けた支え合うひとづくり
- 3 活力ある地域づくりに向けた地域社会と学校の連携の促進

4 計画の推進に当たって

(1) 計画の評価

本計画に定める施策の展開方向について、毎年度進捗状況を評価します。

(2) 多様な主体との連携・協働

本県教育の基本理念の下、めざす人間像の実現に向けて、国、市町村、学校、家庭、地域、経済界、教育関係団体、福祉機関、警察等多様な関係機関と連携・協力を図り、地域や社会の人的・物的資源を積極的に活用しながら、教育施策を推進します。

(3) 開かれた教育行政の推進

本計画の着実な実施に向けて、「一人一人を伸ばす教育」に関する取組が広く県民の皆様に理解され、共有されるよう、広報誌やホームページ、SNS等様々な広報媒体を活用し、一層の情報発信に努めるとともに、ご意見やご要望をお聞きします。

第4章 5つの基本方針と施策の展開方向

【本県教育の基本理念】

一人一人を伸ばす教育
～一人一人の個性に応じた、質の高い豊かな教育の推進～

【めざす人間像】

ふるさとへの愛と誇りを胸に、夢や希望を持って粘り強く挑戦し、
未来を創ることができる人



5つの基本方針と施策の展開方向

基本方針Ⅰ 一人一人の個性や能力を伸ばす教育の推進

- 1 豊かな人間性や社会性の基礎をはぐくむ幼児教育と架け橋期教育の充実
- 2 確かな学力の育成
- 3 教員の確保、資質及び指導力の向上
- 4 学びにおけるデジタル学習基盤の活用
- 5 グローバル社会に対応した教育の推進
- 6 持続可能な社会を構築する教育の推進
- 7 夢や希望をかなえるキャリア教育の推進
- 8 豊かな心、倫理観、規範意識などをはぐくむ教育の推進
- 9 健康でたくましい心身をはぐくむ教育の充実
- 10 部活動改革の推進
- 11 魅力と活力ある学校づくりの推進

基本方針Ⅱ 誰もが等しく豊かな教育を受けられる環境の整備

- 1 インクルーシブ教育システム等の推進
- 2 教育費の負担軽減ときめ細かな学力向上支援
- 3 様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談・支援体制の充実
- 4 地域と連携した学習支援、家庭教育支援の充実
- 5 生徒一人一人の状況に合わせて学べる高校づくりの推進

基本方針Ⅲ 児童生徒が安全に安心して学べる学校づくり

- 1 いじめ防止等の取組
- 2 信頼される生徒指導体制の充実
- 3 教職員が児童生徒と向き合える環境づくり
- 4 児童生徒の安全確保の推進
- 5 学校施設の老朽化対策と機能向上の推進

基本方針Ⅳ 魅力ある高等教育環境の充実

- 1 県内大学・短大の魅力向上と地域貢献の推進
- 2 県立2大学の教育・研究・地域貢献機能の充実
- 3 多様な分野における実践的な職業教育の充実

基本方針Ⅴ 生涯学び活躍できる環境づくり

- 1 だれでも、いつでも、どこでも学ぶことができる生涯学習の環境づくり
- 2 学びを生かした豊かな地域社会に向けた支え合うひとづくり
- 3 活力ある地域づくりに向けた地域社会と学校の連携の促進

基本方針 I

一人一人の個性や能力を 伸ばす教育の推進

確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育み、こどもたちが自らの考えを的確に表現しながら多くの人々と協働する力を身に付けるとともに、一人一人が夢や希望を持って粘り強く挑戦し、未来を創ることができる力を身に付ける教育を実現します。

1 豊かな人間性や社会性の基礎をはぐくむ幼児教育と架け橋期の教育の充実

めざす姿

- 幼児教育推進体制^(注1)の一層の整備や幼児教育から小学校教育への円滑な接続の推進等により、充実した幼児教育及び架け橋期^(注2)の教育を実現します。

現状と課題

- 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、幼児期に育まれた「学びに向かう力、人間性等」等の資質・能力は、小学校以降の学びの基盤となるものです。幼児教育関係者だけでなく、家庭や地域の人々を含め、様々な立場の大人が、幼児の健やかな成長を支え、小学校教育への円滑な接続を図ることが重要です。
- 近年、少子化や核家族化の進行、また、幼児のゲーム時間・動画視聴時間の増加等家庭における生活習慣の変化等により、幼児同士が集団で遊ぶ中で葛藤しながら互いに関わり合う経験や、体を動かし、実体験を伴って知識を獲得する機会が少なくなっています。
様々な人やもの、自然や文化等と直接的・具体的に触れて関わるなどの豊かな体験により生きる力の基礎が一人一人の幼児に育まれるよう、幼児教育の質の向上を図ることが求められています。
- 幼児期の遊びは、幼児の成長や発達にとって重要な体験が多く含まれている幼児期特有の学習であり、遊びをとおした学びは小学校以降の生活や学習の基盤となるものです。
そのため、幼児が好奇心や探究心をもって遊びを展開する中で、資質・能力を身に付けていけるよう、県内全ての幼児教育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）において遊びをとおしての指導を中心に行うことが重要です。
- こどもの資質・能力や学びの連続性を一層確保するために、幼保小の架け橋プログラム^(注3)を推進し、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図ることが求められています。
県では、幼保小の職員が合同で行う研修等を実施するなど、幼保小の接続を意識した教育実践を支援してきたものの、市町村間で差が見られることから県

(注1) 「幼児教育推進体制」：公私立幼稚園・保育所・認定こども園問わず、全ての幼児教育施設で幼児教育の質を向上させていくための体制

(注2) 「架け橋期」：5歳児から小学校1年生までの2年間

(注3) 「幼保小の架け橋プログラム」：こどもに関わる大人が立場を越えて連携し、架け橋期にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮した上で全てのこどもに学びや生活の基盤を育むことを目指す取組

内全体で推進していくことが課題となっています（図表 I-1）。

（図表 I-1） 幼保小の架け橋プログラム進捗状況（R7.2）

段 階	内 容	各段階における 県内の小学校の 割合
—	幼保小の架け橋プログラム未実施	29%
フェーズ1	幼保小合同研修会の開催	60%
フェーズ2	架け橋期のカリキュラムの作成	8%
フェーズ3	架け橋期のカリキュラムをもとにした保育・授業の相互参観研修の実施	0%
フェーズ4	架け橋期のカリキュラムの評価・改善	3%

出典：新潟県教育委員会調べ

施策の展開方向

■ 幼児教育推進体制の充実

- 県内全ての幼児教育施設において、主体性や協働性等の非認知能力の育成をはじめとする幼児教育の質の向上を図るため、園訪問支援体制の整備等市町村と連携しながら県内の幼児教育推進体制の充実に努めます。

■ 幼児教育から小学校教育への円滑な接続の推進

- 幼児教育で行われている遊びをとおした学びの価値（図表 I-2）を小学校や保護者、地域等に積極的に発信するとともに、幼児教育から小学校教育への接続を見通したカリキュラムの開発や実施、改善に向けた取組が継続されるよう、幼保小の接続推進体制整備に努めます。

（図表 I-2） 遊びの中での学びの芽生え



幼保小のこどもの交流活動



達成目標（成果指標）

指 標	令和6年度 現 状 値	令和11年度 目 標 値	令和15年度 目 標 値
幼保小の架け橋期のカリキュラムの評価・改善を行っている小学校の割合	3%	35%	100%

2 確かな学力の育成

めざす姿

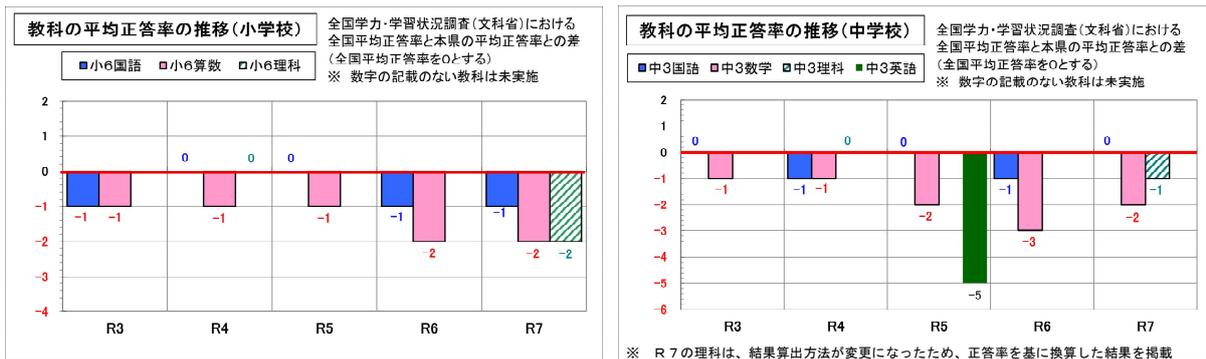
- 児童生徒一人一人が、「生きて働く知識及び技能」「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等」「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性等」など、新しい時代に必要となる資質・能力を身に付ける教育を実現します。

現状と課題

【義務教育段階】

- 「全国学力・学習状況調査」の各教科調査結果によると、近年の本県の児童生徒の学力は、小・中学校共に全国平均を下回る水準で、判断の根拠や理由を明確に示した上で自分の考えを述べることや、結果を分析して解釈・考察し説明すること等に課題があります（図表 I-4）。

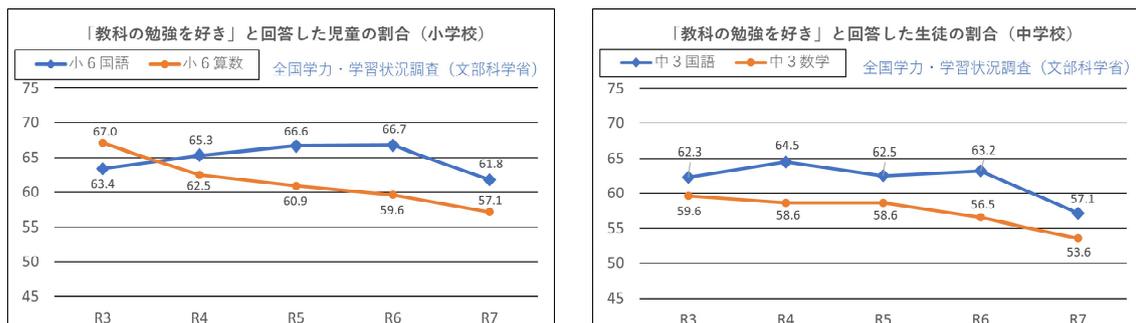
（図表 I-4）教科の平均正答率の全国平均との差の推移



出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

- 同調査の児童生徒質問紙結果によると、本県の児童生徒の「各教科の勉強を好き」と回答する割合は近年低下傾向にあります。児童生徒が自ら課題を見付け、解決する授業を一層推進していく中で、主体性や協働性等を身に付けさせるとともに、学ぶ意義や楽しさを感じ得できるようにする必要があります（図表 I-5）。

（図表 I-5）「教科の勉強を好き」と回答した児童生徒の割合の推移

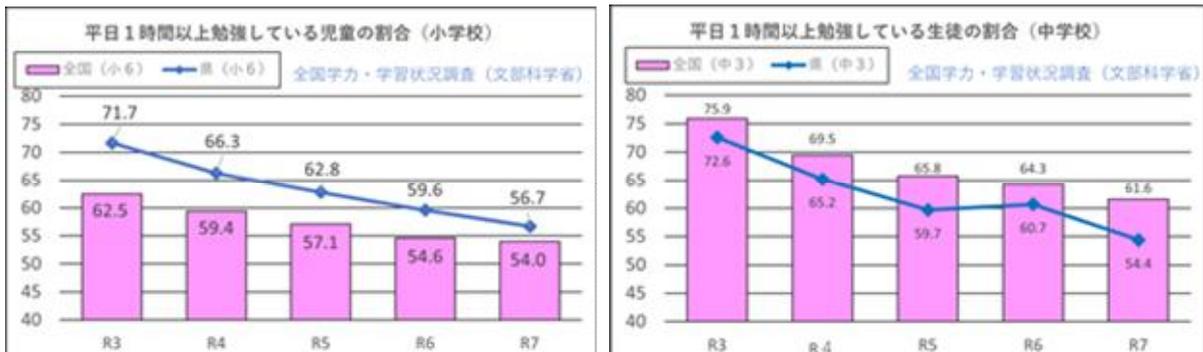


出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

○ 本県の児童生徒の「平日1時間以上家庭学習をする」と回答した割合は、小学校では全国平均を上回っているものの、年々下降傾向にあり、全国との差が縮まってきています。また中学校では、全国平均を下回っているとともに、小学校と同様に年々下降傾向にあり、小・中学校共に家庭学習習慣が十分に身に付いていないことが課題となっています（図表 I-6）。

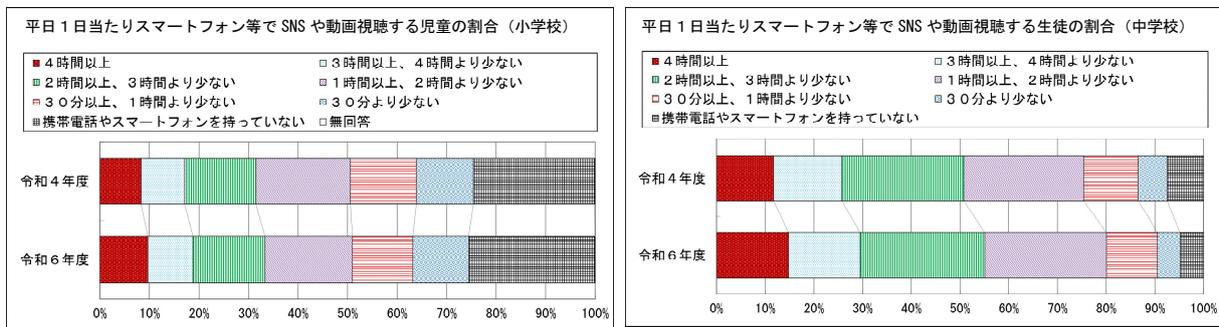
近年スマートフォン等の使用時間が増加傾向にあり、家庭とも連携するなど、児童生徒の学習習慣・生活習慣の確立に取り組む必要があります（図表 I-7）。

（図表 I-6）「平日1時間以上家庭学習をする」と回答した児童生徒の割合の推移



出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

（図表 I-7）「平日1日当たりスマートフォン等でSNSや動画視聴をする」割合の推移



出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

○ 令和7年度の「全国学力・学習状況調査」の学校質問調査結果によると、1人1台端末の活用促進が図られている一方で、児童生徒同士でやりとりをしたり、各自の理解度や進度に応じて課題に取り組んだりする等の場面での活用状況は、全国平均を下回っています（図表 I-8）。

(図表 I-8) 1人1台端末の活用に係る質問と各学校の回答状況 (%)

質問内容		小学校	中学校
児童(生徒)一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を、授業でどの程度活用したか …「ほぼ毎日活用している」と回答した学校の割合 (%)		86.4 (84.8)	85.2 (82.8)
次のような場面で児童(生徒)一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器をどの程度使用させていますか。 …「週3回以上活用している」と回答した学校の割合 (%)	自分の考えをまとめ、発表・表現する場面	49.2 (52.2)	47.2 (52.3)
	教職員と児童(生徒)がやりとりする場面	63.9 (61.4)	64.2 (55.9)
	児童(生徒)同士がやりとりする場面	39.9 (46.3)	34.5 (39.3)
	児童(生徒)が自分の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面	43.0 (51.0)	35.8 (41.2)

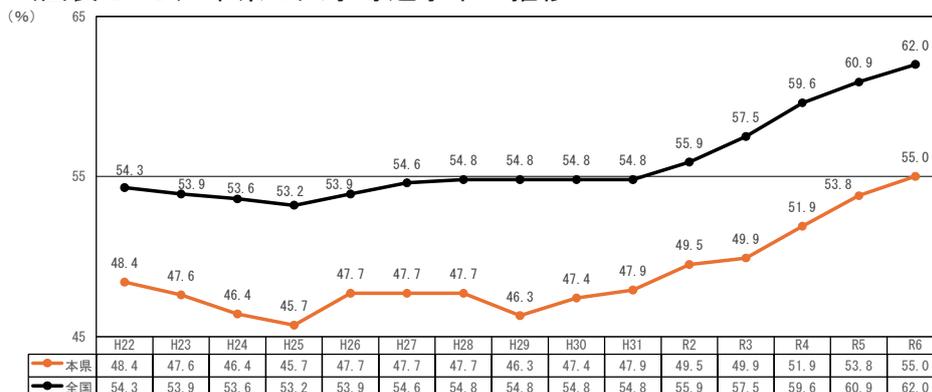
※ 表中の数値は、上段：県平均、下段（ ）内：全国平均

出典：文部科学省「令和7年度全国学力・学習状況調査」

【高等学校教育段階】

- 本県の高等学校等進学率は99%を超え、多様なニーズを持った生徒が入学していることを踏まえ、生徒一人一人の個性、能力、適性等に応じた教育を一層推進して進路希望を達成させるとともに、知識・技能を生かして、将来、社会で活躍できる資質・能力を育むことが求められています(図表 I-9)。
- 変化が激しく将来の予測が困難な時代においても、より良い社会を創り出していくことができるようにするため、探究的な学びや教科横断的な学びを通じて、変化を前向きにとらえ、自ら学び続ける力と、自信を持って自分の人生を切り拓き、他者と協働しながら様々な課題を解決する力を育むことが求められています。
- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、授業改善を推進し、これまでの知識偏重の授業から脱却し、特に思考力・判断力・表現力の育成を図る必要があります。

(図表 I-9) 本県の大学等進学率の推移



出典：新潟県教育委員会調べ

施策の展開方向

【義務教育段階での取組】

■ 新たな時代に必要となる資質・能力の育成

- 児童生徒が学ぶ意義や楽しさを実感することで、次の学びにつなげる力を育む授業づくりが行えるよう、県の指導主事等が学校を訪問し、授業改善の取組を支援します。また、県教育委員会が中心となり、市町村教育委員会と学力向上対策に関する協議会を設け、一体となって課題解決に向けて取り組むことで、県全体の学力向上と地域・学校間における取組の差の解消を図ります。
- 教職員の情報共有サイトにより教員間での学習指導案や教材等の共有を図るとともに、各種研修で作成・提供した資料等を提供することで、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた各教員の授業改善の取組を支援します。
- 学校と家庭が連携し、児童生徒の自主的かつ計画的な家庭学習の習慣化を図られるよう、市町村教育委員会を支援します。

【高等学校教育段階での取組】

■ 変化の激しい時代に必要となる資質・能力の育成

- 変化の激しい時代にあっても、生徒一人一人がたくましく生きていくことができるよう、夢の実現に向けてチャレンジし、生涯を通じて主体的に学び続ける力を育成します。
- 習得した知識及び技能や、収集した情報を総合的に活用して、課題を発見、解決する探究的な学びや、STEAM教育^(注1)等の教科横断的な学習を充実させ、他者と協働しながら課題を解決する力を育成します。
- 「総合的な探究の時間」等における探究的な学びや、インターンシップや大学・企業等と連携した学習等の体験的な活動を通じて、自己の在り方や生き方について考えさせ、主体的に進路を選択する能力や態度を育成します。
- 多様な入学動機や進路希望、学習経験等、様々な背景をもつ生徒が在籍していることを踏まえ、遠隔教育やデジタルレポートの導入、セルフデザインハイスクール^(注2)の設置等により、生徒の多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びを実現します。

(注1) 「STEAM教育」：各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な教育。文部科学省では、STEM (Science, Technology, Engineering, Mathematics) に加え、芸術、文化のみならず、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲 (Liberal Arts) でAを定義している。

(注2) 「セルフデザインハイスクール」：セルフデザインハイスクールについては、89頁参照

- 成年年齢が18歳であること等を踏まえ、主権者教育や消費者教育等を推進し、主体的に社会の形成に参画する態度や、自立した消費者となるための資質の育成を図ります。

■ 社会の要請に応えるための人材育成

- 専門高校では、地域社会や企業との協力体制を確立し、その分野の専門家と連携を図るなどして、生徒の知識や技能をより高める取組を推進し、将来、地域産業の持続的な成長を牽引する職業人材を育成します。
- 医師等を志す生徒を対象とした体験講座等の実施を通して、倫理観や使命感の醸成を図るとともに、各校の特色ある教育課程の編成を推進するなどして、地域の医療を担う人材を育成します。
- 実践的な英語力の習得に加え、国際社会に通用する思考力・表現力・コミュニケーション能力を身に付けさせ、国際理解教育の充実を図り、グローバル社会に対応できる人材を育成します。

(図表 I-10) 理数トップセミナーの様子 (図表 I-11) 医学科合格のための学力向上スタートダッシュ講座の様子



達成目標（成果指標）

指 標	現状値	令和11年度 目 標 値	令和15年度 目 標 値
全国学力・学習状況調査における平均正答率の本県と全国の差（小・中学校）	小 -3.0 中 -2.0 (令和7年度)	小 2.0 中 1.0	小 5.0 中 4.0
全国学力・学習状況調査の児童生徒質問調査において「平日1時間以上家庭学習をする」と回答した児童生徒の割合（小・中学校）	小 56.7% 中 54.4% (令和7年度)	小 78.7% 中 77.2%	小 100% 中 100%
「進路実現に学校は役に立っている」と感じている生徒の割合（高等学校）	74.5% (令和6年度)	77%	81%
探究学習の成果を校外の人に発表する機会を設定した学校の割合（高等学校）	77.5% (令和6年度)	100%	100%

3 教員の確保、資質及び指導力の向上

めざす姿

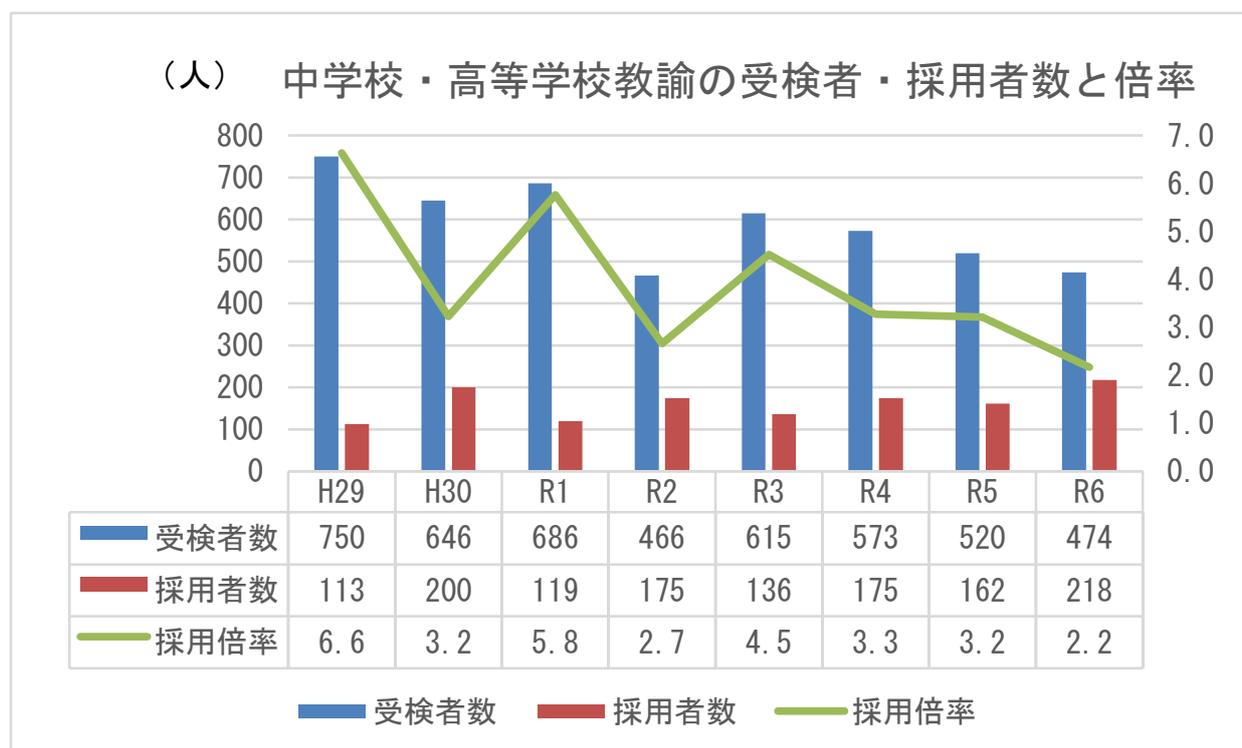
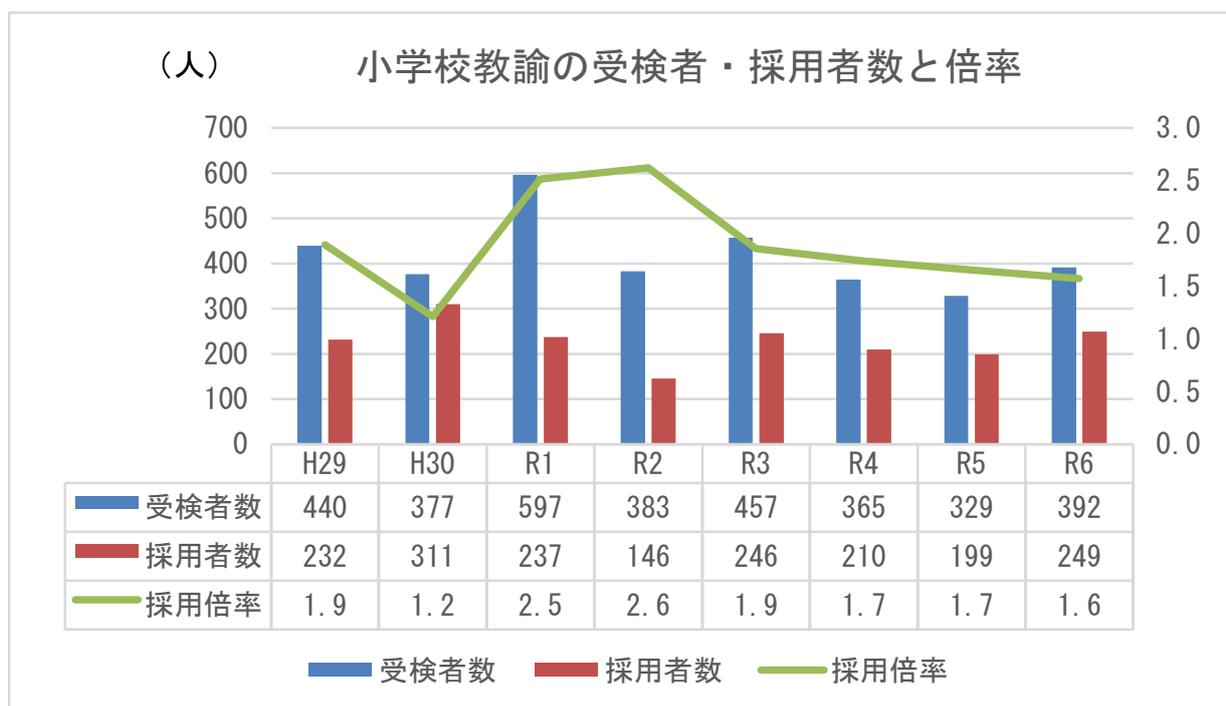
- 人格、能力、社会性ともに優れ、児童生徒への指導力向上のために学び続ける教員を確保し、学校現場における諸課題に対応していきます。

現状と課題

- 全国的に教員志願者が減少する中、本県の教員志願者も減少傾向にあります（図表 I-12）。正規教員の確保が困難になるとともに、講師登録者も減少し、臨時教員の確保も困難となり、病休や育休等の代替りの教員が配置できない状況（教員未配置）も見られ、教員を確保していくことは喫緊の課題です。
- 近年の大量退職等の影響により、経験の浅い若手教員への知識・技能の継承やサポートが不十分となることが課題となっています。新採用教員をはじめとした若手教員が安心して教職生活をスタートし、教員としてのキャリアを形成していくための環境を整備していく必要があります。
- 教員は、学校教育を取り巻く環境の変化を受け止め、主体性を発揮しながら、教職生涯を通じて学び続けることが求められています。その中で、使命感や責任感、倫理観、教育的愛情等といった教職に必要な素養をはじめとし、学習指導や生徒指導、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応、さらにはデジタル学習基盤^(注)を利活用できる能力の向上が求められています。
これらの資質及び指導力を向上させるための研修体系を充実させ、多様な専門性を有する質の高い教員を育成する必要があります。

(注)「デジタル学習基盤」：1人1台端末やクラウド環境等の情報機器・ネットワーク・ソフトウェア等の要素で構成される一連の学習基盤

(図表 I-12) 受検者数・採用者数と倍率の推移 (年度は選考検査実施年度)



出典：新潟県教育委員会調べ

施策の展開方向

■ 教員確保の取組

- 高校生や大学生を対象にした採用ガイダンスや個別相談会を充実させるとともに、Web広告やマスメディア等を活用し、児童生徒一人一人に寄り添う伴走者である教員という職及び本県の教員になることの魅力やメリットをアピールする広報活動を行います。
- 採用選考検査の実施時期、実施回数の見直しを行うとともに、教員を志す社会人の採用、大学3年時特別選考の実施等、教員確保のために採用選考検査の内容を改善します。
- 地域教員希望枠^(注)を導入した県内の各大学と連携し、講義等教員養成の各種プログラムに参画し、学生の資質向上を図ります。
- 臨時教員の確保に向けて、「教職スタート研修」の充実や、教員退職者等への個別の働きかけ、教員免許状を保有している社会人等の新たな掘り起こしに取り組みます。
- 若手教員が安心して働くことができる環境を整備するため、働き方改革を推進するとともに、複数担任制の実施、加配教員の配置等、若手教員のサポートに取り組みます。

■ 教員研修の充実等

- 児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」を実現するため、教員自身が探究的な姿勢で学び、授業を創造的に設計し運営する力を育成する研修の充実を図ります。
また、働き方改革等により、研修を受講しやすい環境整備を図ります。
- 県立高等学校においては、「総合的な探究の時間」における先進事例の周知や、教科指導の工夫・改善をテーマとした研修の実施、専門高校における地元企業と連携した取組等を通じて、教員のさらなる知識・技能の習得や、授業力の向上に努めます。
- 教員一人一人が将来を見据えたキャリア形成の中長期的な展望を描けるよう、教員等育成指標に基づき、採用から退職までの全ての勤務期間を通して、職責、経験及び適性に応じて教員がその資質及び指導力を向上させていくとともに、よりよい教育への意欲を高める取組を進めます。

(注)「地域教員希望枠」：特定の地域で教員になることを目指す学生を対象とした、大学の入試制度や教員プログラムのこと

- 教職経験に応じて実施する基本研修を中心として、特別支援教育、生徒指導、キャリア教育、ICT教育、幼児教育から小学校教育への円滑な接続等、本県の教育課題に対応するより実践的な指導力の向上につながる専門研修の充実を図ります。また、研修の実施に当たっては、働き方改革や負担軽減の視点を踏まえ、オンデマンド型を含むオンラインの研修を効果的に取り入れます。

■ 新潟県教育支援システム及びクラウド型グループウェアシステムの普及と研修での活用

- 新潟県教育支援システム^(注1)及びクラウド型グループウェアシステム^(注2)を活用し、教員間での学習指導案等の情報交換・共有を通して教員の自主研修を促します。
- 両システムを活用した授業改善が推進されるよう、各種法定研修等で作成した資料を蓄積・共有するとともに、コミュニケーションツールの活用促進を図ります。

達成目標（成果指標）

指 標	現状値	令和11年度 目 標 値	令和15年度 目 標 値
教員採用選考検査受検倍率	小 1.6 中・高 2.2 (令和6年度)	小 2.2 中・高 3.2	小 3.0 中・高 4.0
教員の未配置数	小・中 61 高 5 (令和7年度)	小・中 0 高 0	小・中 0 高 0

(注1)「新潟県教育支援システム」：授業プランや実践例等をデータベース化して提供するとともに、教員のコミュニケーションを活性化するアンケート機能やコミュニティ・グループ作成機能を備えた、教員の自主研修、指導力向上を促進する義務教育諸学校の教員用ポータルサイト

(注2)「クラウド型グループウェアシステム」：高等学校の教員が(注1)「新潟県教育支援システム」と同様に利用するシステム

4 学びにおけるデジタル学習基盤の活用

めざす姿

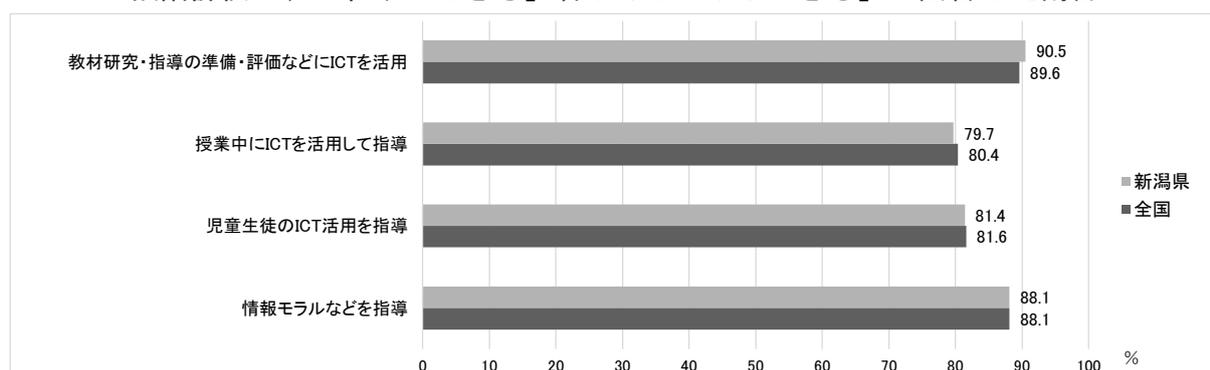
- デジタル学習基盤（P22(注)参照）を発達段階や学習場面に応じて効果的に活用することで、児童生徒の情報活用能力の抜本的向上を図り、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指します。
- デジタル学習基盤の活用により、児童生徒の様々な事情や地理的環境に関わらず、多様性を包摂する学びの機会を提供します。
- 各種システムの活用やICT環境の最適化等により校務の効率化を進め、教員が児童生徒と向き合う時間を確保し、教育の質を向上させます。

現状と課題

- 本県では国のGIGAスクール構想を受け、令和4年3月までに学習系ネットワーク・無線LAN環境及び児童生徒1人1台端末の整備が完了しました。令和7年度からは同構想第2期におけるデジタル学習基盤の整備が進められており、一層の活用が求められています。
- 本県の教員が授業中にICTを活用して指導する能力は全国平均並みである（図表I-13）ものの、学校間や教員間における活用状況に差がみられることから、デジタル学習基盤の効果的な活用方法の展開や継続的な活用に向けた支援体制の整備が必要です。
- 近年、従来の紙の教科書は一覧性や俯瞰性等があること等アナログの重要性についても指摘されており、デジタルとアナログそれぞれの良さを取り入れ、生かしていくことも重要です。
- ICTの過度な使用による影響を配慮した上で、情報モラル教育の充実や生成AI等新たな技術への適切な対応を含め、教育の質を高めるデジタル学習基盤の活用を全県的に推進していく必要があります。
- 生徒の減少に伴う高等学校の小規模化の進行や、多様化する児童生徒のニーズに対応するため、デジタル学習基盤を活用した遠隔授業等、様々な環境や事情に応じた学習支援の充実を図る必要があります。

(図表 I-13) 本県教員の ICT 活用指導力の状況 (新潟市を含む公立学校)

※ 4 段階評価で、「わりにできる」若しくは「ややできる」と回答した割合



出典：文部科学省 令和5年度「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

施策の展開方向

■ 学習におけるデジタル学習基盤の効果的な利活用の推進

- 1人1台端末の環境のもと、児童生徒の多様な興味・関心に基づいた教育活動を行い、個々の学習状況を把握し、デジタルとアナログそれぞれの利点を踏まえた効果的な学びの支援を行うことで、個別最適な学びを推進します (図表 I-14)。
- デジタル学習基盤を発達段階や学習場面に応じて効果的に活用した学習活動の展開により、児童生徒が互いの考えを共有し、対話を通じて新たな価値を創造していく協働的な学びを推進します (図表 I-15)。

【活用イメージ】

(図表 I-14) 個別最適な学び



(図表 I-15) 協働的な学び



- 教育活動において意図的・計画的にデジタル学習基盤を活用するとともに、研修会の開催等により、児童生徒の情報モラル・情報セキュリティを含む情報活用能力の抜本的向上を図ります。
- 不登校や病気療養、災害による臨時休業時等、児童生徒が様々な事情によって教室で授業を受けられない場合においても、デジタル学習基盤の活用により、学びの機会を保障します。

- 特別な支援が必要な児童生徒それぞれの実態や能力等に応じ、デジタル学習基盤を活用して学習や学校生活をサポートすることで、指導の効果を高めます（図表 I-16）。

（図表 I-16）活用イメージ



■ 生成A I の活用

- 生成A I 等の新たなデジタル技術の教育的活用にあたっては、児童生徒が利用に関する基準を理解し、適切に判断しながら、効果的に活用できるよう方針を示し、学校現場での適切な対応を支援します。
- 生成A I を教育活動に活用する効果的な教育実践の創出を行い、好事例を展開することで活用を推進し、教育の質の向上を図ります。
- 校務における生成A I の積極的な活用を促進しながら、校務の効率化に有効な活用方法を収集・情報共有することで、教員の負担を軽減し、教員と児童生徒が向き合う時間を増やします。

■ 教員の指導力向上に向けた取組の推進

- オンデマンド型を含むオンライン研修を充実させること等により、教員が研修を受講しやすい環境を整備します。
- 生成A I 等の新しい技術やデジタル学習基盤を効果的に活用した授業づくりの研修を充実させます。
- デジタル学習基盤を活用した先進的な事例や研究成果の情報提供を行うことで、市町村や学校の研修を支援します。

■ デジタル学習基盤を活用した遠隔教育の推進

- 学校間配信に加え、遠隔教育配信センターを活用することで、離島や中山間地域に立地する小規模校等においても、生徒のニーズに応じた科目選択を可能とし、学習機会の充実を図ります（図表 I-17）。

- 学校間の連携による生徒同士の交流等を積極的に進め、協働的な学びを推進します。

(図表 I -17) 配信・受信イメージ



■ デジタル学習基盤を活用するための環境整備

- 児童生徒がデジタル学習基盤を日常の様々な学びの場面で活用でき、また教員が授業も校務も円滑かつ安全に行うことができるよう、機器やネットワーク環境を最適化します。
- 教員の負担軽減により児童生徒への指導や支援を充実させるため、システムの導入・改善等により、校務の効率化を進めます。

達成目標（成果指標）

指標	令和6年度 現状値	令和11年度 目標値	令和15年度 目標値
学習の中でPC、タブレットなどのICT機器を活用することで、楽しみながら学習を進めることができていると思う児童生徒の割合（小中学校）	88.8%	97%	100%
ICTを活用した授業が、学習意欲の向上につながっていると考える生徒の割合（高等学校）	87.0%	97%	100%

5 グローバル社会に対応した教育の推進

めざす姿

- 日本の文化に対する深い理解を前提として、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、国際理解の精神等を身に付け、様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成を目指します。

現状と課題

- グローバル化の進展に伴い、本県においても世界的規模で企業活動が展開され、また、観光面でも海外からの誘客が拡大していること等から、今後ますます広い視野を持った人材が求められます。
- 国際社会で活躍する人材を育成するためには、我が国やふるさとの伝統文化の良さに対する理解を深め、発信する力を育むとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を児童生徒が身に付けるための教育の充実が求められます。
- 国際理解教育という観点から、日本国内での外国人との交流や海外研修旅行等の直接的な体験に加えて、オンラインの活用を通して、様々な国の人々と交流する機会を増やしていくことが大切です。
- 英語教育については、小・中・高等学校の連携は大切な要素であり、指導内容や指導方法の共有が課題となっています。
- 小学校では、児童が英語の基本的な表現に慣れ親しみながら、実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるための授業づくりが求められており、教員の指導力を更に高める必要があります。
- 中学校、高等学校では、生徒の英語力を高め、授業を英語による実際のコミュニケーションの場とするため、英語教員の英語力・指導力を向上させることが必要です。（図表 I-18、図表 I-19）

（図表 I-18）国の教育振興基本計画で目安とする英語力の水準に達している生徒の割合

本県	中学校	高等学校
国の目標（計画）	60.0%	60.0%
R6年度実績	47.4%	49.1%

※国の「第4期教育振興基本計画」の目標値
以下の水準の中高生の割合を6割以上とする。
・中学校：CEFR A1以上 ・高等学校：CEFR A2以上

出典：新潟県教育委員会調べ

(図表 I-19) 国の教育振興基本計画（第2期）で目安とする英語力の水準に達している英語教員の割合

本県	中学校	高等学校
R6年度実績	49.8%	78.2%

※国では目標値を設定していない。

※参考：「第2期教育振興基本計画」の目標水準
英検準1級・TOEIC730点・TOEFLiBT80点以上

出典：新潟県教育委員会調べ

施策の展開方向

■ 国際理解教育の推進

- 各学校においては外国人との交流活動やALTの活用、スピーチコンテスト等を通じた国際理解教育をさらに推進し、グローバルな視点と新潟に対する郷土愛を持ちながら行動できる人材育成を図ります。
- 高等学校においては、海外研修や外国人留学生と交流する機会を充実させるとともに、オンラインを通じた国際交流の推進を通じて、異文化への理解を深めるほか、多様な価値観を育み、様々な国の人々と協働する態度を育成します。
- 様々な文化的・言語的背景等、異なる立場や価値観等の多様性を尊重し、違いを認め合いながら多様な他者と協働し、創造的に生きていくために必要な資質・能力の育成に向けて、実社会や実生活の中で、主体的・協働的に探究する学習を推進します。

■ 教員の英語力と指導力の向上

- 小・中・高等学校で牽引役として活躍できる英語教育を推進するリーダーを養成し、リーダーを中心として各地域の教員の英語力と指導力を高めます。各学校における授業参観や授業研究等の校内研修の確実な実施を促します。さらに、自己研修としての外部検定試験等の受検を推奨し、教員自身の英語力の向上を図ります。

■ 効果的な授業づくり

- 他校種との情報交換や各種研修会を通して、コミュニケーション能力を育成する授業づくりが進められるよう支援します。
- 外部検定試験や各種調査等から、生徒の英語力の実態を分析し、中学校・高等学校における改善方法を示します。また、「話す（やりとり）」「話す（発表）」「書く」「聞く」「読む」の4技能5領域をバランスよく習得できる指導と評価を取り入れた授業づくりを進めます。

達成目標（成果指標）

指 標	令和6年度 現 状 値	令和11年度 目 標 値	令和15年度 目 標 値
CEFR ^(注) のA1レベル相当以上を達成した生徒の割合（中学校）	47.4%	75%	80%
CEFRのA2レベル相当以上を達成した生徒の割合（高等学校）	49.1%	62%	66%
国際理解教育に取り組んだ学校の割合（小・中学校）	小 25.8% 中 22.4%	小 40% 中 36%	小 50% 中 50%
国際交流を行った学校の割合（高等学校）	31.9%	40%	50%

(注)「CEFR」：外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠。A1レベルは英検3級相当、A2レベルは英検準2級相当

6 持続可能な社会を構築する教育の推進

めざす姿

- 持続可能な社会の構築に向けて、環境教育を中核としたE S D^(注)（持続可能な開発のための教育）を推進し、環境の保全やよりよい環境の創造に貢献できる実践的な態度と資質・能力を育成します。

現状と課題

- 地球温暖化に伴う豪雨等災害の頻発化・激甚化の状況を踏まえ、脱炭素社会の実現とSDGsの達成を一体的に目指すE S Dの重要性が高まっています。県が掲げる脱炭素社会の実現に向けた取組と照らし合わせ（図表 I -20）、環境教育をE S Dの中核に据えながら、気候変動対策と持続可能な地域づくりに即した学びの機会の提供が求められます。
- E S Dの実施に当たっては、これまでの社会の在り様を変えるための新たな価値観を創出し、課題に主体的に向き合う力を育てることができるよう、知識のみでなく、行動力を身に付けることが求められます。
そのため、小・中学校では、地域の自然体験や地域住民との協働を通じて、環境保全や脱炭素社会の実現に向けた取組を充実させています。今後はこれらの取組をさらに拡大し、児童生徒の一人一人が日常生活の中で、環境問題を自分ごととして捉えるとともに、課題解決に向けた知識及び行動力を身に付けるための教育の一層の推進が必要です（図表 I -21）。
- 高等学校においては、小・中学校の学習を踏まえ、持続可能な社会の形成者として、環境の保全に貢献し、主体的に行動できる人材の育成が求められています。総合的な探究の時間等において、環境課題をテーマとした探究活動を行っている学校もあります。
- 自然環境を守るための知識や技術等を学ぶことに加えて、新潟水俣病についても理解を深めることが必要です（図表 I -22）。新潟県で発生した公害病である新潟水俣病の学習においては、「環境と人間のふれあい館」を活用するほか、身近な環境調査活動を行いながら、継続的に取り組むことが重要です。

(注)「E S D」: Education for Sustainable Development の略。「持続可能な開発のための教育」と訳している。持続可能な社会の担い手を育むための教育。現代社会の様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことで、課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。環境、国際理解、多文化共生、人権、平和等の内容が含まれる。

(図表 I-20) 新潟県 2050 年カーボンゼロの実現に向けた戦略 (抜粋)

脱炭素社会構築に向けた4つの柱		あらゆる主体が連携して以下の4つを柱とする取組を推進	
再エネ・脱炭素燃料等の『創出』～Create～ <ul style="list-style-type: none"> ● 業種間連携促進等、エネルギー産業の脱炭素化促進 ● 主要港湾における次世代エネルギー受入環境の整備 ● 再エネ・脱炭素燃料等導入促進 	再エネ・脱炭素燃料等の『活用』～Consume～ <ul style="list-style-type: none"> ● 再エネ・脱炭素燃料等の利活用促進 ● 自動車の脱炭素化 (EV、FCV等) の普及促進等 		
省エネ・省資源でCO₂排出を『削減』～Cut～ <ul style="list-style-type: none"> ● 住宅・建物の省エネ化 (ZEH、ZEB等) 促進 ● 日常生活・事業活動の省エネ・省資源化推進 ● 普及啓発、カーボンニュートラル教育の推進 	CO₂の『吸収・貯留』～Capture～ <ul style="list-style-type: none"> ● 循環型林業の推進、広葉樹林の整備 ● 森林吸収等に基づくカーボンクレジットの有効活用促進 ● カーボンリサイクル等の技術開発／基盤整備／事業化に向けた支援 		

(図表 I-21) 外部講師による地域の自然観察会



(図表 I-22) 「環境と人間のふれあい館」新潟水俣病学習



施策の展開方向

■ 環境教育を中核としたESD (持続可能な開発のための教育) の促進

- 小・中学校のESDの取組を充実させるために、「持続可能な開発のための教育 (ESD) 推進の手引」^(注1)の活用例や脱炭素社会の実現に向けた取組をはじめとする先進的な実践事例、新潟県脱炭素ポータルサイトの活用事例等を紹介し、学校の教育課程の中にESDを位置付け、各校の実態及び児童生徒の発達段階に応じて持続可能な社会の担い手の育成を推進します。
- 高等学校においては、持続可能な社会の形成者として、環境の保全に貢献し、主体的に行動できる人材の育成を目指し、小・中学校等での学びを生かすとともに、国際交流や環境保全活動等において、研究機関やNPO等との連携を推進します。
- ユネスコスクール^(注2)加盟校をはじめとした県内の学校における先進的な事例や環境学習を進めるための教育資源を積極的に紹介し、県全体での取組を促進していきます。

(注1) 「持続可能な開発のための教育 (ESD) 推進の手引」：ESDに関する直近の国際的動向や学習指導要領の改訂も踏まえた持続可能な開発目標 (SDGs) を実現するための行動、実践を促進するための手引。令和3年5月改訂

(注2) 「ユネスコスクール」：ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校。文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会では、ユネスコスクールをESDの推進拠点として位置付けている。本県は国公立・私立を含め、32校園が加盟している (令和7年現在)。

■ 本県独自の環境教育の推進

- 令和7年度に公式確認60年を迎えた、四大公害病の一つである新潟水俣病の学習をより効果的に推進するため、新潟水俣病と水環境をテーマにした「環境と人間のふれあい館」を学習拠点としたフィールドワークのモデルやオンライン教材を活用した授業づくりの提案を進め、継続的な指導・支援を行うことで、学習の質の向上を図っていきます。

達成目標（成果指標）

指 標	令和6年度 現 状 値	令和11年度 目 標 値	令和15年度 目 標 値
各教科等で学習する内容や学年間の関連性を明確にした環境教育全体計画がある学校の割合（小・中学校）	86.5%	90.5%	100%

7 夢や希望をかなえるキャリア教育の推進

めざす姿

- 児童生徒が進路や職業、地域への理解を深め、自ら将来像を描き、夢や希望に向かって成長しています。

現状と課題

- キャリア教育は、複雑化・多様化する現代社会の中で、児童生徒が社会や職業との関連を意識しながら主体的に自己の進路を選択・決定する能力を高め、望ましい勤労観、職業観、人生観を育むために重要です。本県では、「郷土愛」や社会人・職業人として自立して生きていくために必要な「基礎的・汎用的能力^(注1)」を育成するため、地域に根差したキャリア教育に取り組んできました。
- キャリア教育の推進に当たっては、小・中・高等学校の各段階で取り組む内容や時期、教科等を体系的・系統的に整備した取組が必要です。
各学校では、地域の特色やそれぞれの教育目標に基づいてキャリア教育の基本理念等を示した全体計画を作成しており（図表 I-23）、小・中・高等学校におけるキャリア・パスポート^(注2)の活用、外部人材の活用、発達段階に応じた職場見学、職場体験、インターンシップ^(注3)等を実施しています（図表 I-24）。
- 高等学校卒業後の新規就職者で、就職後3年以内に離職する割合は、本県は全国よりも低い数値で推移（図表 I-25）しているものの、依然として30%前後となっています。「労働時間・休日・休暇の条件」、「賃金の条件」、「人間関係」、「仕事が合わない」を離職の理由とする割合が高いことから、職業理解、職業意識形成を促進させるとともに、人間関係を円滑に築き、共同して社会に参画し、今後の社会を形成できる力（人間関係形成・社会形成能力）の育成が重要です。
- 近年、生産年齢人口が減少しています（図表 I-26）。学校、産業界、自治体、家庭、地域社会等と継続的で密接な協力と連携を図り、体験的・実践的な取組を充実させ、地域産業への理解と愛着を高める取組も重要です。
- 産業構造及び就業構造の変化、グローバル化の進展等、児童生徒の進路をめぐむ状況は大きく変化しています。予測困難な時代を生き抜くため、チャレン

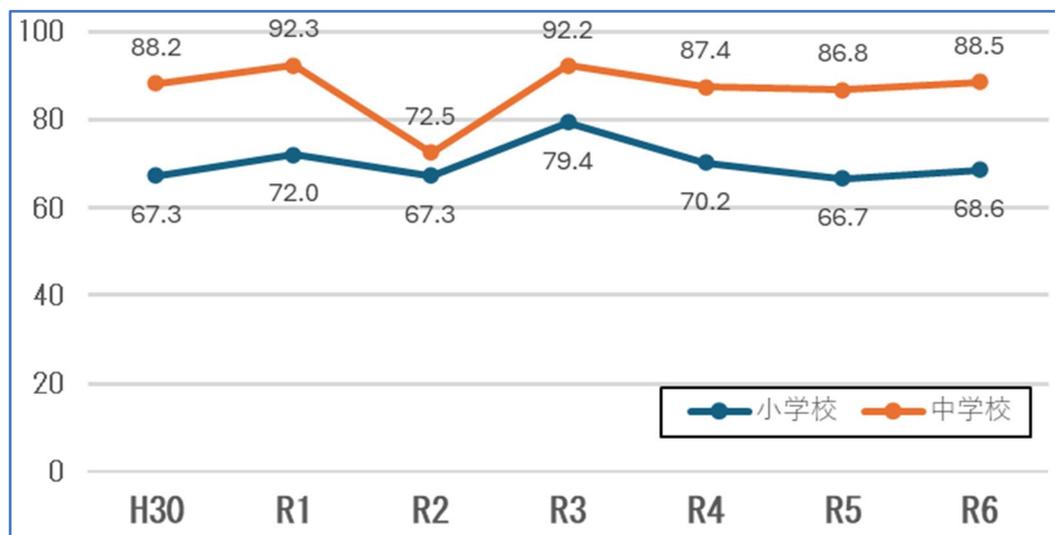
(注1)「基礎的・汎用的能力」：社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力。文部科学省はこれを「人間関係形成・社会形成能力」、「自己理解・自己管理能力」、「課題対応能力」、「キャリアプランニング能力」の4つの能力に整理している。

(注2)「キャリア・パスポート」：児童生徒が小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる活動について記入し、記録を保管するポートフォリオのこと。

(注3)「インターンシップ」：比較的短期間の就業体験で勤労観・職業観等の育成を図る活動

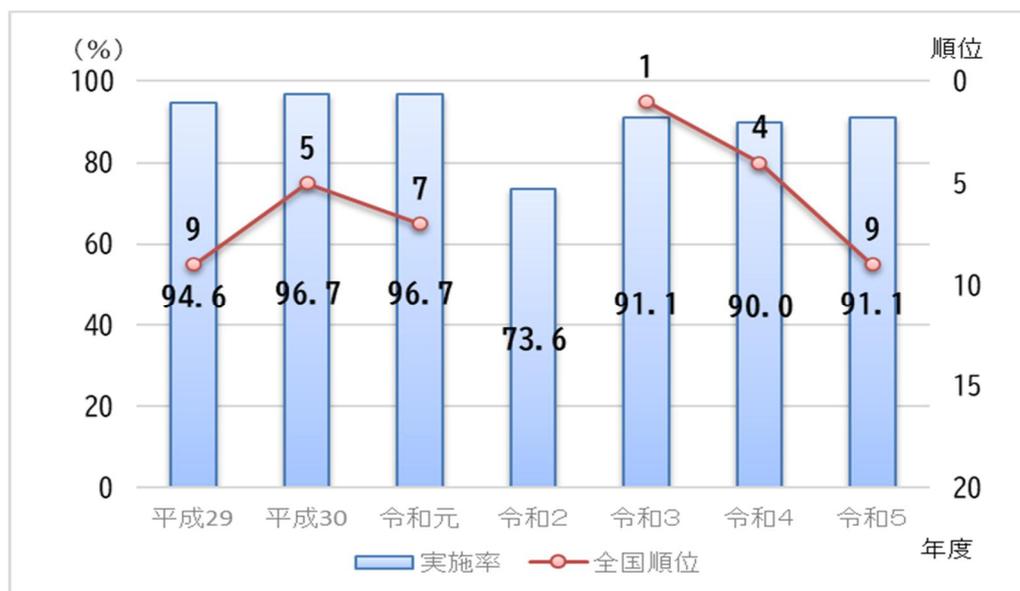
ジ精神、創造性、探究心等の起業家精神や起業家的資質・能力^(注1)を育むことで、児童生徒が主体的に自己の進路を選択決定できるよう、アントレプレナーシップ教育^(注2)の推進が必要です。

(図表 I-23) 各学年で取り組む内容や時期・教科等を示したキャリア教育年間計画を整備している学校の割合（県内小・中学校）



出典：新潟県教育委員会義務教育課
「小・中学校教育課程の編成・実施状況等に関する調査」

(図表 I-24) 高等学校におけるインターンシップ等実施率の推移

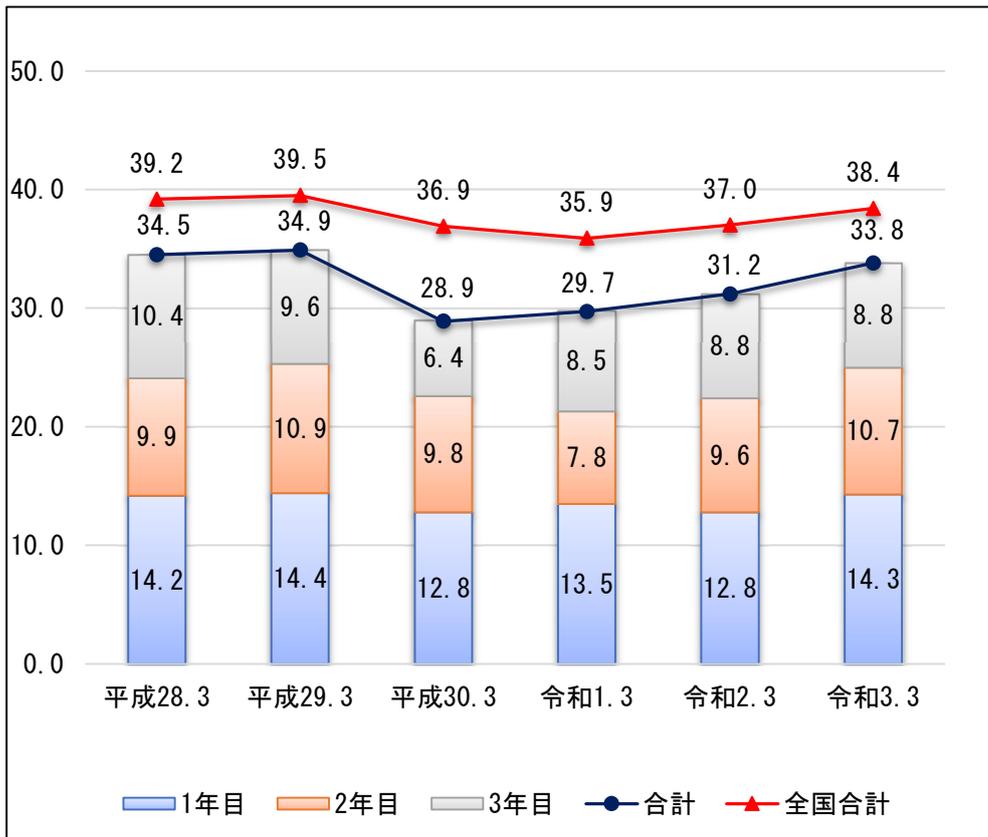


令和2年度は、県独自調査のため、全国順位なし

出典：国立教育政策研究所「令和5年度職場体験・インターンシップ実施状況等調査」

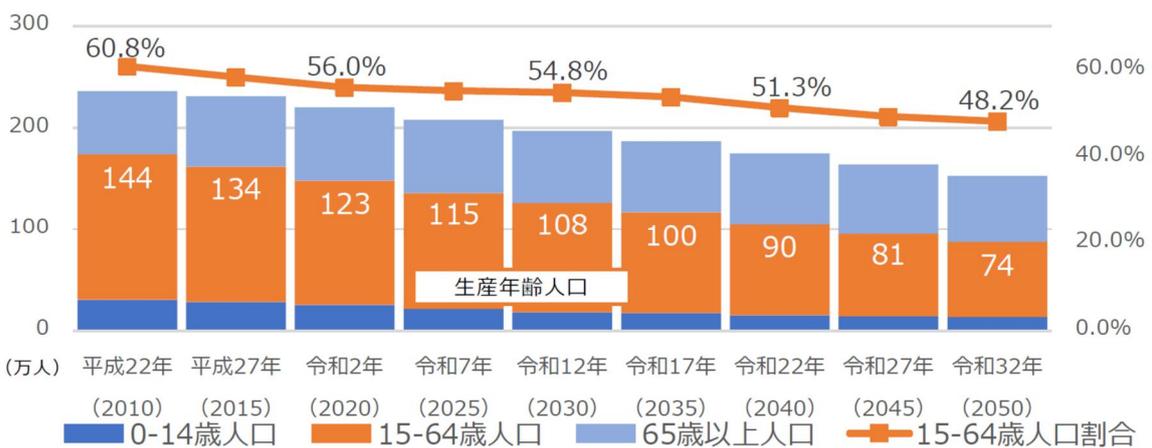
(注1) 「起業家的資質・能力」：情報収集・分析力、判断力、実行力、リーダーシップ、コミュニケーション力等
(注2) 「アントレプレナーシップ教育」：起業に限らず、新事業創出や社会課題解決等、新たな価値を生み出す姿勢や発想・能力等（アントレプレナーシップ、起業家精神）を身に付けるための教育

(図表 I -25) 新規学卒就職者の学歴別就職後3年以内離職率の推移
(新潟県・高等学校卒)



出典：新潟労働局職業安定課調べ

(図表 I -26) 新潟県の生産年齢人口（15-64歳）の将来推移



出典：総務省「国勢調査」、
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」を基に県作成

施策の展開方向

■ 早期から一貫したキャリア教育の推進

- 自分の将来を設計する力を育成するためには早期から一貫したキャリア教育が必要となることから、小・中学校では、「夢創造、ナビゲーション月間」^(注)の実施等の取組を推進します。また、各学校で、学年で取り組む内容や時期、教科等を示した年間指導計画の整備を進めるとともに、キャリア・パスポートの活用を図ることを通して、小・中・高等学校の連携を一層推進します。
- 様々な職種に携わる方へのインタビュー等を撮影し、キャリア教育Webサイトにキャリア教育関連動画を掲載するなど、小・中学校における1人1台の学習用端末を利活用した学習を支援します。
- 生徒が自らの生き方を考え、自分の将来を設計できるようにするため、上級学校見学や企業見学等の一層の充実を図ります。また、労働局等の関係機関とも連携し、「若者のための労働ハンドブック」を活用するなど、働くことの意義や労働法制等について理解を深めるための取組を推進します。

■ 家庭・地域・産業界と連携した教育活動の充実

- 教員を対象とした各種研修会等において、郷土愛や基礎的・汎用的能力育成の視点を取り入れた具体的な年間指導計画の整備を呼びかけ、各教科等全ての教育課程でキャリア教育を推進する体制を整えます。
- 学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるように、義務教育段階から家庭・地域・産業界が連携し、体系的・継続的に職場見学・職場体験活動、ボランティア活動、地域行事への参加等豊かな体験の実施を働きかけます。
- 地域の持続的な成長を牽引する人材を育成するため、地元企業での実習や、民間人材を講師に招いた授業等を通じて、最先端の技術や知識を習得するなど、学校が地域や産業界と連携した取組を推進します。
- 特に高等学校においては、生徒が主体的に進路選択する力を育むとともに、地域産業についての理解を深めるため、産業界と連携し課題解決型インターンシップ等の取組を推進します。

(注)「夢創造、ナビゲーション月間」：7月をキャリア教育に重点的に取り組む月とし、キャリア教育関連動画等を活用した授業やキャリアカウンセリング、将来の夢等に関する家族との対話を行う期間としている。

- 専門高校等では、デュアルシステム^(注)の更なる充実を図り、高度な専門知識や実践的な技術・技能を有する人材を育成するとともに、職業意識を醸成します。また、普通科においても、将来の多様な進路選択に対応できるよう、企業見学やインターンシップ等の機会を充実させ、職業観や勤労観を深めるとともに、主体的に進路を選択する力を育成します。

■ アントレプレナーシップ教育の推進

- 児童生徒が、自己肯定感や協働性、創造性等の非認知能力を育み、将来に夢や希望をもちながら、新しいことにチャレンジする意欲や失敗、挫折を乗り越えていく力を身に付けられるよう、アントレプレナーシップ教育を推進します。
- アントレプレナーシップ教育を実践するための要点をまとめたプログラムを全ての学校に周知し、小・中・高等学校の活動について相互に情報共有しながら、各教科や総合的な学習の時間においてアントレプレナーシップ教育の視点を加えて実施するキャリア教育の普及を促進します。

達成目標（成果指標）

指 標	現状値	令和11年度 目 標 値	令和15年度 目 標 値
「進路実現に学校は役に立っている」と感じている生徒の割合（高等学校） [再掲]	74.5% (令和6年度)	77%	81%
地域や企業の課題を教材として取り上げた学校の割合（小・中・高等学校）	33.5% (令和6年度)	50%	65%

(注)「デュアルシステム」：長期の企業実習と専門教科の学習を組み合わせ、専門高校等における実践的な技術・技能の習得を目指す職業教育の仕組み

8 豊かな心、倫理観、規範意識などをはぐくむ教育の推進

(1) 道徳教育・体験活動・情操教育の推進

めざす姿

- 心に響く道徳教育の推進や、学校内外における体験活動・文化活動の充実等により、児童生徒の豊かな情操や倫理観、規範意識、自己肯定感、前向きに挑戦しやり遂げる力を育成します。

現状と課題

- 心に響く道徳教育を推進するためには、児童生徒の実態に即した創意工夫ある授業づくりや、家庭地域と連携した多様な授業づくりを行うことが大切です。本県の道徳教育の「推進に向けた研修の実施」や「地域との連携」は十分とは言えず、「家庭との連携」については小学校と中学校の間に大きな差があるなどの課題が見られます（図表 I-27）。このような状況を踏まえ、道徳教育の研修の充実を図るとともに、「考え、議論する道徳」となるような授業づくりをすることが一層重要となります。

（図表 I-27）道徳教育推進の取組の実施状況（本県公立小・中学校）（％）

	小学校	中学校
推進に向けた研修の実施	58.5	66.7
家庭との連携	83.7	46.1
地域との連携	40.9	32.1

出典：新潟県教育委員会 令和7年度「新潟県小・中学校教育課程の編成・実施状況等に関する調査」

- 令和7年度「全国学力・学習状況調査」の結果によると、「人の役に立つ人間になりたい」と答える県内の児童生徒の割合は高い一方、課題として「自分にはよいところがある」、「将来の夢や目標を持っている」と答える割合は、年齢を増すごとに低くなる傾向が見られます（図表 I-28）。このような状況を踏まえ、児童生徒に自己肯定感や思いやりの心、前向きに挑戦する力等を育成することが求められます。

（図表 I-28）「自分にはよいところがあると思うか」、「将来の夢や目標を持っているか」、「人の役に立つ人間になりたいと思うか」への回答状況（本県公立小・中学校）

質問項目	調査対象	回答(%)			
		当てはまる	どちらかという当てはまる	どちらかという当てはまらない	当てはまらない
自分には、よいところがあると思いますか	小学6年生	47.7	40.2	8.9	3.2
	中学3年生	39.4	46.8	11.0	2.7
将来の夢や目標を持っていますか	小学6年生	59.1	24.5	10.7	5.7
	中学3年生	30.6	34.4	24.7	10.0
人の役に立つ人間になりたいと思いますか	小学6年生	76.4	20.7	2.1	0.7
	中学3年生	72.8	24.3	2.1	0.7

出典：文部科学省 令和7年度「全国学力・学習状況調査」

- 体験活動は、児童生徒が身体の諸感覚を使い、創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力等を育み、心身の健康を維持することにつながるものです。

しかしながら、令和4年度「青少年の体験活動等に関する意識調査」では、自然体験について、「少ない」「やや少ない」と感じている青少年の割合が年々増加しており、学校や青少年教育施設等が相互に連携し、児童生徒に豊かな体験活動を提供することが必要です（図表 I-29）。

（図表 I-29）自然体験の回数に関する意識調査（小4～小6、中2、高2）

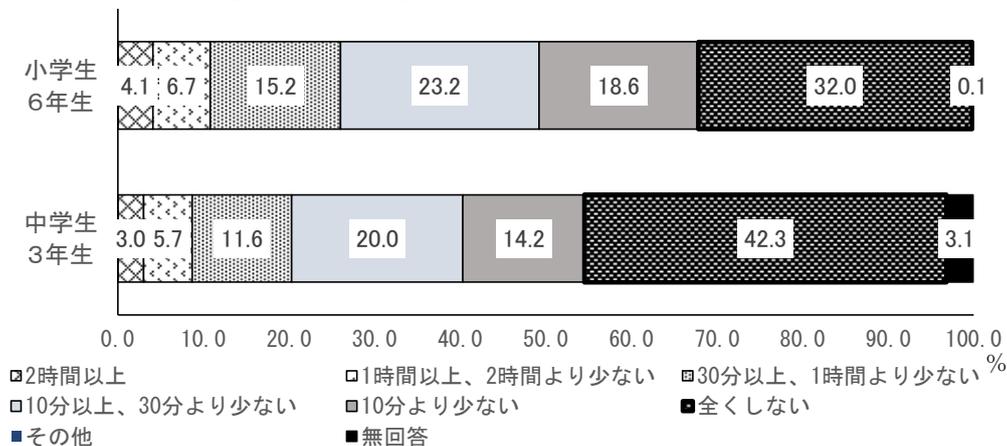


出典：国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する意識調査（令和6年度調査）」

- 豊かな情操や倫理観、規範意識等を育むためには、児童生徒が自ら考え行動し、社会的活動に参画するための知識や教養が身に付く契機となる読書に親しむことが大切です。

しかしながら、本県における児童生徒の不読率（1日当たり読書を全くしない割合）は、年齢が上がると高くなる傾向にあり、全ての児童生徒が積極的に読書に親しめる環境づくりが必要です（図表 I-30）。

（図表 I-30）「学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか（電子書籍の読書も含む。教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）」への回答状況（本県公立小・中学校）



出典：文部科学省「令和7年度 全国学力・学習状況調査」

施策の展開方向

■ 道徳教育の充実

- 道徳教育を推進するため、児童生徒の発達段階を踏まえた小・中学校、高等学校、特別支援学校の合同研修会（指定研修）やオンラインを含めた道徳教育研修を実施し、指導・助言に努めます。
- 指導主事等の学校訪問を通じて、校内研修や若手を中心とした教職員の道徳の授業づくりを支援します。
また、授業づくりの参考となる動画や県内の好事例、研修資料等様々な情報を発信し、共有することにより、各学校における道徳教育の取組を支援します。
- 高等学校においては、学校ごとに、公民科の「公共」及び「倫理」の授業や学校行事等の特別活動における指導を中核とし、教育活動全体を通じて道徳教育を展開します。

■ 体験活動、情操教育の充実

- 児童生徒が規範意識や自己肯定感、挑戦しやり遂げる力を育むことができるよう、学校や青少年教育施設^(注)等が相互に連携・協力し、自然体験活動を推進します。青少年教育施設等では、様々な体験活動プログラムを開発するとともに、SNS等の広報機能を十分活用した情報提供をしていきます。
- 仲間との協力が必要な体験活動等を提供し、児童生徒が達成感を味わい、自分に対する自信を深める中で、自己肯定感を向上することができるよう取組の充実を図ります。
- 児童生徒が読書を通して豊かな心を培うよう、家庭、地域、学校、関係団体が相互に連携・協力し、乳幼児期から発達段階に応じて読書に親しめる機会の提供等に努めるとともに、読書活動の意義や重要性について周知・啓発活動を行い、社会全体でこどもの読書活動を推進する機運を醸成します。

達成目標（成果指標）

指標	令和7年度 現状値	令和11年度 目標値	令和15年度 目標値
児童生徒の自己に対する肯定的評価の割合（小・中学校）	小 89.5% 中 82.8%	小 93% 中 86%	小 97% 中 90%

(注)「青少年教育施設」：青少年対象の研修・体験用施設。本県では少年自然の家（胎内市）を設置

(2) 人権教育、同和教育の推進

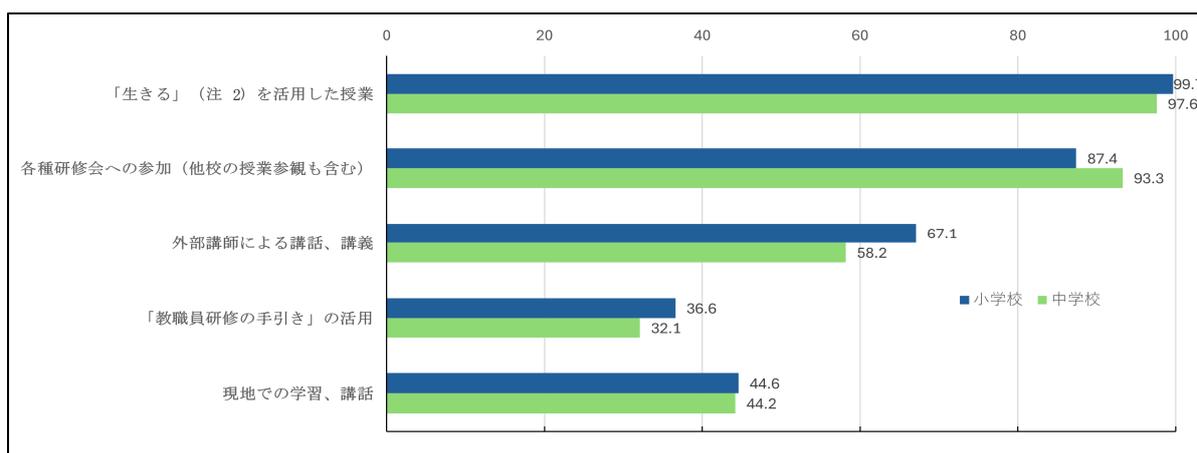
めざす姿

- 人権に関する理解を深め、全ての人々の人権を尊重し、互いの大切さを認め合う態度や行動力を児童生徒が身に付ける教育を実現します。

現状と課題

- インターネットやSNSの普及と拡大により、他人を誹謗中傷し、不当な差別を助長・誘発するような人権に関わる深刻な状況が発生しています。相手の顔が見えないことや、匿名性が高いことから軽い気持ちで誹謗中傷を行ってしまうことが考えられます。そこで、児童生徒が自分の大切さとともに、他者の大切さを認めることができるような人権感覚を育む機会を充実させる必要があります。
- 社会においては、同和問題をはじめとして、いじめや児童虐待、女性への暴力、北朝鮮当局による拉致問題等、様々な人権課題があります。また、性的指向及びジェンダーアイデンティティ^(注1)を理由とする不当な差別も問題となっています(図表I-31、図表I-32)。
- 拉致問題については、持続的な啓発や気運の醸成等を目的とした「新潟県拉致問題等の啓発の推進に関する条例」が定められました。

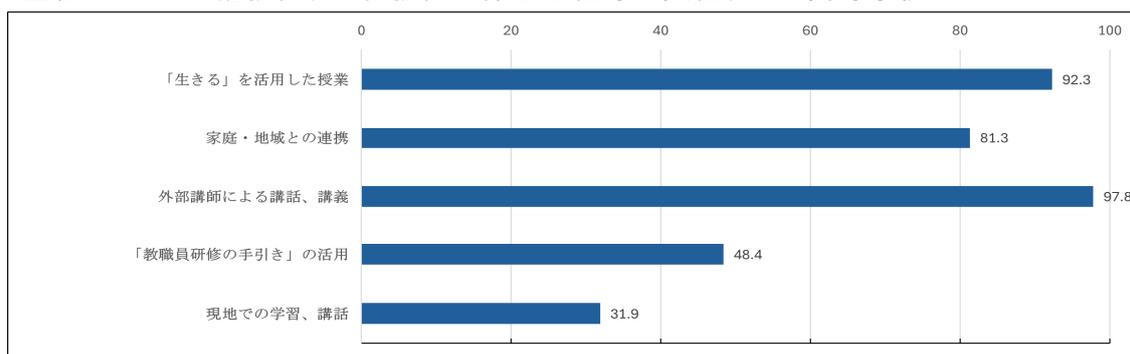
(図表 I-31) 人権教育、同和教育に係る取組等の実施状況(小・中学校)



出典:新潟県教育委員会 令和6年度「小・中学校教育課程編成・実施状況等に関する調査」
(新潟市を除く全小・中学校)

(注1)「ジェンダーアイデンティティ」:「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(令和5年法律第68号)において、「ジェンダーアイデンティティ」を「自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう」と定義
(注2)「生きる」:新潟県同和教育研究協議会作成の同和教育副読本

(図表 I -32) 人権教育、同和教育に係る取組等の実施状況 (高等学校)



出典:新潟県教育委員会 令和6年度「人権教育、同和教育研修・指導実施状況報告書」
(全県立高等学校、県立中等教育学校)

施策の展開方向

■ 人権感覚をはぐくむ教育の充実

- 各学校において、同和問題やいじめ、拉致問題等様々な人権課題について児童生徒が着実に学ぶことができるよう、指導内容や評価、各教育活動との関連を明示した指導計画等の作成・改善を促します。また、「人権教育強調週間」を設定し、各学校の取組が効果的なものとなるよう、指導と支援に努めます。
- 児童生徒に、同和問題についての正しい認識と確かな人権感覚を身に付けさせるため、各学校での充実した授業づくりに向けて、「生きるⅠ～Ⅴ」の活用を促します。
- 拉致問題等に関して児童生徒が関心と理解を深めることができるよう、啓発の推進に努めます。

■ 研修の充実

- 教職員が、同和教育を中核にした人権教育の着実な実践に取り組めるよう、各学校における校内研修や差別の現実に学ぶ現地研修を促進します。
- 教職員の人権教育、同和教育の授業力の向上のために、研修会の工夫・改善や人権教育、同和教育に関する授業研究への積極的参加を促し、授業づくりを学ぶ機会を設けます(図表 I -33、図表 I -34)。
- インターネットやSNS上での人権侵害について、教職員がプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるとともに、情報リテラシー向上のための指導技術等を習得できるような研修を実施します。

(図表 I-33) 人権教育、同和教育の授業
研修会



(図表 I-34) 人権教育、同和教育指導者
実践の参観での意見交換



■ 男女共同参画社会実現に向けた教育の充実

- 男女共同参画社会の実現に向けて、男女の平等、男女の相互理解と協力、家族の一員としての役割を果たしながら家庭を築くことの重要性等について理解を深める教育が充実するよう、各教科の内容と関連付けた指導や参加体験要素を取り入れた実践等の情報提供を行うなどの支援に努めます。
- 性別による固定的な役割分担意識や職業観にとらわれず、個性と能力を十分に発揮できる進路選択が可能になるよう、キャリア教育や進路指導と関連付けた人権教育の推進について学校への指導と支援に努めます。

達成目標（成果指標）

指標	令和6年度 現状値	令和11年度 目標値	令和15年度 目標値
現地研修会実施率（人権教育、同和教育）（小・中・高等学校）	45.5%	58%	70%
人権教育の中で男女平等について取り上げた学校の割合（小・中・高等学校）	58.9%	65%	70%

(3) ふるさとへの貢献意欲を高める教育の推進

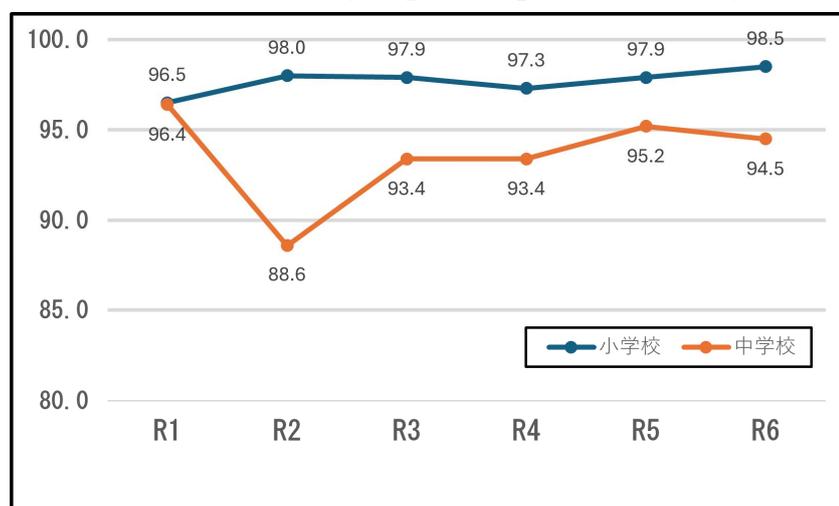
めざす姿

- ふるさとの自然や歴史、文化等の学びを通じて、ふるさとを愛する心を育み、ふるさとへの貢献意欲を高めます。

現状と課題

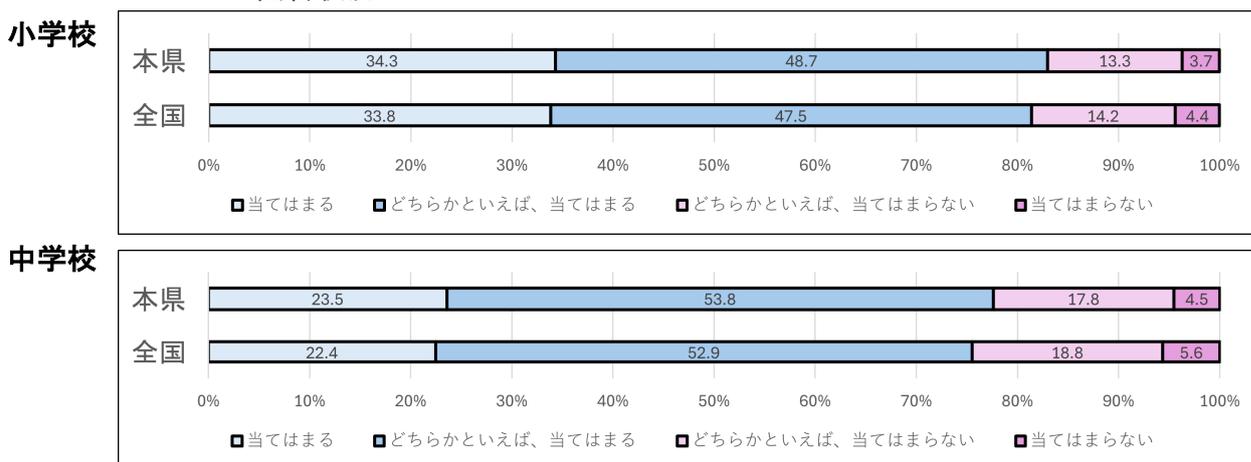
- これまで小・中学校では、総合的な学習の時間をはじめとした様々な学習の中で、地域の自然、歴史、文化について理解を深めるとともに、その成果を家庭や地域に積極的に発信してきました。
- 県の令和6年度「小・中学校教育課程編成・実施状況等に関する調査」において、9割を超える小・中学校が、ふるさとへの愛着や誇りを育む体験活動（ふるさと学習、地域でのボランティア活動等）を行ったと回答しています（図表 I-35）。
- 文部科学省の令和7年度「全国学力・学習状況調査」において、「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」の設問に対して肯定的に答える児童生徒の割合が全国平均をやや上回っている状況です（図表 I-36）。
- 今後も、地域社会の一員として自覚と誇りを持ち、ふるさとを愛し、支え、持続可能な社会の創り手として活躍していく人材の育成に向けて、児童生徒が主体性をもって地域社会と関わり合い、地域とのつながりを深めていくことができる学習活動等の一層の推進が必要です。

(図表 I-35) 質問「ふるさとへの愛着や誇りを育む体験活動（ふるさと学習、地域でのボランティア活動等）を行った」についての回答状況



出典:新潟県教育委員会令和6年度「小・中学校教育課程編成・実施状況等に関する調査」(新潟市を除く全小・中学校)

(図表 I-36) 質問「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」についての回答状況



出典: 文部科学省 令和7年度「全国学力・学習状況調査」

施策の展開方向

■ 地域と連携し、ふるさとへの貢献意欲を高める教育活動の充実

- ふるさとへの理解を深めるため、ふるさとや地場産業に関する教材等を各教科及び総合的な学習の時間等で活用することを推進します。
- ふるさとの伝統文化や自然、歴史についての学習活動等が広く推進されるよう、キャリア教育指導者研修会等を通じて学校の取組を支援します。

■ 県内の仕事人に学ぶ機会の提供

- 児童生徒が地域への理解を深めながら、将来の進路や働き方について考えることができるよう、本県の特産品や伝統工芸品の製造に携わる方々等様々な職業従事者の講師派遣情報を提供するとともに、県で作成した職業観等に関するインタビュー動画の活用例を提示するなど、授業づくりをサポートします。

■ 魅力ある新潟の地域資源を学ぶ機会の提供

- 未来を担う子どもたちが、新潟で育ったことを誇りとし、生き生きと暮らすことができるよう、社会教育施設における、新潟の歩みを示す文書や地域に根ざした生活、文化等魅力ある新潟の地域資源についての講座開催による学習機会の提供や、授業素材等の学習情報の共有に努めます。

達成目標（成果指標）

指標	令和6年度 現状値	令和11年度 目標値	令和15年度 目標値
「地域や社会をよくするために何かしてみたい」と思う児童生徒の割合（小・中学校）	82.6%	86%	90%

9 健康でたくましい心身をはぐくむ教育の充実

めざす姿

- 児童生徒の心身の健康の保持増進や体力の向上を図るとともに、家庭や地域と連携して、生涯にわたって健やかな心身を育むための基礎を培います。
- 食育を通じて、食の安全・安心に関する知識と理解を深め、児童生徒が自らの食を選択できる力を養います。

現状と課題

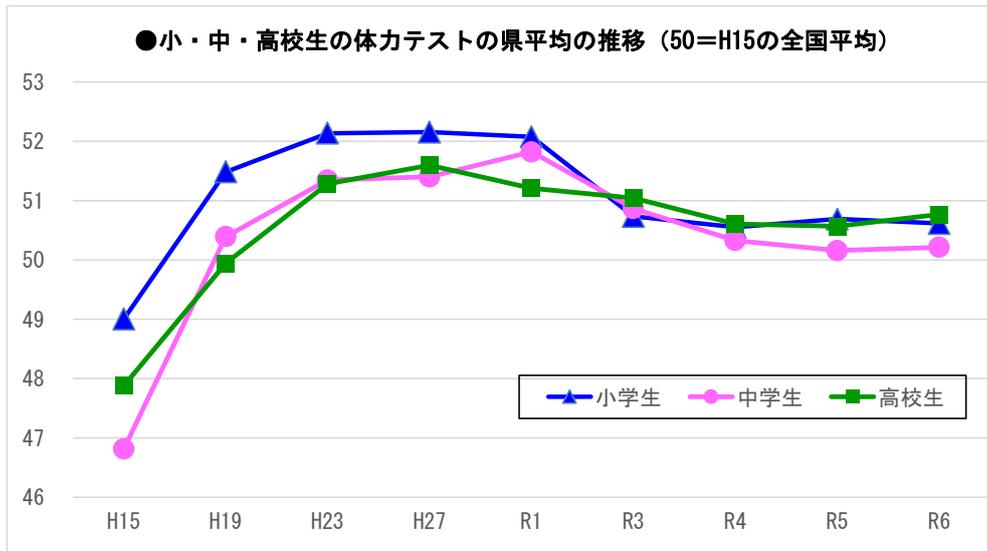
- 児童生徒の心身の健康を保ち、体力の向上を図るためには、生活全体を通じた運動機会を確保するとともに、望ましい生活習慣が身に付くよう、学校における体育・健康教育に係る指導の充実を図ることが重要です。
- 近年、情報化の進展により、様々な健康情報等の入手が容易になっていることから、児童生徒が健康に関する正しい知識を身に付け、適切な意思決定や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成する必要があります。
- 運動やスポーツをすることが好きと感じている児童生徒ほど体力テストの総合評価が高く、卒業後の運動への意欲も高くなる傾向にあることから（図表 I-37）、運動やスポーツに対する好意的な意識を形成する取組が大切です。
- 体育・保健体育授業等の充実を通じて、運動やスポーツが好きな児童生徒を増加させ、日常から運動に親しみ、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質・能力を育成する必要があります（図表 I-38）。

（図表 I-37）卒業後も運動スポーツをしたい本県児童生徒の割合（％）



出典：スポーツ庁「令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

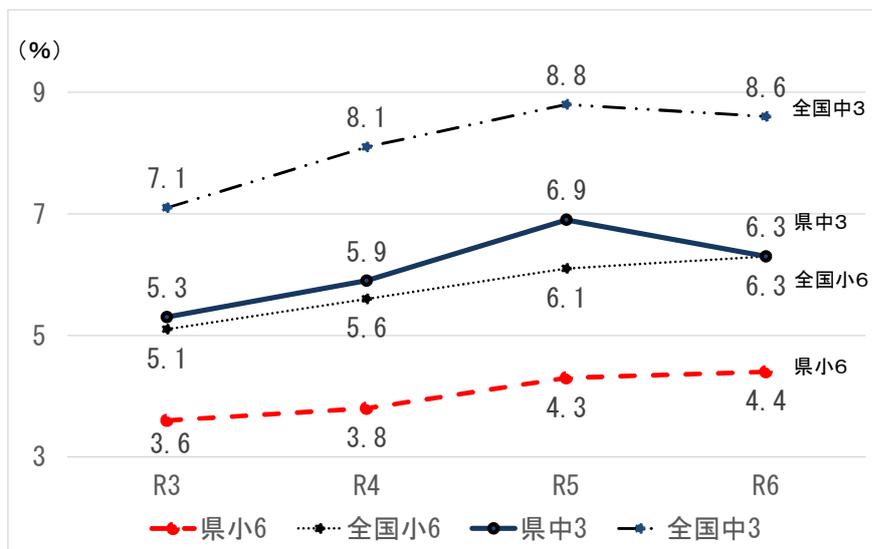
(図表 I-38) 小・中・高校生の体力テスト県平均の推移 (50=H15の全国平均値)



出典：新潟県教育委員会調べ

- 近年、核家族化の進展、共働きの増加、外食や調理済食品の利用の増加等食を取り巻く社会環境が大きく変化した中で、食生活の在り方も変化しています。
- 栄養の偏りや朝食の欠食といった食習慣の乱れ(図表 I-39)等に起因する肥満・やせ等の健康課題が見られるほか、地域の伝統的な食文化が失われつつあることから、学校給食等を通じて(図表 I-40)児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、食育の一層の充実を図る必要があります。

(図表 I-39) 朝食欠食率



(図表 I-40) 学校給食



出典：国立教育政策研究所「全国学力・学習状況調査」(令和3～6年度)

施策の展開方向

■ 望ましい生活習慣づくりの取組の推進

- 適切な学校環境衛生の確保に努めるとともに、児童生徒の疾病、肥満等の予防や、がんや薬物乱用等の現代的な健康課題の解決に向け、教科等の連携や学校保健委員会^(注1)の活用等を通じて、家庭・地域の関係機関と連携し、望ましい生活習慣づくりの取組を推進します。
- 健康三原則（栄養・休養・運動）を基に、体力向上と食育との関連を考慮しながら、健康教育の一層充実した取組を進め、児童生徒が健康づくりの大切さを認識し、生涯にわたって心身の健康の保持増進を実践できる力を養います（図表 I-41）。
- 生活習慣の乱れ等の課題を解決するため、学校保健委員会の活性化を図るとともに、近隣の小・中学校、家庭・地域・専門機関等との連携を促進します。

（図表 I-41）より良い睡眠をとるための授業実践の様子



■ 体力向上の取組の充実

- 外部人材の活用や学校訪問等により体育・保健体育授業等の充実を支援し、児童生徒が、生涯にわたって自ら進んで運動やスポーツに親しむ資質・能力を育成します。
- 小・中・高等学校が教育活動全体で取り組む、「健康増進・体力向上のための『1学校1取組』」^(注2)（図表 I-42）等の充実を図り、児童生徒が、発達段階に応じた適切な運動に積極的に取り組み、体力の向上を図ることができる実践力を育成します。
- 研修会等を充実させ、児童生徒が、体を動かすことやスポーツに親しむことの楽しさや喜びを体験できるよう、教職員等の指導力向上を図ります。

（注1）「学校保健委員会」：学校における健康問題を研究協議し、家庭や地域社会と連携して児童生徒の健康づくりを推進する組織

（注2）「健康増進・体力向上のための『1学校1取組』」：体力低下に歯止めをかけ、バランスのとれた体力向上を目指す、児童生徒の生活習慣や運動習慣の改善に向けた取組のこと。平成16年度から実施している。

(図表 I-42) 健康増進・体力向上のための「1学校1取組」の様子



■ 食育の推進

- 児童生徒が生涯にわたって健全な食生活を実践できるよう、ICT機器等を効果的に活用して、学校の教育活動全体を通じて食育の充実を図り、食の安全・安心に関する正しい知識を養う取組を推進します。
- 地場産物を活用した学校給食による指導や「早寝・早起き・朝ごはん」運動の継続的な推進等、栄養教諭等の専門性を生かしながら、全教職員が連携・協力して指導できる体制を整え、児童生徒が正しい情報を選択し、望ましい食生活を実践する力を育みます。
- 栄養教諭を中核とした、各教科等（保健体育、技術家庭、特別活動等における食に関する領域）における食に関する指導や（図表 I-43、図表 I-44）、肥満・やせ、食物アレルギー等、食に関する健康課題のある児童生徒への個別的な相談指導の充実を図ります。
- 食育について、家庭・地域との共通理解を図る取組を支援するとともに、家庭・地域・生産者等と連携した交流学习、農林漁業体験を推進します。

(図表 I-43) 食に関する指導



(図表 I-44) 食育運営研修会



達成目標（成果指標）

指標	令和6年度 現状値	令和11年度 目標値	令和15年度 目標値
卒業後にも運動やスポーツをした と思う児童生徒の割合（小・中学校）	小 88.4% 中 83.4%	小 89.4% 中 87.4%	小 90% 中 90%

10 部活動改革の推進

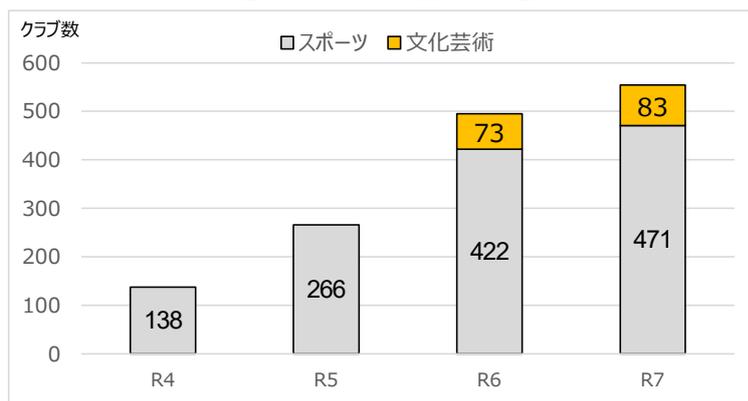
めざす姿

- 急激な少子化の中にあっても、生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を実現します。
- 地理的要因等に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境を整備し、生涯にわたってスポーツや文化芸術と豊かに関わるために必要な資質・能力を育てます。
- 部活動指導に伴う教員の負担軽減を図ります。

現状と課題

- 急激な少子化が進む中においても、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実していくため、中学生のスポーツ・文化芸術活動を学校が主体となる学校部活動から地域が主体となる地域クラブ活動へと展開していくことが必要となっています。
- 休日の部活動については、令和6年8月時点で、全ての市町村において地域展開の推進に向けた協議会の設置や推進計画の策定が完了しており、部活動に代わる地域クラブも増加しています。令和7年5月現在では、県内中学生の約21%が地域クラブに登録しています（図表I-45、図表I-46）。
- 今後、取組の更なる推進に向けて、指導者の確保と質の向上、生徒の安全・安心の確保、活動場所までの移動手段の確保、持続可能な収支構造の構築、さらには平日の部活動の在り方の整理等が課題となっています。
- 休日の部活動の地域展開が進むことで、県内の市町村立中学校における休日の働き方改革に一定の成果が認められる一方で、依然として部活動指導が教員の長時間勤務の主な原因となっている実態があるため、引き続き部活動指導に伴う教員の負担軽減を図る必要があります。

（図表 I -45）地域クラブ設置数の推移



（図表 I -46）地域クラブ活動の様子



出典：新潟県教育委員会調べ

施策の展開方向

■ 生徒の多様なニーズに応じた活動機会の確保に向けた取組の推進

- 活動機会の地域間格差が生じないように、近隣市町村との広域連携や、ICTを活用した遠隔指導等の取組を推進します。
- 県の指導者人材バンクを活用し、指導を希望する人材と地域クラブとのマッチングを積極的に進めることで、生徒の多様なニーズに応じた指導者の確保を支援します。
- 市町村担当者連絡協議会等を通じて、県内外の優良事例や課題解決に向けた取組事例等を共有します。

■ 関係団体等との連携強化や各地域の取組への支援

- 関係団体や民間企業、大学等へ指導者確保等のための連携した取組や協力について働きかけ、課題解決に向けた市町村の取組を支援します。

■ 生徒が安全・安心に活動できる環境の整備

- 指導者による暴力やハラスメント等の不適切行為を防止し、生徒が安全・安心に活動できる環境を整備するため、指導者の資質向上のための取組、事故発生時の緊急対応マニュアルの作成及び相談窓口の設置等の取組を支援します。

■ 部活動の適正化と教員の働き方改革の推進

- 部活動における適切な休養日や活動時間の設定、部活動指導員等の外部人材の活用等により、生徒のニーズに応じた指導の充実、生徒の心身のバランスのとれた生活の確保、教員の部活動指導の負担軽減を図り、生徒にとっても教員にとっても魅力ある部活動の実現に取り組みます（図表 I-47）。
- 部活動の地域展開の進捗による教員の勤務実態の変化を把握しながら、引き続き教員の負担軽減を図ります。

（図表 I-47） 県立高等学校の部活動の様子



達成目標（成果指標）

指 標	令和7年度 現 状 値	令和11年度 目 標 値	令和15年度 目 標 値
市町村認定地域クラブ活動に登録している生徒の割合	21%	51%	78%

11 魅力と活力ある学校づくりの推進

(1) 義務教育段階での取組

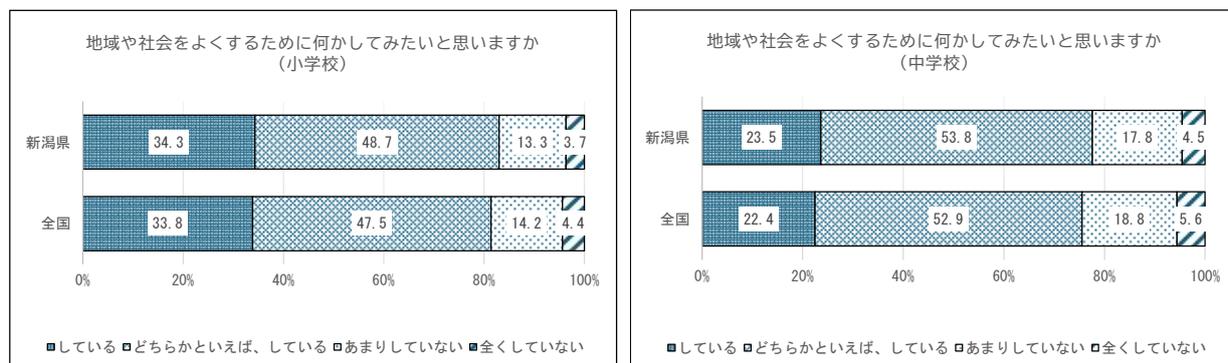
めざす姿

- 地域の特性を生かした学びを推進するとともに、多様な主体と連携した体制づくりにより、魅力と活力ある学校づくりを実現します。

現状と課題

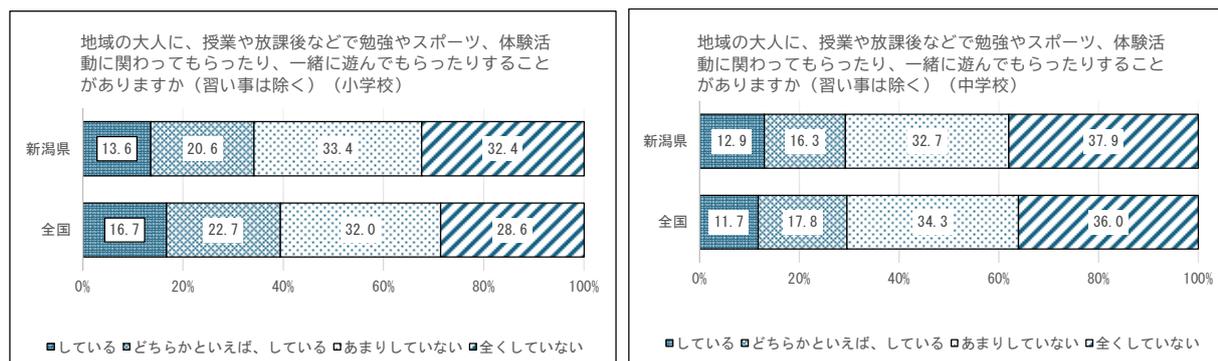
- 令和7年度「全国学力・学習状況調査」の結果によると、「地域や社会をよくするために何かをしてみたいと思う」と答えた本県の児童生徒の割合は、小学校で83.0%、中学校で77.3%と高い水準となっています（図表 I-48）。
一方で、「地域の大人に、授業等の関わりがあった」と答えた児童生徒の割合は、小学校で34.2%、中学校で29.2%にとどまっています（図表 I-49）。
- 地域の特性を生かした学びを推進するためには、地域の産業や文化、人材等を教育活動に取り入れ、児童生徒が身近な課題を自ら考え、行動する力を育むことが重要です。そのために、地域と連携した体験的な学習の機会を充実させるとともに、学校間で教育資源や実践を共有し、学びの多様性を確保することが求められます。
- こうした中で、学校、家庭、地域、関係機関等が役割を分担しながら連携・協働し、教育活動に多様な視点や資源を取り入れていく体制が必要です。

(図表 I-48) 地域への主体的な関わりに関する回答状況



出典：文部科学省 令和7年度「全国学力・学習状況調査」

(図表 I-49) 地域との関わりに関する回答状況



出典：文部科学省 令和7年度「全国学力・学習状況調査」

施策の展開方向

■ 地域の特色を生かし、地域とともに歩む学校づくりの推進

- 地域とのつながりを築いていくためには、学校の日常的な教育活動の中に、地域に根ざした素材や活動を継続的に取り入れる工夫が必要です。たとえば、地域の自然環境を活用した調査活動や、地元の職人・農業者・企業等との協働による探究的な学びを組み込むことで、児童生徒が地域を学びの場として捉えることができます。県では、こうした地域資源を生かした教育の実践を広げるため、先進事例の共有や、指導者向けの研修会を通じて、市町村や学校の取組を支援します。

■ 学校と地域の連携・協働体制の構築

- 学校と地域が継続的に連携・協働できる体制を整備し、児童生徒が地域社会と関わりながら学びを深めていけるよう、コミュニティ・スクール^(注)や地域学校協働本部を活用し、学校・家庭・地域がパートナーとして連携する仕組みの構築を支援します。また、地域住民が学習や活動を通じて地域への理解と絆を深め、地域課題の解決に参画できるよう、取組を推進します。

達成目標（成果指標）

指標名	令和7年度 現状値	令和11年度 目標値	令和15年度 目標値
地域の課題や実状に即した教育活動に地域の人と協働で取り組んだ学校の割合（小・中学校）	69.3%	79%	87%

(注)「コミュニティ・スクール」：教育委員会より任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関である学校運営協議会を設置した学校のこと。

(2) 高等学校教育段階での取組

めざす姿

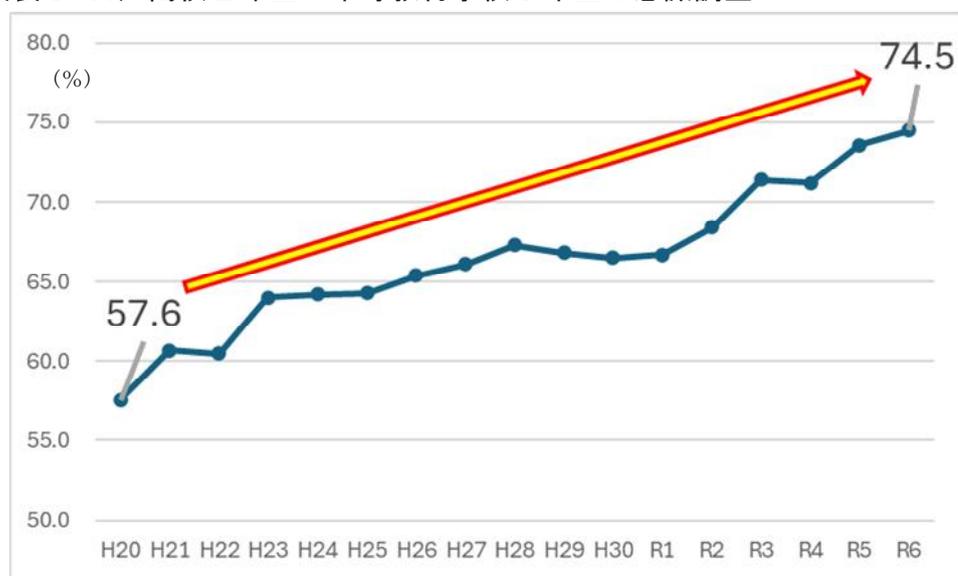
- 生徒一人一人が夢の実現に向けてチャレンジし、生涯を通じて主体的に学び続ける力を育成することができる、魅力と活力ある高等学校づくりを実現します。

現状と課題

- 本県ではこれまで、社会の変化や生徒・保護者のニーズに適切に対応し、新しいタイプの学校の設置や、特色ある学科・コースの設置等、魅力ある学校づくりを進めてきました。
- 本県高校生の意識調査によると、卒業後の進路希望の実現のために、学校の学習内容は「役に立つ」「ある程度役に立つ」と回答した生徒の割合は、平成20年度の57.6%から令和6年度には74.5%へと大幅に上昇しました（図表I-50）。

また、高校生活に対する満足度も全日制で8割を大きく超えており、さらに、高等学校への進学率が99%を超える中で、中途退学率は全国平均を下回る水準で推移しています。こうした結果からも、本県が進める魅力ある学校づくりは、一定の成果を上げているものと考えています。

(図表 I-50) 高校2年生・中等教育学校5年生の意識調査



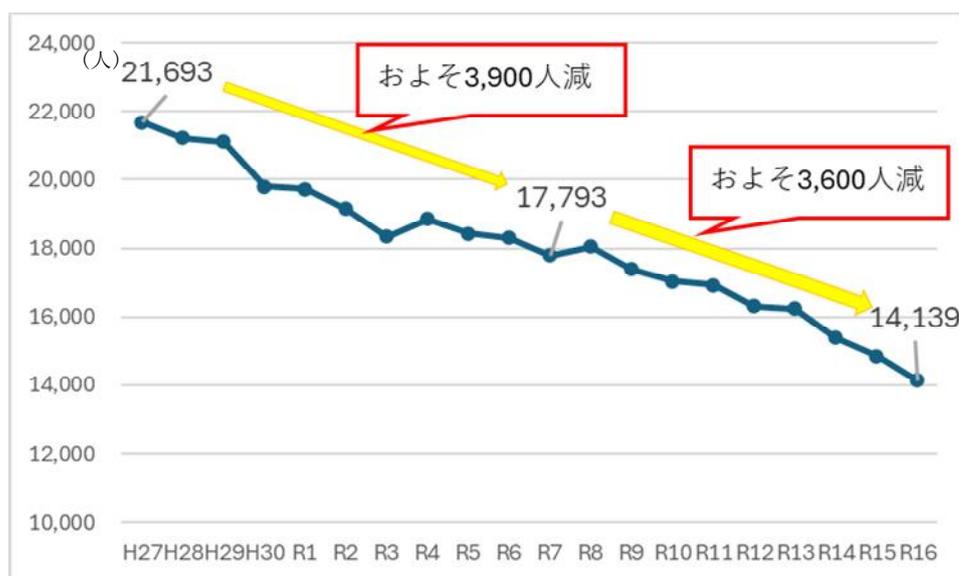
※「卒業後の進路希望実現のために、現在の学校での学習内容は、直接役に立つと思えますか」に対して、「役に立つ」「ある程度役に立つ」と回答した割合の推移

※中高一貫教育校はH20年度から調査

出典：新潟県教育委員会調べ

- 少子化の進行に伴い、中学校卒業生数は、平成 27 年春に比べて、令和 7 年春にはおよそ 3,900 人減少しています。この間、生徒数の減少をほぼ県立高等学校の学級減で対応してきたため、令和 7 年度の募集学級では、全日制課程で 1 学級 9 校、2 学級 14 校という状況となっています。令和 16 年春にはさらに 3,600 人が減少する見込みであり、現状のまま推移すれば県立高等学校の小規模化が一段と進むこととなります（図表 I-51）。

（図表 I-51）中学校卒業数の推移



出典：新潟県教育委員会調べ

- グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造が急速に変化していることに加え、ICT環境の整備や、広域通信制高校の入学者数増加等、高等学校教育を取り巻く状況も急激に変化しています。これらの変化に適切に対応しながら、少子化が進む中であっても、質の高い教育環境を提供し、生徒・保護者に選ばれる魅力ある学校づくりを進めるため、令和 7 年 3 月に新しい「県立高校の将来構想」を策定し、公表したところです。

施策の展開方向

■ 魅力と活力ある高等学校づくりの推進

- 本県では、学校ごとに「スクール・ミッション^(注)」を策定し、各校の「存在意義」「期待される社会的役割」「目指すべき学校像」等を明確化したところであり、高等学校の特色化・魅力化に当たっては、この「スクール・ミッション」を踏まえながら、進めていきます。

(注)「スクール・ミッション」：県教育委員会が、各校やその立地する自治体等の関係者からの意見も聞きながら、各校の歴史や伝統、現在の社会や地域の実情を踏まえ、また、将来の社会像・地域像を見据えて学校の「存在意義」や「期待されている社会的役割」、「目指すべき学校像」等を明確にし、生徒、保護者、中学生、地域住民等に分かりやすく提示するもの。

- 「県立高校の将来構想」で示したとおり、探究的な学びに重点を置いた新しい普通科系学科・コースの設置や、県外の生徒も学びたいとなるような特色ある教育プログラムの導入、最先端で実践的な専門教育を実施する専門学科、生徒一人一人の状況に合わせて学べる高等学校等、多様化する教育ニーズに対応した選ばれる学校づくりを推進します。
- 県立高等学校の教育環境の充実を図るため、市町村や大学、産業界等、多様な主体との連携・協働体制の構築を進めるとともに、ICT等の諸技術も活用しながら、遠隔教育や学校間連携を推進します。

■ 高校等再編整備の推進

- 「県立高校の将来構想」を具体化する計画として、「県立高校等再編整備計画」を毎年策定し、魅力と活力ある学校づくりを着実に進めていきます。
- 生徒に多様な学習機会を提供するため、高等学校の再編整備を推進しながら、各エリアで一定規模の学校の配置を維持するとともに、様々なタイプの学校を設置することで、教育の質の維持・向上を図ります。

達成目標（成果指標）

指 標	令和6年度 現 状 値	令和11年度 目 標 値	令和15年度 目 標 値
「進路実現に学校は役に立っている」と感じている生徒の割合（高等学校）〔再掲〕	74.5%	77%	81%

12 私学教育の振興

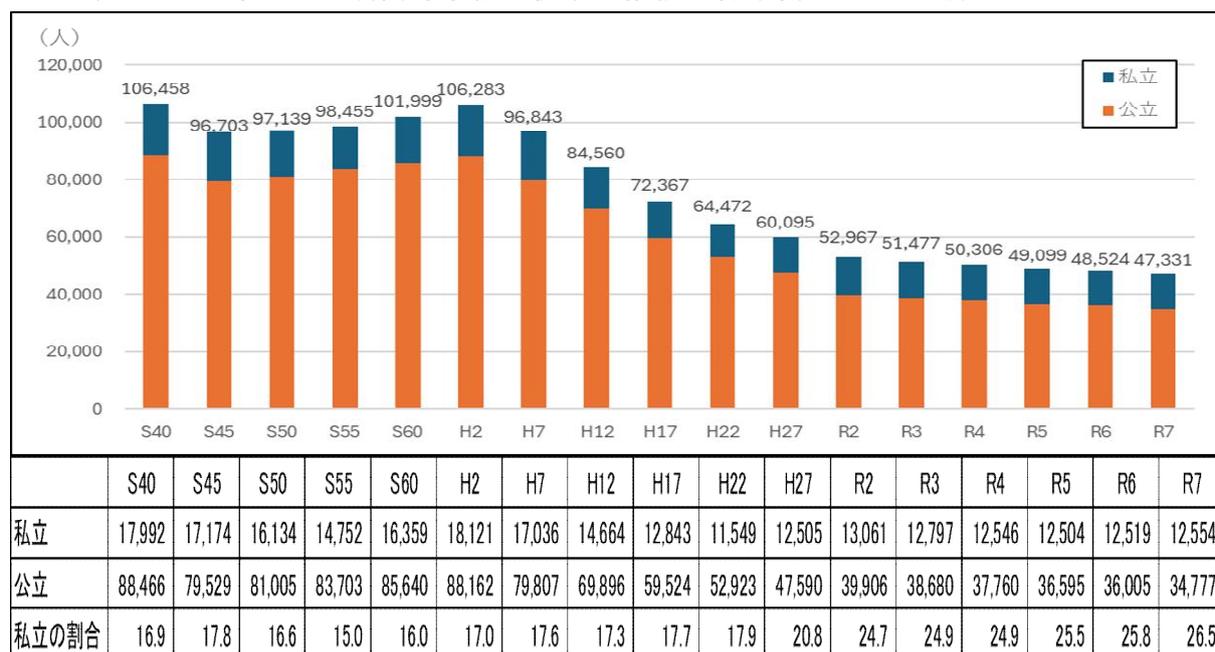
めざす姿

- 生徒の学校選択の幅が広がり、新潟県全体の多様で魅力ある教育環境づくりを図るため、特色ある私学教育の振興を積極的に推進します。

現状と課題

- 私立高等学校に在学する生徒の割合は、約 27%（※令和 7 年時点、全日制）となっており（図表 I-52）、私立学校は本県の学校教育に重要な役割を果たしています。
- 各学校においては、それぞれの建学の精神に基づき個性豊かな教育が行われていますが、社会のグローバル化等が進む中で、多様化する県民ニーズに応じた、生徒の個性や能力を伸ばす特色ある私学教育をより一層充実していくことが期待されています。
- 私立学校において、児童生徒が良好な環境の中で学校生活を送るためには、教育環境の充実と学校経営の安定化を図る必要があります。
- 国の就学支援金制度の拡充により、令和 8 年度から所得に関わらず私立高等学校の授業料が実質無償化となりますが、入学金等の授業料以外の学費負担もあることから、広く県民の私学教育を受ける機会を確保するためには、低所得世帯の経済的負担を軽減する必要があります。

（図表 I-52）県内全日制高等学校生徒数の推移（各年度 5 月 1 日現在）



出典：新潟県総務部大学・私学振興課調査

施策の展開方向

■ 魅力ある私立学校づくりの取組の支援

- 魅力ある私立学校づくりを進めるため、私立高等学校が行う国際人材の育成やICT教育環境の整備推進、スポーツ・文化活動の強化等の多様で優れた取組に対して支援します。

■ 私立学校の教育環境の充実と児童生徒の修学上の経済的負担の軽減

- 私立学校の教育環境の充実、児童生徒の修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、安定した学校経営の下で魅力ある学校づくりが進むよう、私立学校に対して経常費助成により支援します。
- 家庭の状況に関わらず、全ての意欲ある生徒が安心して勉学に打ち込めるよう、国の高等学校等就学支援金制度と合わせ、県学費軽減事業及び奨学のための給付金により、私立高等学校に通う生徒がいる世帯に対する学費負担の軽減に向けた助成の充実に努めます。

達成目標（成果指標）

指標	令和6年度 現 状 値	令和11年度 目 標 値	令和15年度 目 標 値
私立高等学校における特色ある教育に関する補助事業の利用状況	61件	73件	82件

基本方針Ⅱ

誰もが等しく豊かな教育を受けられる環境の整備

抱える障害や疾病、育った家庭の環境等にかかわらず、誰もが等しく豊かな教育を受けられる環境を実現します。

1 インクルーシブ教育システム等の推進

めざす姿

- 児童生徒一人一人の特別な教育的ニーズに的確に応えるため、多様な学びの場を整備するとともに、早期から関係機関と連携しながら、一人一人に適した指導や支援を提供し、自立と社会参加に必要な力を培います。

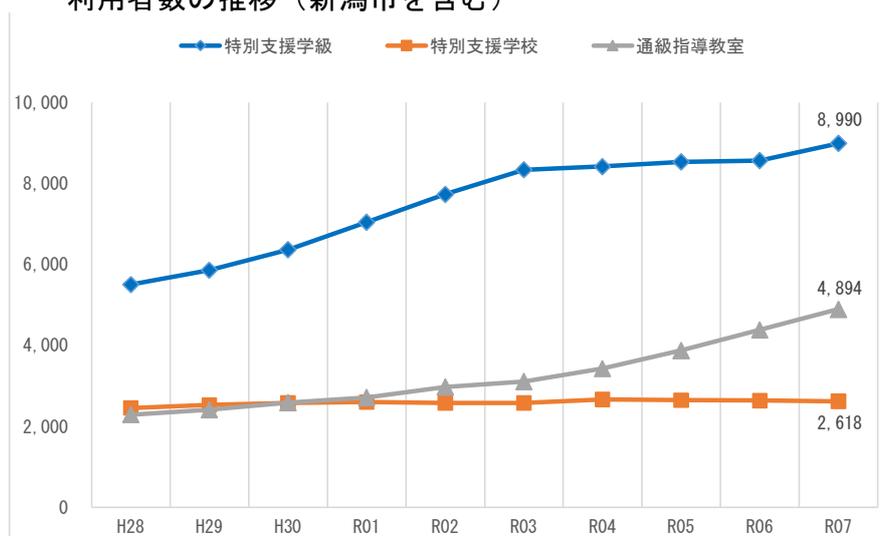
現状と課題

- 本県では特別支援教育がスタートして以来、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応じ、本人の力を最大限伸ばす指導・支援を推進してきました。その中で、特別支援教育に対する理解が徐々に広がり、特別支援学校や特別支援学級等に在籍する児童生徒が増加してきました（図表Ⅱ-1）。近年では、通常の学級に在籍し通級指導教室^(注)を利用する児童生徒も急増しており、今後の特別支援学校高等部や高等学校において、支援を必要とする児童生徒の増加につながっていくことが見込まれます（図表Ⅱ-2）。
- このような現状から小・中学校においては、通常の学級、通級指導教室、特別支援学級といった多様で柔軟な学びの場（P5（注1）参照）の適正な就学判断と一人一人の教育的ニーズに応える適切な教育課程の編成・運用が課題となっています。また、高等学校でも、通級指導のニーズへの対応に加え、通常の学級における授業のユニバーサルデザイン化等の取組が、さらに必要となっており、インクルーシブ教育システム（P5（注2）参照）を推進していくことが重要です。
- 特別支援学校においては、発達障害や、強度行動障害、医療的ケアに伴い支援を必要とする児童生徒が増加しており、進路希望についても企業就労や福祉的就労に加え、上級学校への進学を望む児童生徒も増加しています。このような教育的ニーズの多様化に的確に応える取組と教員の専門性の向上が課題となっています。
- このように、特別支援教育を取り巻く課題に対し、就学前から学校卒業後までの切れ目ない支援を保障し、特別支援教育を推進させるためには、学校単独では限界があり、多分野・多職種の外部機関との連携が必要です。本県においては、外部機関等との連携は概ね進んでいるものの、具体的な効果が十分に出ているとは言えないことから、多様な支援が一体的かつ継続的に機能するよう、さらに取組を推進していく必要があります（図表Ⅱ-3）。

(注)「通級指導教室」：小・中学校の通常の学級及び高等学校に在籍している軽度の障害のあるこどもに対して、各教科等の指導の大部分は通常の学級で行いつつ、障害に応じた特別の指導を行う場

- 日本語指導が必要な児童生徒は増加傾向にあり、母語も多様化しています。また、少数でも日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校が増加していることから、外国籍の児童生徒等への支援が一層必要になってきています。
- 障害のあるこどものみならず、外国籍の児童生徒等も必要な支援を受けることができるなど、全ての児童生徒が安心して学ぶことができる環境整備（インクルーシブ教育システム等）が必要です。

(図表Ⅱ-1) 特別支援学校、小・中学校特別支援学級の在籍者数及び通級指導教室の利用者数の推移（新潟市を含む）



出典:新潟県教育委員会調べ

(図表Ⅱ-2) 中学校特別支援学級から高等学校及び特別支援学校高等部への進学者数の推移

卒業年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
中学校特別支援学級卒業生数	601人	723人	679人	760人	665人
高等学校(公立/私立)への進学者数	377人 (62.7%)	456人 (63.1%)	447人 (65.8%)	523人 (68.8%)	449人 (67.5%)
特別支援学校高等部(国立、県立、市立)への進学者数	215人 (35.8%)	255人 (35.3%)	220人 (32.4%)	209人 (27.5%)	205人 (30.8%)

出典:新潟県教育委員会調べ

(図表Ⅱ-3) 県内小・中学校の多様な教育的ニーズのあるこどもの指導・支援を行うための外部機関の活用状況（令和6年度）

	多様な教育的ニーズのあるこどもの指導・支援を行うために、外部機関と連携し、それを活用していると答えた学校の割合	多様な教育的ニーズのあるこどもの指導・支援を行うために、外部機関と連携し、複数の分野で具体的な効果があったと答えた学校の割合
小学校	100.0%	72.6%
中学校	100.0%	69.7%

出典:新潟県教育委員会調べ

施策の展開方向

■ 多様で柔軟な学びの場の充実

- 障害のあるこどもも障害のないこどもも、それぞれの多様な特性や学びのニーズを尊重しながら、できるだけ同じ場で共に学ぶことが大切です。
そのため、特別支援学校等の適正な就学判断を行うとともに、「交流及び共同学習」の推進や通級指導教室等の設置、全ての教員の専門性の向上等、特別支援教育の一層の充実を図ります。

- 小・中学校においては、障害のあるこどもと保護者の意見を尊重しつつ、障害の状態に応じて特別支援学級や通級指導教室の適正な就学判断と適切な教育課程の運用を行うとともに、それぞれの学びの場で特別支援教育を担う人材の確保と育成に努めます。特に、増加が著しい通級指導教室については、市町村教育委員会と連携した設置に加え、指導者の確保と育成に計画的に取り組めます。

- 高等学校においては、特別支援教育コーディネーターを中心とした組織的な校内支援体制の下、外部機関等とのネットワークを構築しながら、一人一人に応じた指導や支援を推進します。また、特別な教育的ニーズのある生徒に対して、個別の教育支援計画^(注)を作成・活用し、適切な支援に努めます。通級指導についても、小・中学校等からの学びを踏まえた連続性のある取組を推進します。

- 特別支援学校においては、一人一人の教育的ニーズが多様化していることから、教育課程の編成やキャリア教育の改善に取り組むとともに、視覚障害や聴覚障害、発達障害、強度行動障害、医療的ケア等に対しても、障害の特性や状態に応じた適切な指導・支援が行われるよう、教員の専門性の向上に努めます。

- 入院や通院等により、通学が困難な児童生徒に、学習機会が保障されるよう、学びの場の整備やデジタル学習基盤（P22（注）参照）を活用した遠隔教育の実施等、教育環境の充実に努めます。

- 校舎のバリアフリー化やICT機器の配備・更新等を計画的に進めるとともに、専門性のある人材を育成し、障害に対応した良好な教育環境の整備に努めます。

(注)「個別の教育支援計画」：乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、医療、保健、福祉、労働等の外部機関が連携して、障害のあるこども一人一人のニーズに対応した支援を効果的に実施するために、学校や教育委員会の教育機関が中心となって策定する計画

■ 学校や地域における「交流及び共同学習」の推進

- 障害のあるこどもと障害のないこども、または、地域社会の人たちとが、計画的、継続的にふれ合い、共に活動することを通じて、お互いの豊かな人間性を育むとともに、教科等のねらいをそれぞれのこどもが達成できるよう、デジタル学習基盤の活用等による「交流及び共同学習」の機会の更なる確保と、より一層の推進を図ります。
- 特別支援学校に在籍する児童生徒については、それぞれの居住地にある幼稚園、保育所、こども園及び小・中学校等での「交流及び共同学習」（居住地校交流）も併せて推進します。

■ 外部機関等との連携強化による切れ目ない支援の充実

- 特別な支援が必要な児童生徒に対して、乳幼児期から学校卒業後まで、一貫した支援を充実する観点から、医療、保健、福祉、労働部局と家庭との一層の連携を図るとともに、連携による具体的な効果が見られるように支援の質的向上に努めます。
- 特別支援教育を受けてきた児童生徒の指導・支援や合理的配慮^(注1)の状況等を、個別の教育支援計画等を活用し、学校間や進路先、関係機関等で適切に引き継ぎ、障害に配慮した適切な指導・支援につなげることを目指します。
- 医療的ケア児への対応については、安心して学校で学び、学習機会が十分保障できるよう、また、その保護者にも安全・安心への理解が得られるよう、校長、担任、学校看護師、養護教諭、主治医等が緊密に連携して取り組みます。また、学校看護師の確保を確実に進めるとともに、医療的ケア児支援センター^(注2)や県教育委員会が指定した医療的ケア中核病院、医療的ケア中核校、医療的ケア指導医等と連携した医療的ケアの実施を進めます。

■ 外国につながる児童生徒等への支援

- 様々な文化的・言語的背景や国籍に関係なく全ての児童生徒が互いに支え合い、学びが豊かとなるよう、義務教育段階においては加配教員、高等学校においては日本語支援員を配置し、日本語習得状況に応じた学習支援の充実に努めます。

(注1)「合理的配慮」：障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

(注2)「医療的ケア児支援センター」：医療的ケア児等に対して行う相談支援に係る「情報の集約点」になるところ。医療的ケア児等に対する、医療、保健、福祉、教育、労働等の多数の機関にまたがる支援の調整について、中核的な役割を果たす機関

達成目標（成果指標）

指 標	令和6年度 現 状 値	令和11年度 目 標 値	令和15年度 目 標 値
多様な教育的ニーズのあるこどもの 指導・支援を行うために、外部機関 と連携し、複数の分野で具体的な効 果があったと答えた小中学校の割合	小 72.6% 中 69.7%	小 95.0% 中 92.5%	小 100% 中 100%

2 教育費の負担軽減ときめ細かな学力向上支援

めざす姿

- 育った家庭における経済状況にかかわらず、誰もが等しく豊かな教育を受けられる環境の実現を目指します。

現状と課題

- 厚生労働省の国民生活基礎調査によると、我が国の子どもの貧困率は、平成30年度で14.0%、令和3年度は11.5%と数値は減少していますが、依然として9人に1人の子どもが貧困世帯となっています（図表Ⅱ-4）。

（図表Ⅱ-4）全国の貧困率の状況

	昭和60年	平成27年	平成30年	令和3年
相対的貧困率※1	12.0%	15.7%	15.7%	15.4%
子どもの貧困率※2	10.9%	13.9%	14.0%	11.5%
子どもがいる現役世帯の貧困率※3	10.3%	12.9%	13.1%	10.6%
大人※4が1人	54.5%	50.8%	48.3%	44.5%
大人が2人以上	9.6%	10.7%	11.2%	8.6%
貧困線	108万円	122万円	124万円	127万円

出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」

※1 「相対的貧困率」は、貧困線に満たない世帯員の割合

※2 「子どもの貧困率」は、子ども(※4)全体に占める貧困線に満たない子どもの割合

※3 「子どもがいる現役世帯の貧困率」は、現役世帯(※4)に属する世帯全員に占める、貧困線に満たない世帯の世帯員の割合

※4 「大人」とは、18歳以上の者、「子ども」とは17歳以下の者をいい、「現役世帯」とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

※5 平成30年からは、新基準の数値

- 経済的に修学が困難な生徒が進学をあきらめることのないよう、国の高等教育の修学支援新制度や、県の貸与型奨学金制度の活用により、修学の奨励を図っていく必要があります。

施策の展開方向

■ 国の高等教育の修学支援新制度の活用等

- 経済的な事情から、学ぶ意欲のある高校生が修学をあきらめることのないよう、国の高等教育の修学支援新制度（授業料等の減免制度及び給付型奨学金の支給）の活用を推進します。

また、県が実施する奨学金制度をはじめ、他の団体が実施する奨学金や修学資金制度を広く周知することにより、経済的理由により修学が困難な方に広く支援が行きわたるように取り組みます。

■ 高等学校等就学支援金制度等の適切な運用

- 高等学校等就学支援金制度（いわゆる「高校無償化」）及び奨学のための給付金制度を適切に運用していくために、制度の周知を丁寧に行うとともに、申請方法等についてきめ細かな対応に努めます。

また、私立高等学校に通う生徒がいる世帯に対しては、就学支援金制度等と合わせ、県学費軽減事業による助成の充実に努めます。

■ きめ細かな学習支援と進路指導

- 家庭の経済状況等によって左右されることなく、児童生徒が学力を向上させていくため、小学校から高等学校において一人一人のニーズに応じたきめ細かな学習支援と進路指導を行います。

義務教育段階では、児童生徒一人一人にきめ細かな対応を実現するため、学習が困難な児童生徒や学校生活に不適應である児童生徒への学習支援等の取組の支援に努めます。

達成目標（成果指標）

指標	令和6年度 現 状 値	令和11年度 目 標 値	令和15年度 目 標 値
県立高等学校における学業不振、学校生活・学業不適應及び家庭の事情による中途退学者の割合（全日制・定時制）〔再掲〕	0.34%	0.24%	0.17%

3 様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談・支援体制の充実

めざす姿

- 様々な悩みを抱える児童生徒に対する学校における相談・支援体制を整えることにより、一人一人の児童生徒や保護者の状況に寄り添った支援を実現します。

現状と課題

- 小・中学校や義務教育学校、特別支援学校、高等学校・中等教育学校に配置・派遣するスクールカウンセラー^(注1)への相談状況やスクールソーシャルワーカー^(注2)の対応状況を見ると、不登校や心身の健康、友人・教職員との関係、家庭環境、学業・進路に加え、ヤングケアラーや性的マイノリティに関するもの等、その内容は多岐にわたるとともに複雑化・深刻化しています（図表Ⅱ-5、図表Ⅱ-6）。
- こうした中、児童生徒のおかれた状況の改善に向け、一人一人に寄り添った対応を行っていくためには、学校における相談体制の整備を一層推進するとともに、福祉等の関係機関との連携を強化していく必要があります。
- 本県の公立高等学校における令和6年度の中途退学者は224人、在籍生徒数に対する割合は0.6%であり（図表Ⅱ-7）、全国より低い水準にあります。中途退学の主な理由としては、学校生活・学業不適合、進路変更が多く（図表Ⅱ-8）、引き続き一人一人の状況に応じた相談・支援を行っていく必要があります。

（図表Ⅱ-5）スクールカウンセラーの活動・相談状況（令和6年度）（件数）
（小・中・義務教育学校・特別支援学校配置、高等学校・中等教育学校配置）

	不登校	いじめ	友人 教職員	児童 虐待	性的 被害	貧困	ヤング ケアラー	家庭 環境	心身 健康	発達 障害	性的マイ ノリティ	学業 進路	その他	合計
児童生徒	1,939	366	2,610	55	80	12	31	1,234	3,727	791	106	1,626	4,100	16,677
保護者	2,295	106	373	16	18	6	23	654	878	572	25	295	399	5,660
教職員	3,989	562	1,687	66	97	1	15	1,430	2,980	1,186	181	917	3,911	17,022
その他	76	6	38	0	0	0	0	19	65	31	0	6	1,030	1,271
合 計	8,299	1,040	4,708	137	195	19	69	3,337	7,650	2,580	312	2,844	9,440	40,630

出典：新潟県教育委員会「令和6年度スクールカウンセラー活用事業実績報告書」

（注1）「スクールカウンセラー」：公認心理師等の高度な専門的知識を有し、児童生徒へのカウンセリングや教職員への助言等、相談指導体制の確立を目的として配置するカウンセラー

（注2）「スクールソーシャルワーカー」：社会福祉士や精神保健福祉士等の資格をもち、社会福祉等の専門的な知識や技術を有する者

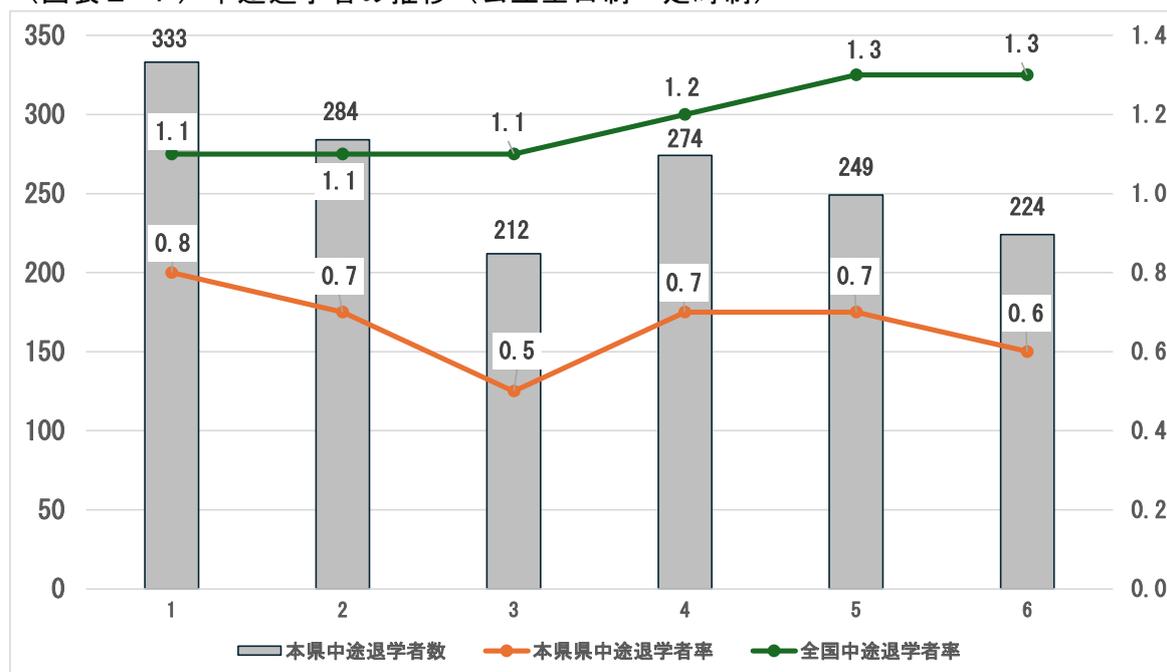
(図表Ⅱ-6) スクールソーシャルワーカーの対応した事例(令和6年度)(件数)

	不登校	問題行動	友人 教職員	児童虐待	貧困	ヤング ケアラー	家庭環境	心身健康	発達障害	性的マイ ノリティ	その他	合計
教育事務所	1,866	422	612	184	0	19	1,485	1,421	802	*	117	6,928
生徒指導課	997	579	112	304	92	149	1,630	1,340	1,475	35	29	6,742
合 計	2,863	1,001	724	488	92	168	3,115	2,761	2,277	35	146	13,670

*「性的マイノリティ」は「その他」に算入して集計

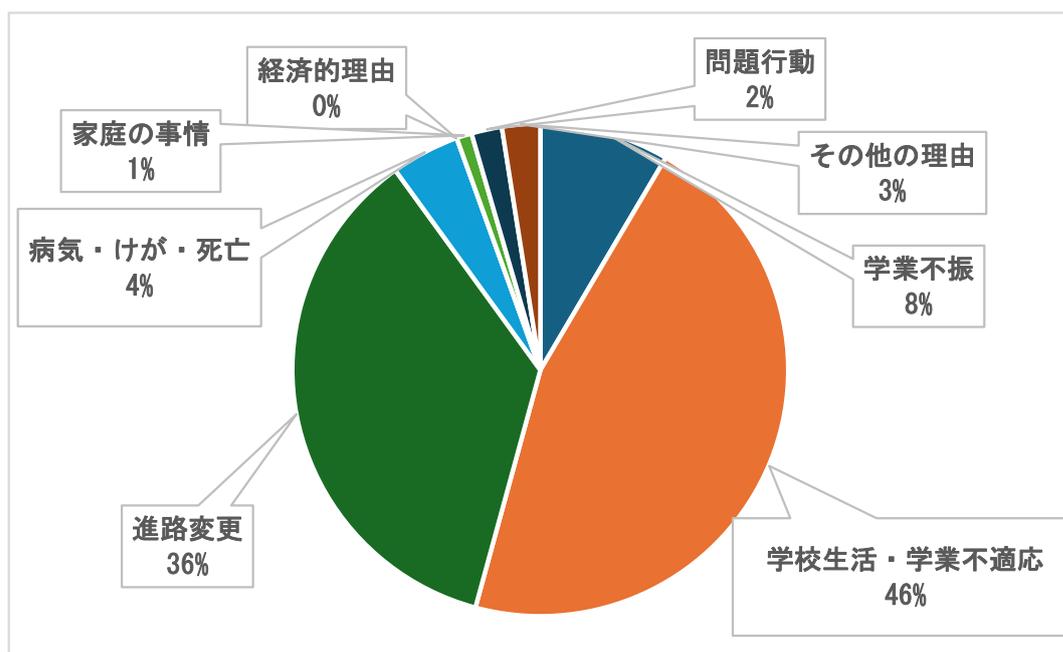
出典：新潟県教育委員会「令和6年度SSW月別実績報告票」

(図表Ⅱ-7) 中途退学者の推移(公立全日制・定時制)



出典：新潟県教育委員会「生徒の中途退学及び原級留置等の状況調査」

(図表Ⅱ-8) 令和6年度中途退学の理由割合



出典：新潟県教育委員会「生徒の中途退学及び原級留置等の状況調査」

施策の展開方向

■ 相談・支援体制の充実

- 児童生徒や保護者の悩みの軽減や問題の解消のため、公認心理師等の資格を有するスクールカウンセラーによる相談体制の充実に努めます。
- スクールソーシャルワーカーを派遣し、福祉関係機関等との連携を強化することにより、家庭も含めた支援の充実に図ります。
- 電話やメール、SNSによる相談窓口の周知、利便性の向上等、様々な悩みを抱える児童生徒や保護者の相談に応じる体制を整備します。

■ 中途退学の未然防止のための取組

- 中学生が各高等学校の特色について理解し、目的意識を持って適切に学校選択できるよう、体験入学の実施等、中学校と連携した取組を推進します。
また、生徒一人一人に応じた丁寧な教育相談ができるよう、個別の情報共有についても、入学時及び入学後も必要に応じて行うなど、緊密な連携を推進します。
- 高等学校の生活に早期に適応し、学習習慣の形成や望ましい人間関係を構築できるよう、全ての1年生の意識啓発を目的とした冊子「マイスクールライフサポートブック」を県ホームページに掲載し、適応指導を推進します。

達成目標（成果指標）

指標	令和6年度 現 状 値	令和11年度 目 標 値	令和15年度 目 標 値
県立高等学校における学業不振、学校生活・学業不適応及び家庭の事情による中途退学者の割合（全日制・定時制）	0.34%	0.24%	0.17%

4 地域と連携した学習支援、家庭教育支援の充実

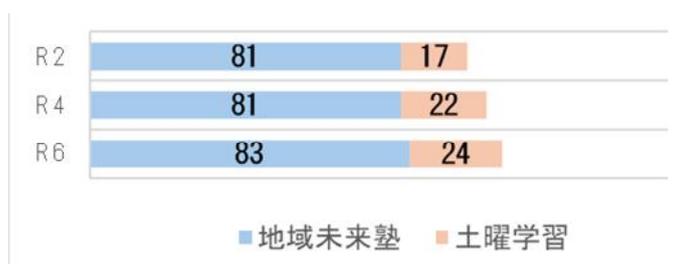
めざす姿

- 学校・家庭・地域が連携して、放課後・土曜日等の学習支援や家庭教育支援の充実を図り、県内全てのこどもが、等しく有意義に教育を受けられる体制を実現します。

現状と課題

- 本県では、地域と学校がパートナーとなり、地域全体でこどもの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動^(注1)を推進しています。地域学校協働活動には、市町村が地域住民の協力を得て行う原則無料の学習支援活動として、平日放課後の「地域未来塾」^(注2)、「土曜学習」^(注3)があります。設置数は、少しずつ増加(図表Ⅱ-9)していますが、地域によっては、指導者やサポーターが不足し設置が困難な状況があります。

(図表Ⅱ-9) 地域未来塾、土曜学習の設置数



出典：新潟県教育委員会調べ（令和6年度）

- 本県が令和6年度に実施した「こどもの生活実態調査」によれば、「困窮層」^(注4)における、「学校の授業がわからない（「あまりわからない」、「ほとんどわからない」の合計）」と回答した割合が「周辺層」^(注5)、「一般層」^(注6)に比べて高くなっています(図表Ⅱ-10)。

また、学年が上がるにつれて、その傾向は顕著となっています(図表Ⅱ-11)。支援を要するこどもへ確実に支援が届くような取組を充実させていく必要があります。

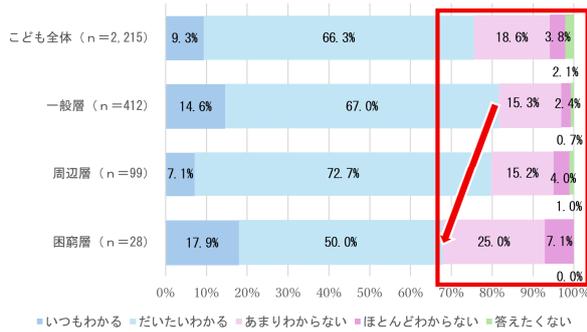
(注1) 「地域学校協働活動」：授業の補助や環境整備等学校の要望に応じて行う地域による教育支援活動

(注2) 「地域未来塾」：地域住民による中学生を対象とした平日放課後の学習支援

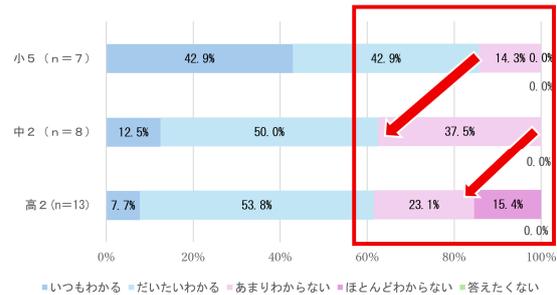
(注3) 「土曜学習」：地域住民による小学校高学年から中学生を対象とした土曜日等の学習支援

(注4)～(注6) 「困窮層」「周辺層」「一般層」：こどもの生活実態調査では、「低所得」「家計の逼迫」「こどもの体験や所有物の欠如」のうち、2つ以上の要素に該当する家庭を「困窮層」、いずれか1つに該当する家庭を「周辺層」と分類し(生活困難層)、いずれにも該当しない家庭を「一般層」と分類する。

(図表Ⅱ-10) 学校の授業への理解度



(図表Ⅱ-11) 学年別の困窮層の学校の授業への理解度



出典：新潟県子ども家庭課「新潟県こどもの生活実態調査」（令和6年度）

○ 家庭における教育は、こどもが生活習慣や情操、社会的マナー等を身に付ける上で重要です。特に、乳幼児期は、身近にいる特定の大人との愛着形成により、情緒的な安定が図られるとともに、身体面の著しい発育・発達が見られ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。

しかし、核家族化、地域のつながりの希薄化により、保護者が子育てに悩みや不安を抱える状況が懸念されています。文部科学省調査においても、69.9%の保護者が悩みや不安を抱えており、その内容は、「こどもの行動、気持ちがわからない」「しつけの仕方がわからない」が上位を占めています(図表Ⅱ-12、図表Ⅱ-13)。家庭を取り巻く環境が変化する中、子育ての準備期間とも言える妊娠期も含め、子育てに不安を持つ保護者の学びを地域全体で支えることが重要です。

(図表Ⅱ-12) 保護者の子育てについての悩みや不安の状況

	R6
悩みや不安がある	69.9
悩みや不安はあまりない	23.8
悩みや不安はない	6.3

(図表Ⅱ-13) 子育てについての悩みや不安内容(上位のみ)



出典：文部科学省「家庭教育の総合的推進に関する調査研究（令和6年度）」

施策の展開方向

■ 放課後・土曜日等の学習支援の充実

○ 県内全てのこどもが、等しく有意義に放課後・土曜日等の学習支援活動が受けられるよう、地域未来塾、土曜学習等の市町村の取組を支援します。

○ 市町村独自の取組や福祉関係機関の類似の取組、人材リストの情報を共有するなど、関係する様々な主体と連携を強化していきます。

- 生活が困窮している家庭や経済的に困難を抱えるひとり親家庭のこどもに対する市町村の学習支援の取組が広がるよう支援します。

■ 学習支援を推進する人材の育成

- 地域未来塾、土曜学習等の実施の要となる地域コーディネーター^(注1)や指導者、サポーター等の養成と、その活動支援に努めます。

■ 家庭の教育力向上への支援

- 「家庭教育支援ガイドブック」^(注2)を活用し、家庭教育・子育てに関する不安や悩みを抱える保護者を支援していきます。
- 地域における家庭教育支援者^(注3)として必要な理論や実践的な指導法を学ぶ研修会を市町村や福祉関係機関と連携して行うとともに、研修修了者等による家庭教育支援チーム^(注4)の組織化を促進し、社会全体で家庭の教育力向上を支援します。

■ 全ての人が続けし学習できる機会の充実【再掲（V-1）】

- 個々の関心やライフステージの変化（例えば結婚、出産、育児、介護、病気、退職等）等で生じる様々なニーズに対応できるよう、公民館や図書館をはじめとする社会教育施設、大学、NPO 等多様な主体による様々な学習機会を充実させるとともに、高等教育機関等を活用したリカレント教育も含めた学習情報の提供を推進し、全ての人が続けし学習できる機会の充実に努めます。

達成目標（成果指標）

指 標	令和6年度 現 状 値	令和11年度 目 標 値	令和15年度 目 標 値
放課後子供教室、土曜学習、地域未来塾の設置数	274	284	292

(注1)「地域コーディネーター」：PTA経験者、自治会関係者等、学校と地域の連携協働活動において、ボランティアや関係機関・団体等との連絡調整を担う人材

(注2)「家庭教育支援ガイドブック」：家庭教育の担い手である保護者の学びを支援するため、規則正しい生活リズムをつくるポイントやほめることの効果等、家庭で大切にしたいことをまとめたもの

(注3)「家庭教育支援者」：家庭教育支援活動の企画・運営、関係機関・団体等との連携調整を担う人材

(注4)「家庭教育支援チーム」：子育て経験者をはじめとする地域の多様な人材で構成された自主的な集まり。チームとして文部科学省に登録し、身近な地域で子育てや家庭教育に関する相談にのったり、親子で参加する様々な取組や講座等の学習機会、地域の情報等を提供したりしている。

5 生徒一人一人の状況に合わせて学べる高校づくりの推進

めざす姿

- 生徒一人一人の学習目標や興味・関心に応じた多様な学習ニーズに対応するため、それぞれの状況に柔軟に応じるための教育環境の整備を進めます。

現状と課題

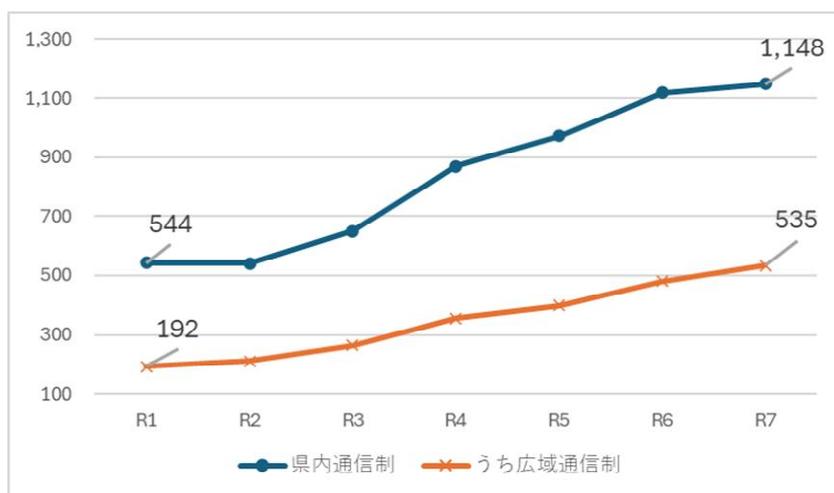
- 本県では、生徒の多様なニーズに対応するため、単位制による定時制課程の高等学校や、通信制課程の高等学校における通学コース、定時制課程の高等学校における通級指導教室（P72(注)参照）等の設置を進め、中途退学率が低下するなど、一定の成果をあげてきました。

【参考】県立高等学校の定時制・通信制課程における多様なニーズへの対応

定通併修制度	定時制課程の生徒が通信制課程の一部の単位を修得した場合、卒業単位に加えることができる制度。
社会人講座	地域や社会にひらかれた学校づくりを進めるとともに、生涯学習の機会を広げるための講座。平日開講し、生徒も受講して単位を修得することができる。
通級指導	生徒の自立と社会参加を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する指導を行い、単位として認定する。
通信制課程における通学コースの設置	通信制課程に通学コースを設置し、スクーリングの回数を増やすことで、学び直しや発展的な学習等、生徒の多様なニーズに柔軟に対応する。

- 県内の国公私立の小・中学校で、令和5年度に30日以上欠席した不登校の児童生徒は5,617人で、平成27年度の2,091人から3,526人増え、8年連続で過去最多を更新しています。
- 生徒の価値観やライフスタイルはより一層、多様化しており、県内中学校卒業者のうち、通信制課程への入学者数は、令和元年春の544人から令和7年春にはおよそ2倍となる1,148人まで増加しています。そのうち、広域通信制高等学校への入学者数は、192人から535人まで増加しており、今後も増加傾向が進むことが予想されます（図表Ⅱ-14）。
- こうした状況の中、県立高等学校においても、生徒一人一人の個性やニーズに応じた柔軟な学びが可能となる教育環境の整備が求められています。そのため、既存の定時制課程や通信制課程の枠組みにとらわれない、新たな学校づくりを進める必要があります。

(図表Ⅱ-14) 本県における通信制課程の高等学校への入学者数の推移 (人)



出典：新潟県教育委員会調べ

施策の展開方向

■ 多様化する教育ニーズに対応する定時制・通信制教育の充実

- 生徒の多様なニーズに対応するため、定時制課程と通信制課程の垣根を越えた学びの仕組みを構築するとともに、遠隔教育の活用や、ICTを活用した学習環境の整備を進めることで、生徒が自分の状況に合わせて学びの方法や場所を選択できる「セルフデザインハイスクール」の設置を進めていきます。
- 「セルフデザインハイスクール」では、従来の定時制課程の仕組みをベースとした「通学コース」と、通信制課程の仕組みをベースとした「オンラインコース」を設置し、定通併修制度の活用やコース間の転籍を柔軟に行えるような制度設計に取り組みます。併せて、単位制による全日制課程と通信制課程を併置した「セルフデザインハイスクール」についても設置を進めます。
- 「セルフデザインハイスクール」においては、学ぶ意欲をもった生徒が確かな学力を身に付けることができるようにするとともに、社会性やコミュニケーション力を育むため、「オンラインコース」であっても、対面で学ぶ機会を確保し、体験的な活動の充実を図るなどして、県立高等学校としての教育の質の保障と充実を図っていきます。

達成目標（成果指標）

指標	現状値	令和11年度目標値	令和15年度目標値
通信制課程の単位修得率	65.9% (令和5年度)	71%	75%
定通併修の活用者数	7人 (令和6年度)	30人	70人

基本方針Ⅲ

児童生徒が安全に安心して 学べる学校づくり

いじめ防止や信頼される生徒指導体制の充実、教職員が児童生徒と向き合える環境づくり、児童生徒が自らの命を守り、安全に行動できる力を育む教育の推進、学校施設の老朽化対策や機能向上などにより、児童生徒が安全に安心して学べる環境を実現します。

1 いじめ防止等の取組

(1) いじめをしない、見逃さない、許さない意識の醸成

めざす姿

- いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるとの認識のもと、学校、家庭、地域が連携し、児童生徒が主体となる取組をとおして、いじめをしない、見逃さない、許さない意識を醸成します。

現状と課題

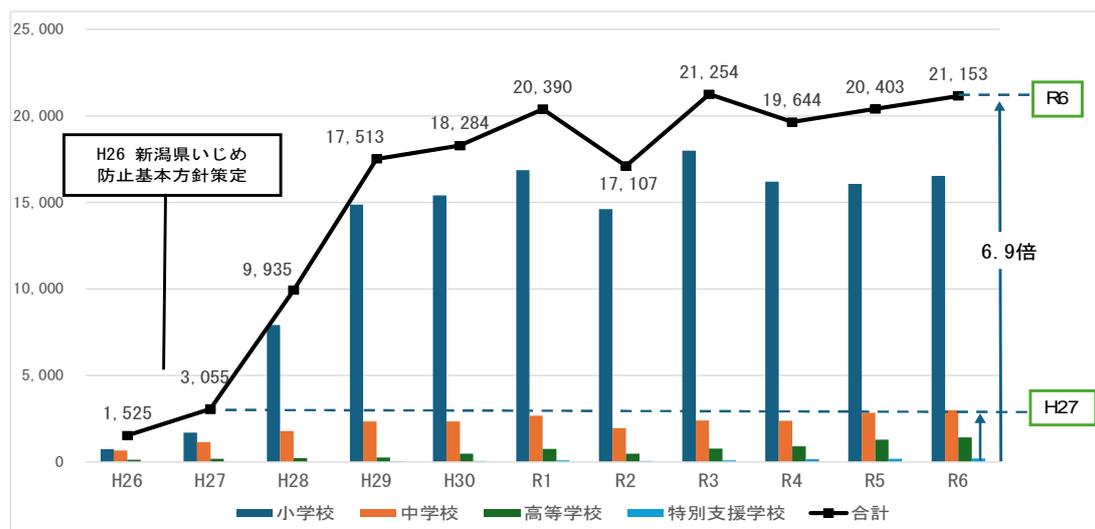
- 令和6年度「全国学力・学習状況調査」において、本県児童生徒の80%以上が「いじめはどんなことがあってもいけない」と答えています（図表Ⅲ-1）。
- 令和6年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、本県のいじめ認知件数は、平成27年度に比べ、6.9倍となっています（図表Ⅲ-2）。
いじめを積極的に認知し、その早期対応、解消に向けた取組を進める姿勢や、「集団生活においていじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる。」という意識が教職員に浸透していることがうかがわれます。
今後も、いじめを見逃すことがないよう、積極的な認知について教職員の意識を一層高めていくことが必要です。
- いじめをはじめとする生徒指導上の課題を予防するには、多様な教育活動を通して、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫をすることの重要性を児童生徒に実感させることが大切です。
その際に「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」を視点とすることが重要です。
- いじめは人権に関わる問題であり、命にも関わる重大な問題であることから、各学校に対し、各学校が作成するいじめ防止基本方針に基づく組織的な対応を引き続き求めていきます。
- 教育活動全体を通じて児童生徒の社会性を育成するとともに、家庭や地域との連携を強化し、いじめをしない、見逃さない、許さない意識の醸成に引き続き努めていく必要があります。

(図表Ⅲ-1) 「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」についての回答状況 (%)

		そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない
小学校	本県	85.9	11.9	1.6	0.5
	全国	81.4	15.8	2.1	0.7
中学校	本県	80.6	15.8	2.3	0.8
	全国	77.1	18.8	2.7	0.8

出典：文部科学省「令和7年度 全国学力・学習状況調査」

(図表Ⅲ-2) 本県におけるいじめの認知件数の推移 (平成26～令和6年度)



※国・公・私立の小学校・中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校の総計による。
出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

施策の展開方向

■ いじめをしない、見逃さない、許さない意識の醸成

- いじめをしない、見逃さない、許さない意識を醸成するため、「いじめ見逃しゼロスクール集会^(注1)」等、児童生徒が主体となる活動を計画的・継続的に展開することの重要性について、教職員対象の研修等により徹底するとともに、情報提供による支援に努めます。

■ 児童生徒の関わり合いに着目した教育活動の推進

- 全ての学校において、児童生徒が主体的に関わり合って学ぶ授業や協力しながら取り組む活動、「いじめ見逃しゼロ強調月間^(注2)」等における家族との触れ合いを促す取組や地域との交流活動を展開するよう、指導と支援に努めます。

(注1) 「いじめ見逃しゼロスクール集会」：児童生徒が主体となり、いじめの問題について考えたり、いじめをなくすための取組を行ったりする集会活動

(注2) 「いじめ見逃しゼロ強調月間」：6月と10月を強調月間と定め、家庭や地域との連携や学校間連携により地域との交流や異年齢交流を進め、児童生徒の社会性育成や見守り体制の構築に取り組む活動を実施

■ 社会性の育成を通じた、いじめを生まない風土づくり

○ 学校・家庭・地域が主体的に参画し、社会全体で「いじめをしない、見逃さない、許さない意識」の醸成するよう、「深めよう 絆 にいがた県民会議^(注1)」と連携した「いじめ見逃しゼロキャラバン^(注2)」の取組により、児童生徒にいじめ防止やいじめへの対処等について直接呼びかけます。

また、保護者等に対しては、「深めよう 絆 にいがた県民会議」が行う活動（図表Ⅲ-3）への参加や、「いじめ見逃しゼロ県民運動 県民サポーター^(注3)」への登録等（図表Ⅲ-4）を働きかけます。

（図表Ⅲ-3）いじめ見逃しゼロ 県民の集い



（図表Ⅲ-4）県民サポーター募集カード

いじめ見逃しゼロ県民運動

県民サポーター募集

「いじめ見逃しゼロ」の気運を社会全体で高めていくため、ぜひご登録ください

LINEでの登録はこちら

LINE アプリ「ホーム」→
「友だち追加」から「ID検索」
or「QRコード追加」で登録
ID:@ijime0 (FC)

QRコードはこちら

メールでの登録もできます!

右のQRコードを読み取り、空メールを送信してください。
またはijime0@m.bmb.jp（いじめゼロ）へ直接空メール
を送信してください。登録後、登録完了メールが返信されます。
※メールが返信されない場合は、迷惑メール拒否等の設定が
されている可能性がありますので、ご確認ください。

問合せ先
深めよう 絆 にいがた県民会議
 事務局 新潟県教育庁生徒指導課 TEL 025-280-5793

達成目標（成果指標）

指 標	令和7年度 現 状 値	令和11年度 目 標 値	令和15年度 目 標 値
「いじめはどんなことがあってもいじめではない」と考える児童生徒の割合(小・中学校)	小 85.9% 中 80.6%	小 93% 中 90%	小 100% 中 100%

(注1)「深めよう 絆 にいがた県民会議」：いじめ防止等に取り組む気運を高めるため、マスメディアや青少年健全育成団体、企業等が広報・啓発活動を行う「いじめ見逃しゼロ県民運動」の推進母体

(注2)「いじめ見逃しゼロキャラバン」：県にゆかりのある県民運動個人サポーター等が学校訪問（出前授業、集会への参加等）をおしていじめ防止やSOSの出し方等を児童生徒に伝えたり、啓発したりする活動

(注3)「いじめ見逃しゼロ県民運動 県民サポーター」：県民運動への参加や拡大に協力する人。いじめの当事者である中高生、保護者や地域、学校関係者、県民運動の構成団体や協賛団体・企業等

(2) いじめの未然防止、早期発見・解消に向けた取組

めざす姿

- いじめの未然防止、早期発見、適切かつ迅速な対応ができる体制づくりを進め、安全で安心して学べる教育環境を実現します。

現状と課題

- 本県では、毎年いじめの重大事態が複数発生している現状（図表Ⅲ-5）を憂慮すべき事態と捉え、全ての県立学校に対して、自己点検に加え、訪問指導を行うなど「いじめ対策総点検」を実施しています。また、市町村立学校においても、市町村教育委員会の協力も得ながら、生徒指導体制等の自己点検を実施しています。
- 県立学校及び市町村立学校の点検では、いじめ事案に関する情報を校内で早期に共有する体制についての課題が見られることから、各学校が作成するいじめ防止基本方針に基づき、スピード感をもって対応方針等の決定や共有が図られるよう、校内の組織体制を見直す必要があります。
- 些細ないじめが重大な事案につながることもあることから、いじめ認知件数の増加は学校が積極的に認知し対応してきた結果として肯定的に捉え、引き続き働きかけることが必要です（図表Ⅲ-6）。また、いじめ重大事態が一定数発生しており、学校をいじめそのものが生まれにくい教育環境にしていくことが必要です。
- 学校だけでは解決が困難な問題も生じていることから、学校と医療、福祉、警察等の専門機関との連携を一層強化するとともに、児童生徒や保護者が相談しやすい体制づくりを一層進める必要があります。
- スマートフォンの普及等、児童生徒を取り巻く情報環境の変化により、誰もがいじめに巻き込まれる可能性が高まっています。児童生徒がインターネット等を適切に活用する能力を育むため、児童生徒の発達段階に応じた情報モラル教育やインターネット等に関する生徒指導上の諸問題の未然防止の取組の一層の充実が必要です。
- 児童生徒のいじめ等による自殺という最悪の事態を回避するため、児童生徒がいじめ被害などで危機的な状況においても自ら命を守ることができるよう、自殺予防教育を一層推進する必要があります。

○ 本県のいじめの解消率は、減少傾向（図表Ⅲ-7）にありますが、各学校において、安易にいじめの解消を判断せず、被害児童生徒や保護者への丁寧な面談等の対応が行われていることがうかがわれます。

引き続き、各種研修等を通じていじめの解消に関する理解を深めるとともに、いじめを解消するための早期発見、適切かつ迅速な対応ができる体制づくりを推進していく必要があります。

（図表Ⅲ-5）いじめ重大事態の発生件数（件）

	発生した学校数	発生件数	1,000人当たり発生件数
全 国	1,255	1,405	0.11
新潟県	13	13	0.06

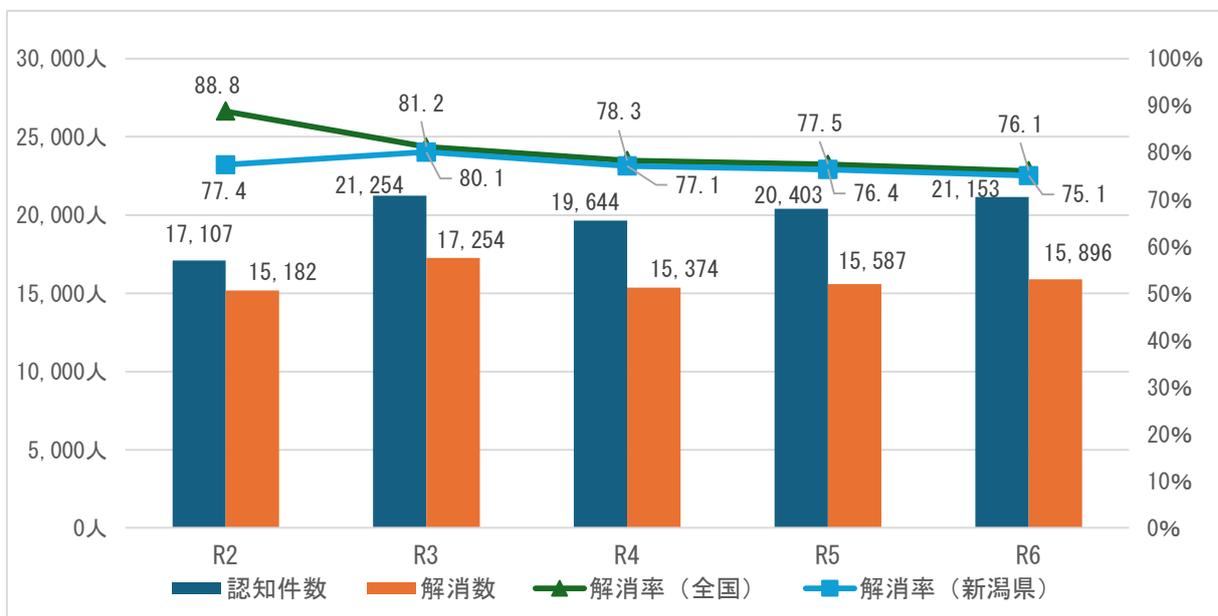
出典：文部科学省「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

（図表Ⅲ-6）いじめの認知状況（児童生徒1,000人当たりの認知件数）（件）

	R2	R3	R4	R5	R6
児童生徒1,000人当たりの認知件数（県）	77.1	97.4	91.7	97.0	102.5
児童生徒1,000人当たりの認知件数（全国）	39.7	47.7	53.3	57.9	61.3

出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

（図表Ⅲ-7）いじめ解消状況の推移



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

施策の展開方向

■ 学校の組織力の強化、教職員の意識改革と指導力・対応力の向上

- 県立学校に校長、教頭等を補佐し、校内のいじめ防止対策の中心となるいじめ対策推進教員を配置します。また、定期的な学校訪問を通じたいじめ対策の点検・指導や、いじめの認知・対応等に係るグループワークなどの実施により、組織力の強化に努めます。
- 具体的な事例検討、いじめの構図や実態などに係る研修の充実を図ります。また、「新潟県いじめ対応総合マニュアル」等を活用した校内研修などの取組により、校長をはじめとした管理職のマネジメント力、いじめの正確な認知や法令に則った対応、いじめ解消に関する理解や取組等に対する教職員の意識や専門性を高め、学校の組織的な対応や教職員の指導力向上に努めます。
- いじめの未然防止のための指導プログラムを開発し、県内全ての学校で実施することで、いじめそのものが生まれにくい環境づくりを推進します。
- 平常時からの学校への指導や支援に加え、重大事態が発生した場合における学校と関係機関等との連携した機動的な基本調査などの支援や、福祉機関などと連携し被害児童生徒・保護者をサポートする体制の迅速な構築を支援します。
- 県教育委員会及び県立学校がそれぞれいじめ対策の分析、計画、実行、評価、改善のサイクルを徹底するとともに、「いじめ対策等検討会議」における委員等からの意見を踏まえ必要に応じていじめ対策の見直しを行います。

■ 相談体制の充実と保護者や地域との連携

- スクールカウンセラー（P80(注1)参照）やスクールソーシャルワーカー（P80(注2)参照）の拡充や配置の工夫、電話やメール、SNSによるいじめ問題に係る相談窓口の周知、利便性の向上など、児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整備します。
- 電話やメール、SNSによる相談窓口の周知、利便性の向上など、いじめ問題等に悩む児童生徒や保護者がより相談しやすい体制を整備します。
- 悪質・重大な案件を含むいじめ事案や、事件・事故につながるおそれのあるいじめ等の事案が生じた場合に、学校が直ちに医療、福祉、警察等の専門性の高い機関に相談・通報等できるよう、各専門機関との連携を推進します。

- 「いじめ見逃しゼロスクール集会（P93(注1)参照）」や「いじめ見逃しゼロ強調月間（P93(注2)参照）」、「子どもとともに1・2・3運動^(注)」など、学校が家庭や地域と連携・協力して進める「いじめ見逃しゼロスクール」の取組を支援します。

■ インターネット等社会環境の変化に対応した取組

- インターネットは、利便性ととも危険性があること、自身の投稿等が人権侵害や相手に深刻な傷を与える可能性があることなどについて、小・中・高等学校において教職員と児童生徒が共に学ぶことのできるSNS教育プログラムの活用により、児童生徒の情報モラルの育成と教職員の指導力の向上に努めます。
- 児童生徒が変化する情報環境に適切に対応できるよう、保護者へのSNSを始めとしたインターネットトラブルから児童生徒を守るための使い方等についての啓発活動を推進します。

■ 自殺予防教育の推進

- 児童生徒が命の大切さを実感するとともに、自分を守るための対処方法等を理解し、いじめ被害に限らず危機的な状況におかれた時に他者に援助を求める等の行動がとれるよう、自殺予防教育プログラムの活用による自殺予防教育を一層推進します。

達成目標（成果指標）

指 標	令和6年度 現 状 値	令和11年度 目 標 値	令和15年度 目 標 値
いじめの解消率	75.1%	80.5%	82.5%

(注) 「子どもとともに^{ワン・ツー・スリー}1・2・3運動」：欠席3日目までに行う全教職員による組織的な初期対応

2 信頼される生徒指導体制の充実

(1) 不登校への対応

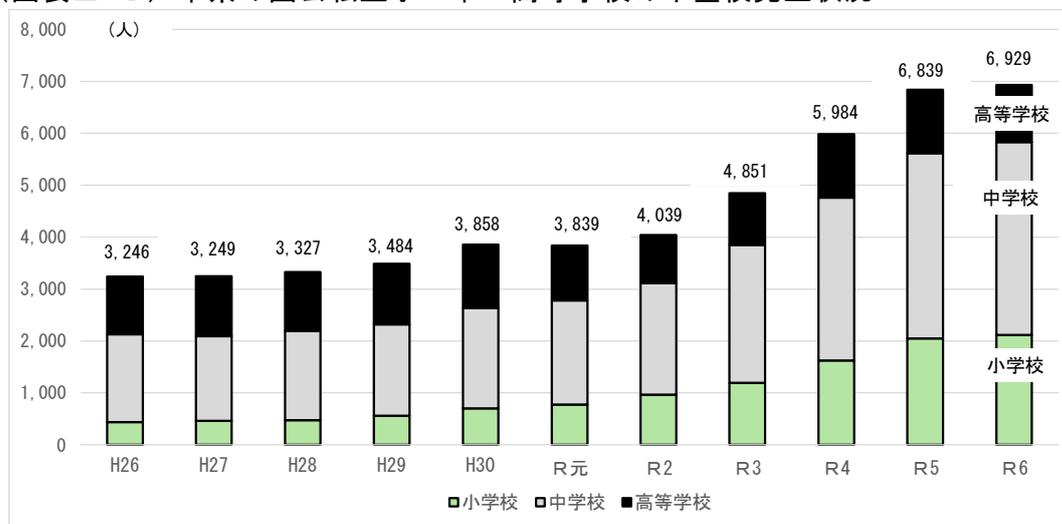
めざす姿

- 不登校児童生徒一人一人の状況に応じた支援ができるサポート体制と、新たな不登校を生まない学校体制づくりを実現します。

現状と課題

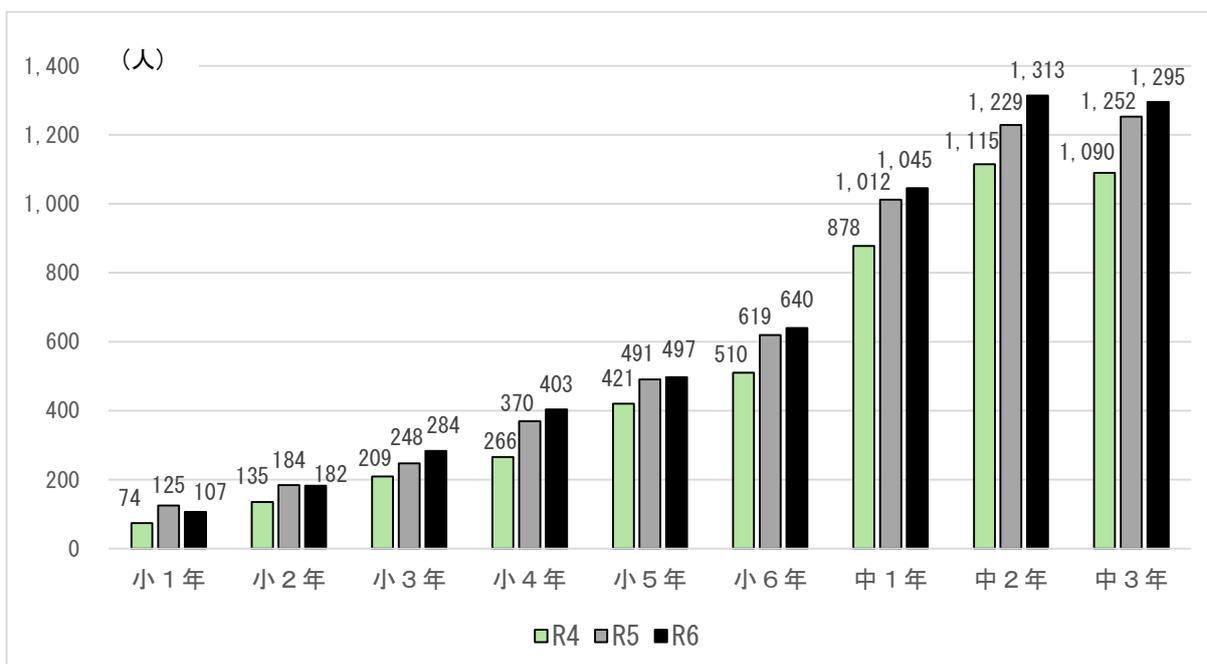
- 本県の小・中学校における不登校児童生徒数（P5（注3）参照）は、年々増加し、令和6年度には6,000人に迫り過去最多となっています（図表Ⅲ-8）。校内の相談指導体制や学校外のサポート体制を一層整備し、児童生徒の内面の理解や特性の把握を行い、家庭等と連携したきめ細かな対応を行う必要があります。
- 不登校児童数の内訳をみると、学年が上がるごとに増加する傾向にあります（図表Ⅲ-9）。この状況を踏まえ、新たな不登校が生じないように、全ての児童生徒が発達段階に応じて自己の能力を発揮し、楽しく通える学びの場となる魅力ある学校づくりを推進する必要があります。
- 本県の高等学校における不登校生徒の割合は、令和3年度から増加傾向が続いており、令和6年度の1,000人当たりの不登校生徒数は、22人で全国平均と同程度です（図表Ⅲ-10）。一人一人の状況に応じたサポート（図表Ⅲ-11）と、小学校から一貫した取組を行う必要があります。

（図表Ⅲ-8）本県の国公立小・中・高等学校の不登校発生状況



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(図表Ⅲ-9) 本県の公立小・中・義務教育学校の学年別不登校児童生徒数
(令和4年度～令和6年度)



出典：新潟県教育委員会調べ

(図表Ⅲ-10) 1,000人当たりの不登校児童生徒数 ※()内は全国値 (人)

	小学校	中学校	高等学校
令和6年度	21.9 (23.0)	69.7 (67.9)	22.0 (23.3)
令和3年度	11.5 (13.0)	47.8 (50.0)	18.8 (16.9)
平成30年度	6.4 (7.0)	33.8 (36.5)	21.0 (16.3)

出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(図表Ⅲ-11) 不登校に関するスクールカウンセラー (P80(注1)参照) の活動・相談状況 (令和5年度)

	小学校	中学校	義務教育学校	特別支援学校
児童生徒	637	936	7	4
保護者	1,005	1,046	8	4
教職員	1,477	2,174	0	32
その他	14	62	0	0
合計	3,133	4,218	15	40

出典：新潟県教育委員会「令和6年度スクールカウンセラー等活用事業に係る実態調査」

施策の展開方向

■ 新たな不登校を生まない学校づくり

- 学校・家庭・社会が不登校児童生徒に寄り添い、児童生徒一人一人が抱える多様な状況に応じて、小・中・高等学校と切れ目のない支援を推進します。
- 不登校対策リーフレットを活用し、学校の組織づくりや、不登校の未然防止、初期対応等の確実な実施を働きかけます。
- 欠席の初期段階から、教職員が組織的に対応することが重要であることから、「子どもとともに1・2・3運動」(P99(注)参照)を小・中・高等学校での一貫した取組を推進します。
- 不登校を生まない集団づくりのための指導プログラムを開発し、県内全ての学校で実施します。
- 高等学校の生活に早期に適応し、学習習慣の形成や望ましい人間関係を構築できるよう、全ての1年生の意識啓発を目的とした冊子「マイスクールライフサポートブック」を県ホームページに掲載し、適応指導を推進します。
[再掲(Ⅱ-3)]

■ サポート体制の充実

- 自分のクラスに入りづらい児童生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる場所を確保するため、小・中学校における校内教育支援センター(SSR)^(注)の設置を促進するとともに、不登校支援のための必要な人的配置に努めます。
- 児童生徒や保護者の悩みの軽減や問題の解消のため、公認心理師等の資格を有するスクールカウンセラーによる相談体制の充実に努めます。[再掲(Ⅱ-3)]
- スクールソーシャルワーカー(P80(注)参照)を派遣し、福祉関係機関等との連携を強化することにより、家庭も含めた支援の充実に図ります。[再掲(Ⅱ-3)]
- 不登校をはじめ生徒指導上の課題を抱える小・中学校に対して、加配教員を配置し、個別の学習指導等の充実に支援するよう努めます。また、県立学校においては、別室指導を行うなど個別の学習支援に努めます。

(注)「校内教育支援センター(SSR)」:「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」(令和5年文部科学省)で示された。SSRはスペシャルサポートルームの略。自分のクラスに入りづらい児童生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる場所として設置

- 中学生が各高等学校の特色について理解し、目的意識を持って適切に学校選択できるよう、体験入学の実施等、中学校と連携した取組を推進します。
また、生徒一人一人に応じた丁寧な教育相談ができるよう、個別の情報共有についても、入学時及び入学後も必要に応じて行うなど、緊密な連携を推進します。〔再掲（Ⅱ-3）〕
- 小・中学校の不登校を担当する教員、市町村が運営する教育支援センターの相談員・訪問指導員、市町村教育委員会指導主事、フリースクール等の民間団体・民間施設の代表等が参加する研修会を開催し情報共有を行うことや、県少年自然の家において不登校児童生徒を対象とする体験活動「はつらつ体験塾」を実施等により、学校だけでは解決が困難な事例の解消に努めます。

達成目標（成果指標）

指 標	令和6年度 現 状 値	令和11年度 目 標 値	令和15年度 目 標 値
困りごとや不安を、学校にいる大人に相談できる児童生徒の割合（小・中学校）	69.9%	73.5%	75.5%

ワンツースリー 子どもとともに1・2・3運動



- 1日目：欠席を家庭に連絡し、保護者は本人から状況を聞く。
 2日目：児童生徒の具体的な状況を電話等により把握する。
 3日目：家庭訪問を実施し、保護者又は本人と面談する。

3 初期対応

児童生徒の心情に寄り添い、共感し、思いや考えを受け止めましょう。

子どもとともに1・2・3運動

【対応例】

欠席 1日目

電話連絡等

- 保護者や本人から欠席理由を丁寧に聞き取る
 - ・病状や体調、家庭での様子
 - ・体調のほかに気になる（心配な）ことはないか
- 翌日の連絡（授業・持ち物）を丁寧に伝える
 - ・安心して登校できるような声かけ

2日目

電話連絡等

- 保護者や本人からより具体的な状況を把握
 - ・病状や体調等、現在の様子をよく聴く
 - ・体調のほかに気になる（心配な）ことはないか
- 翌日の連絡（授業・持ち物）を丁寧に伝える
 - ・安心して登校できるような声かけ

3日目

家庭訪問

- 保護者、本人と面談
 - ・直接本人に会って、状況を把握
 - ・本人や保護者が求めている支援は何か
 - ・気になること、心配なことはないか
- 学年主任、管理職等への報告
 - ・情報の共有、組織で対応
 - ・欠席の背景を把握

4日目

具体的な支援

- 不登校対策委員会、校内ケース会議の開催
 - ・欠席の背景調査
 - ・見立て（アセスメント）
 - ・スクールカウンセラー（SC）の活用
 - ・具体的な支援計画
 - ・役割分担 など

欠席日数に関係なく、以下のような反応があった場合など状況に応じて対応

学校に行きたくない

理由がはっきりしない

即時対応

家庭訪問や学校での面談

【留意点】

- ・本人、保護者の心情に寄り添う
- ・傾聴する
- ・今後の対応を説明する

不登校対策委員会を中心とした指導体制と取組(例)・・・生徒指導課から引用

```

    graph TD
      校長[校長] --- 不登校対策委員会[不登校対策委員会  
コーディネーター]
      不登校対策委員会 --- 運営委員会[運営委員会  
職員会議  
学年会  
各級会 等]
      不登校対策委員会 --- 関係諸機関[関係諸機関  
関係団体等]
      不登校対策委員会 --- 不登校の状況等[不登校の状況等についての  
アセスメント]
      不登校対策委員会 --- 不登校児童生徒への指導・支援計画[不登校児童生徒への  
指導・支援計画]
      不登校対策委員会 --- 実践[実践]
      不登校対策委員会 --- 指導・支援等[指導・支援等  
についての評価]
      不登校の状況等 --> 不登校児童生徒への指導・支援計画
      不登校児童生徒への指導・支援計画 --> 実践
      実践 --> 指導・支援等
      指導・支援等 --> 不登校対策委員会
    
```

(不登校対策委員会における主な取組の流れ)

欠席の背景にいじめが考えられる ⇨ いじめの重大事態につながる可能性あり
 教育委員会へ速やかに報告し、早期に対応しましょう

【令和4年3月に県内公立学校に配付した『不登校対策リーフレット』から一部抜粋（「新潟県いじめ対策ポータル」の「教職員の方向け資料」に掲載）】

(2) 非行・暴力行為等への対応

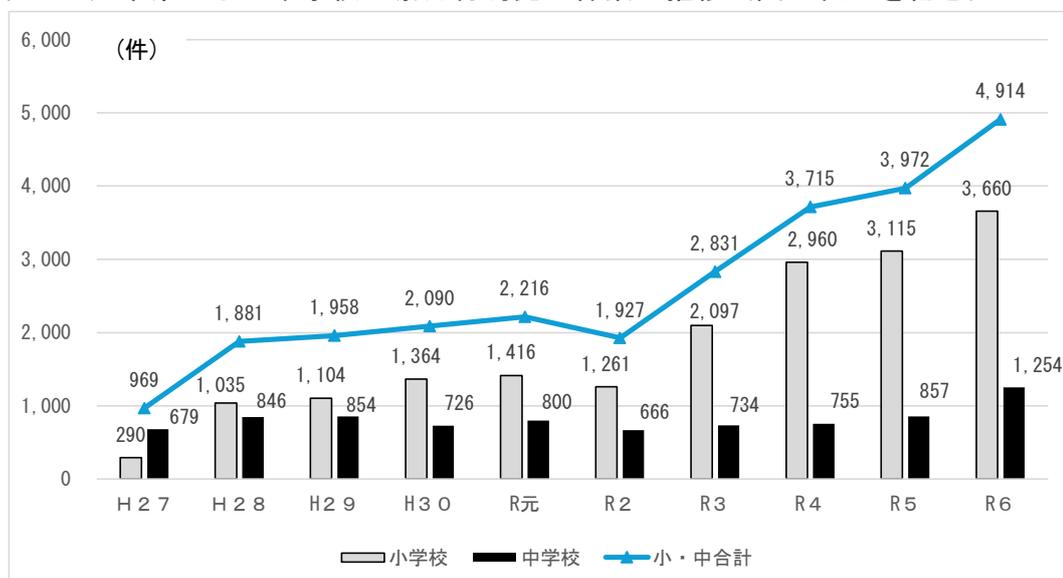
めざす姿

- 非行・暴力行為等の未然防止、早期発見・即時対応の取組と、学校、家庭、地域、関係機関等の連携を推進し、生徒指導体制の充実を図り、安心して信頼される学校づくりを実現します。

現状と課題

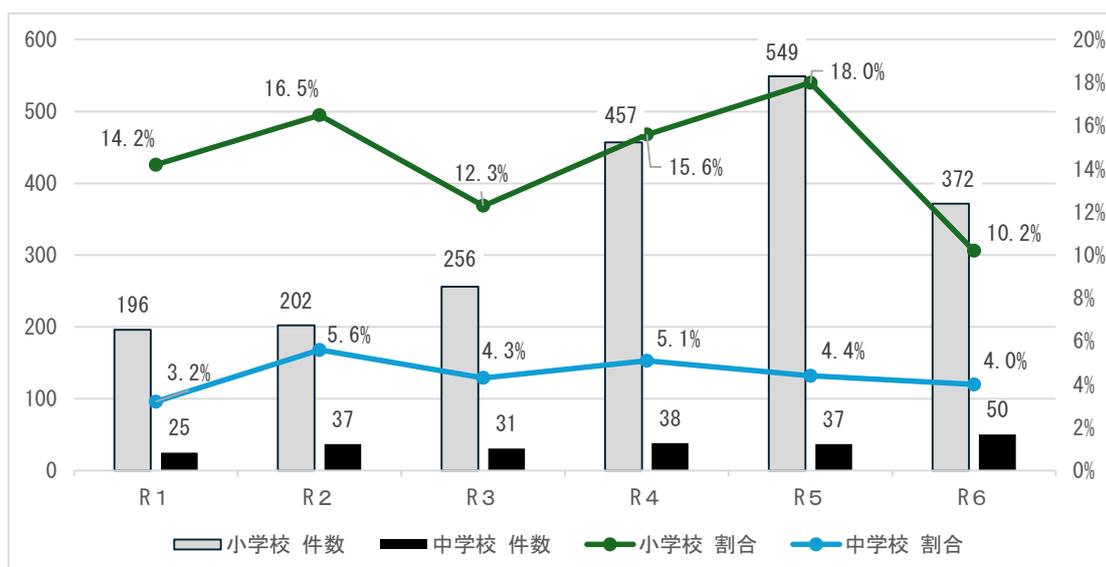
- 学校内外の暴力行為の発生件数は、令和2年度を除き、年々増加傾向にあり、特に小学校において顕著です（図表Ⅲ-12）。
- 小学校においては、特に「対教師暴力」が令和3年度から5年度にかけて約300件増加し、令和6年度は減少に転じたものの高い数値で推移しています（図表Ⅲ-13）。コミュニケーション不足や感情をうまくコントロールできないことが要因となり、個別に支援する教職員に対して暴力行為を起こす事例が多いことが考えられます。
- 非行・暴力行為等の背景には、児童生徒自身の心の問題や家庭のあり方、児童生徒を取り巻く環境や生育歴等、様々な要因が複雑に絡み合っていると考えられます。
- 児童生徒一人一人に応じた指導や気持ちの切り替え方等の指導が必要であるとともに、学校だけでなく、家庭、地域、福祉・医療・警察等の関係機関と連携して対応していく必要があります。

(図表Ⅲ-12) 本県の小・中学校の暴力行為発生件数の推移（国公私立を含む）



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(図表Ⅲ-13) 本県の小・中学校の対教師暴力件数と暴力行為の形態別発生割合



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

施策の展開方向

■ 未然防止、早期発見・即時対応の取組の充実

- 児童生徒の社会性を育み、非行・暴力行為等を生まない学校の風土を醸成するため、研修の開催等により、児童生徒が他者と関わり合って学ぶ授業づくり等を促進します。
- 多様な教育活動を通して、主体的に課題に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性を児童生徒に実感させることが大切です。その際に重視すべき以下の視点について、研修等を通して定着させます。

<生徒指導の実践上の視点>

- ・自己存在感の感受
- ・共感的な人間関係の育成
- ・自己決定の場の提供
- ・安全・安心な風土の醸成

出典：文部科学省「生徒指導提要（令和4年12月）」

- 非行・暴力行為等の深刻化を防ぐため、各学校への訪問指導を通じて、児童生徒の日常の様子をきめ細かく把握し、早期発見・即時対応の取組を全教職員で推進するなど校内生徒指導体制の強化を促進します。
- 非行・暴力の発生そのものを抑えるため、非行・暴力を生まない集団づくりのための指導プログラムを開発し、県内全ての学校で実施されるよう促進します。

■ 学校、家庭、地域、関係機関等の連携の推進

- 市町村教育委員会が生徒指導上の課題や困難事例に対処できるよう、効果のあった対応の共有化を進めるなど、指導力向上のための研修会を定期的に開催します。また、非行・暴力行為等が多い学校の生徒指導体制の改善を支援するため、指導主事や臨床心理士等で構成する「総合支援チーム」を計画的に派遣します。
- 学校や市町村教育委員会の要請に応じてスクールソーシャルワーカー（P80(注2)参照）を派遣し、学校が関係機関とネットワークを構築できるよう支援します。また、重大事態発生時には「総合支援チーム」を緊急派遣し、学校が迅速に対応できる体制を構築します。
- 市区町村等を単位に設置されている「学校警察連絡協議会」^(注)の定期的な開催を促し、警察等の関係機関との連携を深め、非行防止に関する情報交換や的確な対応を行うための体制整備を推進します。

達成目標（成果指標）

指標	令和6年度 現 状 値	令和11年度 目 標 値	令和15年度 目 標 値
暴力行為の児童生徒数1,000人当たりの発生件数（小・中・高等学校）	24.9件	17.7件	10.4件

(注)「学校警察連絡協議会」：児童生徒の健全育成と非行防止、犯罪被害の防止を目的として、学校と警察が連携・協力するための組織

3 教職員が児童生徒と向き合える環境づくり

めざす姿

- 教職員一人一人が児童生徒とじっくりと向き合い、心を通わせた教育活動を推進するために、教職員の負担を軽減し、健康な心身でやりがいをもてるような職場環境の実現を目指します。

現状と課題

- 児童生徒の問題行動や不登校等、生徒指導上の諸課題への対応をはじめ、学校が対応しなければならない課題が一層多様化、複雑化する中で、授業以外の業務が依然として多くあるなど、教員の多忙化が深刻な状況となっており、教員が一人一人の児童生徒とじっくり向き合える時間を確保することが必要です。
- 県では、令和元年 12 月に「県立学校における教員の勤務時間の上限に関する方針」を策定し、時間外在校等時間を月 45 時間以内にする等の目標を掲げました。また、教員の勤務時間を把握するために、令和元年度よりパソコンを使ったシステムにより教員の出退勤を記録し、毎月の勤務時間の把握を行っています。
- 時間外在校等時間が月 45 時間を超える教職員の割合は減少傾向にあるものの、時間外在校等時間が長時間となっている教職員は依然として一定数いることが課題です（図表Ⅲ-14）。

（図表Ⅲ-14）時間外在校等時間月 45 時間超の教職員の割合（職位別）

(%)

	小中学校			特別支援			高校		
	R元年度	R6年度	差	R元年度	R6年度	差	R元年度	R6年度	差
校長	14.6	13.2	△ 1.4	8.3	7.9	△ 0.4	18.6	5.5	△ 13.1
副校長・教頭	71.4	59.8	△ 11.6	37.9	26.3	△ 11.6	76.1	55.8	△ 20.3
主幹教諭	61.9	62.3	0.4	-	-	-	-	-	-
教諭	40.3	35.7	△ 4.6	6.5	3.5	△ 3.0	30.8	24.2	△ 6.6
養護教諭	17.7	12.1	△ 5.6	1.4	0.9	△ 0.5	6.3	3.6	△ 2.7
栄養教諭	15.8	9.0	△ 6.8	1.9	0.0	△ 1.9	-	-	-
事務職員	16.1	7.9	△ 8.2	-	-	-	-	-	-
実習助手	-	-	-	0.0	0.0	-	17.7	13.0	△ 4.7

出典：新潟県教育委員会調べ

- 県では、令和元年度から全ての学校や市町村教育委員会に対して、時間外在校等時間が月 45 時間以上の教職員数等、長時間勤務に関する実態調査を実施しています（図表Ⅲ-15）。

（図表Ⅲ-15）時間外在校等時間が月 45 時間超の教職員の割合（令和 6 年度）
（%）

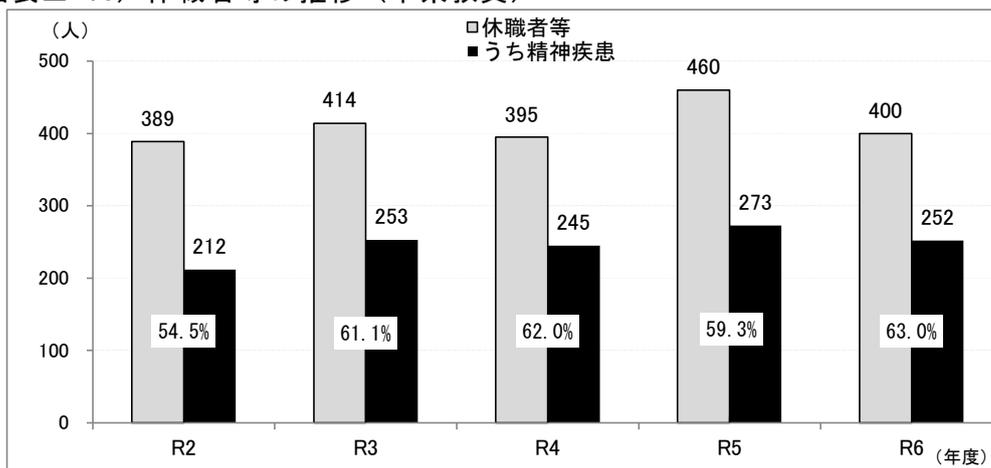
	R6.4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7.1月	2月	3月
小学校	47.9	47.5	41.8	29.0	0.4	32.4	41.7	30.0	15.5	17.7	23.0	30.1
中学校	57.9	60.1	55.2	48.9	4.5	47.0	53.9	48.2	29.5	30.1	35.5	28.1
特別支援	11.1	11.1	7.4	4.5	0.2	4.9	7.9	4.7	1.0	1.7	2.8	4.7
高校	31.5	34.9	28.9	32.2	12.9	24.6	31.7	23.9	16.2	18.0	8.6	17.1
合計	41.8	43.0	37.7	31.4	4.2	30.6	38.1	29.7	17.1	18.7	20.1	23.5

	割合の高かった月	年平均	授業以外の主な在校等時間の構成要素
小学校	4、5月（約5割）	約3割	授業準備、保護者対応、生徒指導
中学校	4、5月（約6割）	約4.2割	部活動指導、生徒指導、授業準備
特別支援	4、5月（約1割）	約0.5割	-
高校	4～7、10月（約3割）	約2.3割	部活動指導、生徒指導、授業準備

出典：新潟県教育委員会調べ

- 小学校では、授業準備や保護者対応等が在校等時間の主な構成要素となっています。年度当初や学校行事が多くなる時期に時間外在校等時間が増加する傾向にあります。
- 中学校では、週休日や休日における部活動指導、平日の勤務時間外での生徒指導等が在校等時間の主な構成要素となっています。年度当初や部活動の大会が開催される時期に時間外在校等時間が増加する傾向にあります。
- 特別支援学校では、年度当初に時間外在校等時間が増加する傾向にあります。
- 高等学校では、週休日や休日における部活動指導、平日の勤務時間外での生徒指導等が在校等時間の主な構成要素となっています。特に年度当初や7、10月に時間外在校等時間が増加する傾向にあります。
- 各校種の実態に応じた業務整理を進めるとともに、中学校においては部活動の地域展開の推進に引き続き取り組む必要があります。
- 教員の病気休職者及び1か月以上の病気休暇取得者（以下「休職者等」という。）のうち、精神疾患を理由とする者の割合は全体の約6割に達しており、高い水準が続いています。このため、メンタルヘルス対策を充実させる必要があります（図表Ⅲ-16）。

(図表Ⅲ-16) 休職者等の推移 (本県教員)



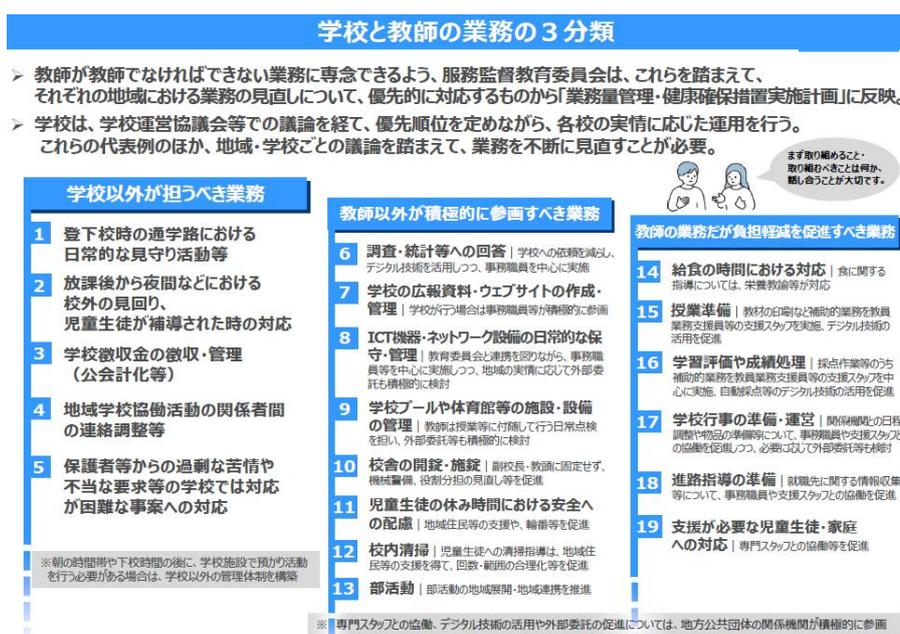
出典：文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」

施策の展開方向

■ 教職員の多忙化解消に向けた取組の充実

- 「業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づいた業務の適切な管理等、在校時間の長時間化を防ぐための具体的な取組を推進するとともに、市町村教育委員会の取組を支援します。
- これまで学校・教員が担ってきた業務について、「学校と教師の業務の3分類」に基づき(図表Ⅲ-17)、業務の優先順位を踏まえた精選・見直しや、学校と保護者・地域住民との役割分担の見直しができるよう、学校や市町村教育委員会の取組を支援します。支援に当たっては、保護者や地域の理解を得ながら進めます。

(図表Ⅲ-17) 学校と教師の業務の3分類



出典：文部科学省通知

- スクール・サポート・スタッフ^(注1)、部活動指導員、医療的ケア看護職員等の外部人材の活用を進めるとともに、働き方改革推進プランによる一層の業務改善や、ワーク・ライフ・バランスを考慮した働き方の意識改革を促す取組を推進します。
- 学習が高度化する小学校高学年において教科担任制を推進することで、専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るとともに、担当する授業時間数の軽減等教員の負担軽減を図ります。
- 新潟県教育支援システム（P25(注1)参照）を活用し、優れた実践例となる教材や授業アイデア、先進事例等の共有やコミュニケーションの活性化を図ることで、授業で使う資料作成の時間を短縮する等、教員に対する授業作りを支援します。
- 県共同クラウド校務システム^(注2)やGIGA環境で整備した汎用クラウドツール^(注3)の利用等、市町村教育委員会と連携して、ICTの活用によりコミュニケーション・情報共有の迅速化・活性化と校務の一層の効率化を図り、教職員の業務負担を軽減します。
- 県立学校では、引き続き、「県立学校における教員の勤務時間の上限に関する方針」に基づいた取組を推進するとともに、令和4年度に整備した統合型校務支援システムを活用し、校務のデジタル化を進めることで、業務の効率化を図り、教員が児童生徒と向き合う時間を確保します。
- 教員研修や各種会議について、内容を見直すとともに、Web会議システムの導入や地域別開催の推進により、教員の負担軽減を図ります。

■ 教職員の健康管理等

- 県立学校教職員の健康診断、ストレスチェック等を適切に実施するほか、多忙な教職員のメンタルヘルス対策として、公立学校共済組合と連携し研修や相談体制を充実させるとともに、休職者等の職場復帰支援及び再発防止に努めます。また、県立学校における安全衛生管理を推進し、快適な職場環境の確保に努めます。
- 市町村立学校教職員の健康管理、安全衛生管理が適切に図られるよう働きかけるとともに、公立学校共済組合と連携し、研修や相談体制の充実、情報提供に努めます。

(注1)「スクール・サポート・スタッフ」：教員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、学習プリント等の準備や採点業務、来客・電話対応等に従事する支援スタッフ

(注2)「県共同クラウド校務システム」：教務・保健・学籍等、校務に関する機能を統合型校務支援システムを中核として、汎用クラウドツールと連携するシステム。令和7年度12市町村により共同利用を開始。令和8年度以降、参加市町村は増加していく見込み。

(注3)「汎用クラウドツール」：OSメーカー（Microsoft、Google、Apple）で標準的に提供されるソフトウェア。インターネット経由で利用可能で、リアルタイムで情報共有・共同編集が可能

達成目標（成果指標）

指 標	令和6年度 現 状 値	令和11年度 目 標 値	令和15年度 目 標 値
時間外在校時間月 45 時間超教職員 割合（小・中・特支・高）	小 29.8%	小 8.5%	小 0%
	中 41.6%	中 11.9%	中 0%
	特 5.2%	特 1.5%	特 0%
	高 23.4%	高 6.7%	高 0%

4 児童生徒の安全確保の推進

めざす姿

- 学校、家庭、地域が連携した安全点検や見守り体制の整備など、児童生徒のけがや事故を防止するため、安全・安心な環境を目指します。
- 児童生徒が自らの行動や身の回りに存在する様々な危険を認識し、自らの命を守り、安全に行動ができるよう資質・能力を育てます。

現状と課題

- 児童生徒の通学時に発生する事件・事故や、クマ等の野生鳥獣による被害を含む学校管理下でのけがや事故を防止するため、学校施設・設備の安全点検とともに、学校安全計画や危機管理マニュアルの定期的な見直しを行い、生活安全・交通安全・災害安全の各領域における安全教育の内容の充実を図りながら、学校安全の多様な主体と学校との協働を継続的に進める必要があります。
- これまでに発生した事件等を踏まえ、本県では教職員に対する研修会や専門家の指導による防犯教育等を実施してきました。今後も児童生徒の安全を守るため、これらの取組を継続するとともに、家庭や地域と連携した見守り活動等の取組を推進していく必要があります。
- 自然災害等の発生時においても、児童生徒が自らの命を守り抜く主体的な行動をとることができるよう、「新潟県防災教育プログラム」を活用しながら、地域の災害リスク等の各学校の特性を踏まえた実践的・実効的な防災教育・防災訓練を推進することが重要です（図表Ⅲ-18）。
- 自然災害発生時等において、地域や関係団体との連携が不可欠なため、児童生徒が、共助の意識や地域の担い手としての自覚と役割を認識する取組の充実を図っていく必要があります。

（図表Ⅲ-18）地域の災害リスク等踏まえた実践的な防災教育・避難訓練を実施している学校の割合（令和6年度）

校種	割合
小学校※1	85.5%
中学校※2	79.0%
高等学校※3	44.7%

※1 小学校、特別支援学校（小学部）

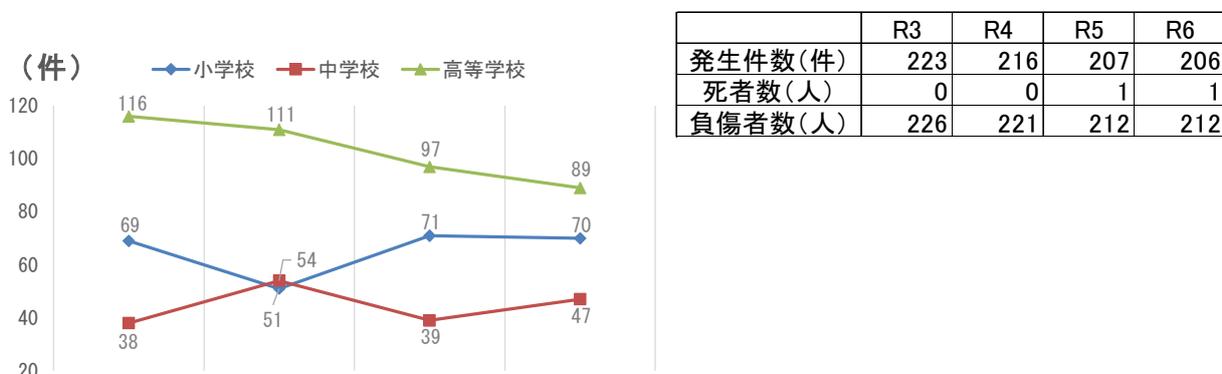
※2 中学校、中等教育学校（前期）、特別支援学校（中学部）

※3 高等学校、中等教育学校（後期）、特別支援学校（高等部）

出典：新潟県教育委員会調べ

- 交通事故発生件数を減少させ、交通死亡事故をなくすため、家庭、地域、関係機関等と連携し、児童生徒が交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、交通安全教育を推進していくが必要があります（図表Ⅲ-19）。

（図表Ⅲ-19）校種別交通事故発生件数の推移と児童生徒の交通事故の状況



出典：新潟県警察本部「新潟県の交通事故」

- 学校給食において、社会的に大きな課題として認識されている食物アレルギーへの対応や食中毒事故等、食の安全・安心に対する意識はより一層高まっており、学校でのきめ細やかな対応が求められています。

施策の展開方向

■ 安全・安心な環境づくり

- 全職員による児童生徒の多様な行動を想定した日常的な安全点検や情報共有を確実に実施し、学校内外に潜む危険を回避・排除するための安全教育の徹底を図るとともに、児童生徒が自ら安全に行動し、地域社会の安全にも貢献できる資質や能力の向上を図ります。
- 児童生徒の通学路の安全を確保するため、地域の関係機関や家庭との連携による安全点検及び見守り活動の定期的な実施を促進するとともに、注意が必要な箇所や不審者に関する情報を共有して安全対策の充実を図る取組を推進します。
- 地域安全マップ作り等の防犯教育（図表Ⅲ-20）を通じて児童生徒の防犯意識の向上を図るとともに、危険発生時の教職員の危機対応能力の向上を図ります。

(図表Ⅲ-20) 地域安全マップづくり



- 学校を取り巻く地域の自然的環境や、クマ等の野生鳥獣による被害をはじめとする様々なリスクを想定した学校安全計画や危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成・見直しを促進し、家庭や地域と連携した避難訓練の実施や防災体制の充実を図るための取組を推進します。

■ 防災教育の推進

- 「新潟県防災教育プログラム」を活用しながら、学校安全計画に基づいた、地域の災害リスク等の各学校の特性を踏まえた実践的・実効的な防災教育・防災訓練を実施し、児童生徒が『自分の命は自分で守る』という意識や姿勢をしっかりと身に付けられるよう、各学校の取組を支援します。
- 自然災害発生時等において、発達段階に応じた、災害時における支援者としての自覚を促し、具体的かつ実践的な対応力を育むとともに、日頃から地域社会に貢献する機会を通して、地域防災の担い手としての意識を養うことができるよう取組を進めます。

■ 交通安全教育の推進

- 児童生徒の発達段階に応じた交通安全教室の実施や、系統的な研修会による教職員等の指導力向上等、家庭や地域、県警察等と連携した交通安全教育の取組を推進します（図表Ⅲ-21）。

(図表Ⅲ-21) 関係機関と連携した交通安全教育の推進



■ 安全・安心な学校給食の提供

- 食物アレルギーについては、学校全体で情報を共有して事故の未然防止に取り組むとともに、万一発症した場合の迅速かつ適切な対応が行える体制づくりを支援します。
- 研修会等を通じて衛生管理体制のより一層の向上を図り、安全・安心な学校給食の提供に取り組みます。

達成目標（成果指標）

指 標	令和6年度 現 状 値	令和11年度 目 標 値	令和15年度 目 標 値
各学校の特性を踏まえたカリキュラムによる防災教育（訓練を含む）の実施率（小・中・高等学校）	小 85.5%	小 95%	小 100%
	中 79.0%	中 92%	中 100%
	高 44.7%	高 80%	高 100%

5 学校施設の老朽化対策と機能向上の推進

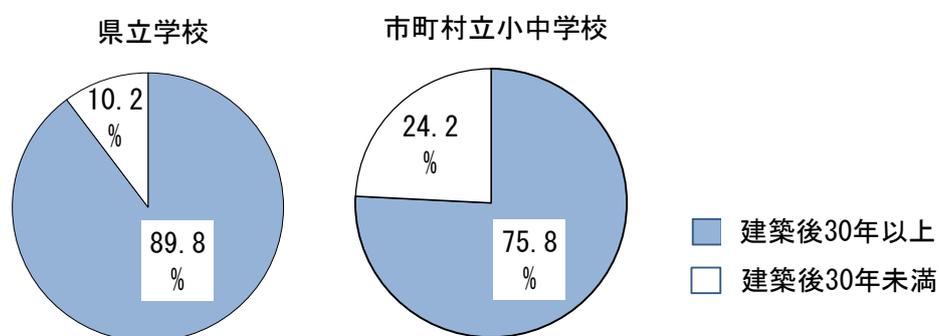
めざす姿

- 学校施設の老朽化対策と非構造部材の耐震化を進めるとともに、社会環境の変化・学習環境の多様化に対応した機能性の向上を図ることで、安全・安心で質の高い教育環境を確保します。

現状と課題

- 学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難所としての役割も担っています。
- 令和7年4月1日現在、県立学校施設については、建築後30年を経過した建物が全体の約9割、市町村立小・中学校施設についても7割以上に達していません（図表Ⅲ-22）。また、これまで建物の耐震対策を最優先してきたことで、老朽化が進行している建物があります。
加えて、高所に設置されている体育館の照明器具等の非構造部材^(注)の耐震化も早急に進めて行く必要があります（図表Ⅲ-23）。

（図表Ⅲ-22）公立学校施設の建築後経過年数割合（令和7年4月1日現在）



出典：新潟県教育委員会調べ

（図表Ⅲ-23）公立学校施設の非構造部材の耐震対策実施率（各年4月1日現在）

	R4	R5	R6	R7
県立学校	4.5%	6.3%	32.4%	54.1%
市町村立小・中学校	30.3%	35.8%	40.6%	51.3%

出典：新潟県教育委員会調べ

- 社会環境の変化や教育環境の多様化に対応するため、学校施設の機能向上を図る必要があります。

（注）「非構造部材」：柱、梁、床等の建物の構造体ではなく、天井材、照明器具等、構造体と区分された部材

施策の展開方向

■ 県立学校施設の老朽化対策と機能向上の推進

- 老朽化が進行している学校施設については、計画的に大規模改修や改築を実施することで老朽化を改善するとともに、耐久性を確保します。加えて、体育館の照明器具等について落下防止対策を行うことで、非構造部材の耐震化を推進します（図表Ⅲ-24）。
- バリアフリー化、省エネ化・脱炭素化等の様々な社会環境の変化や、学習環境の多様化に対応した学校施設の機能向上を図ります。

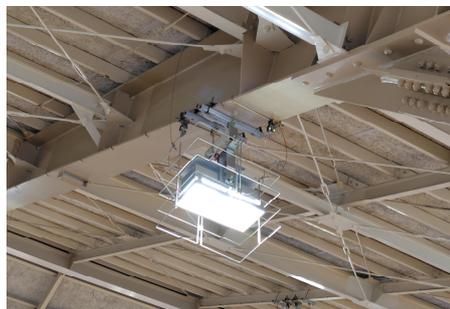
■ 市町村立小・中学校の老朽化対策と機能向上の促進

- 老朽化が進行している学校施設については、計画的に大規模改修や改築を実施することで老朽化の改善と耐久性の確保を働きかけます。加えて、構造体の耐震対策の早期完了及び吊り天井等の非構造部材の耐震対策を促進します。
- バリアフリー化、省エネ化・脱炭素化等の様々な社会環境の変化や、学習環境の多様化に対応した学校施設の機能向上が図られるよう働きかけます。

（図表Ⅲ-24）体育館の照明器具をLED化＋落下防止対策



（従来の照明器具）



（改修後の照明器具）

達成目標（成果指標）

指標	令和6年度 現状値	令和11年度 目標値	令和15年度 目標値
県立学校施設の大規模改修工事の進捗率	68.5%	72%	76%

基本方針Ⅳ

魅力ある高等教育環境の 充実

県内高等教育機関が、更なる魅力向上を図り、県内外の高校生等から一層選ばれる高等教育機関となるとともに、知の拠点として地域から一層必要とされるよう、地域の活性化や新潟県の将来を担う人材の育成などを通じ、地域の発展に貢献します。

1 県内大学・短大の魅力向上と地域貢献の推進

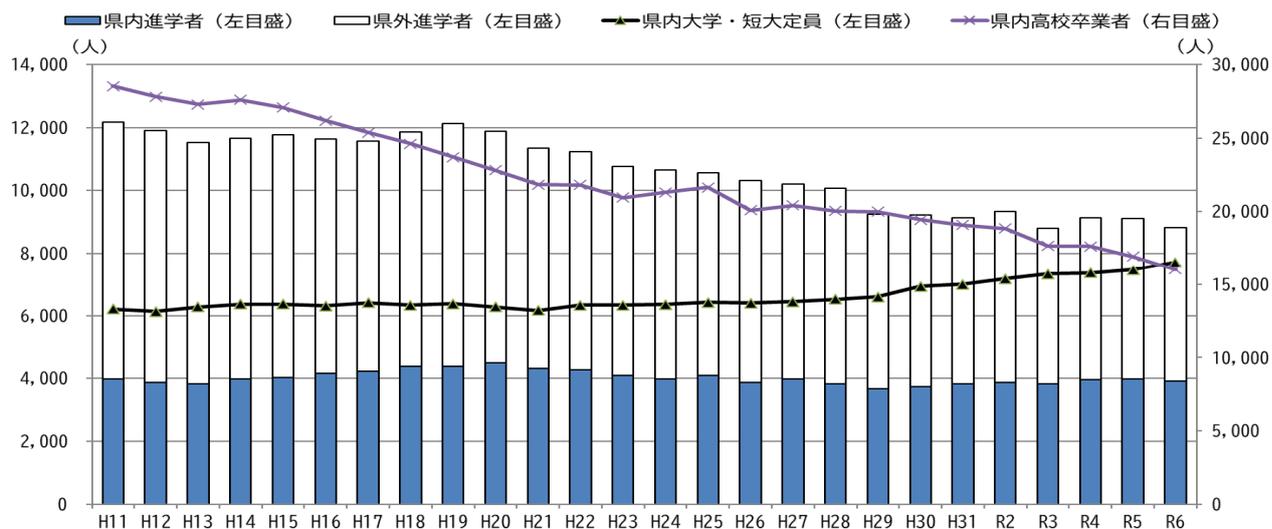
めざす姿

- 県内高等教育機関が、更なる魅力向上を図り、県内外の高校生等から一層選ばれる高等教育機関となるとともに、知の拠点として地域から一層必要とされるよう、地域の活性化や新潟県の将来を担う人材の育成などを通じ、地域の発展に貢献します。

現状と課題

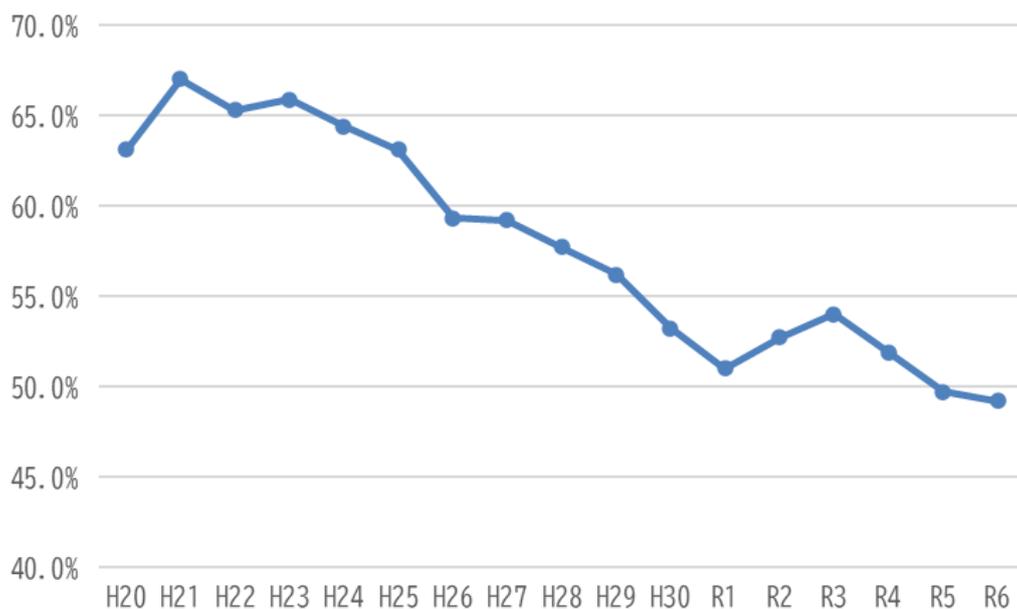
- 近年、急激な少子化の進展により県内高校卒業生は大きく減少しているものの（図表IV-2）、県内大学の魅力向上と進学者のニーズに応じた大学の開学、学部・学科の設置等により、県内高校等からの県内進学者は、全体として増加又はほぼ横ばいで推移しています（図表IV-1）。
- 県内私立大学・短大を個別にみると、多くの大学が定員未充足となるなど厳しい状況が生じています。こうした現状に対応するためには、時代の要請に応じた県内大学の更なる魅力向上と周知が重要な課題となっています。
- 社会が高度化、複雑化、グローバル化する中、高等教育機関が有する知的資源を活用した地域の様々な課題の解決や社会人の学び直し機会の提供等が求められており、こうした取組を通じて、地域の活性化や地域を支える人材育成につながることを期待されています。
- 県内大学等卒業後の県内就職率は近年低下しています。その要因の一つとして、学生に県内企業の情報が十分に伝わっていないことが挙げられています。このため、学生が県内企業への理解を深め、魅力を知る機会を提供することが重要となっています。

(図表Ⅳ-1) 県内外大学等進学者、県内大学・短大定員、県内高校卒業者



出典：新潟県教育委員会「大学等進学状況調査」
新潟県総務部大学・私学振興課「入学者等状況調査」

(図表Ⅳ-2) 県内大学生等の県内就職率



出典：新潟県総務部大学・私学振興課「卒業者等状況調査」

施策の展開方向

■ 県内大学等の魅力向上や地域貢献に向けた取組

- 知の拠点である高等教育機関の更なる高度化、グローバル化等を目指し、学生及び社会のニーズに応じた教育・研究の実施や高等教育機関相互の連携による多様な教育環境の提供等、新たな魅力創出に向けた取組等を支援し、教育機会の拡充を図ります。
- 国の交付金等を活用したデジタル・グリーン等成長分野への学部・学科の再編や大学の機能強化を支援します。
- 産学官連携や地域連携により、大学等の知的資源の一層の活用を図りながら、地域産業の振興に資する共同研究や人材育成、地域の諸課題の解決、社会人の学び直しに向けたリカレント教育^(注)等の取組を、民間との協働による全県的な取組として更に推進します。

■ 県内大学生等の県内定着に向けた取組

- 学生等から県内の産業や企業への理解を深めてもらうため、授業等における企業等と連携した取組や大学1年生、2年生等より早い段階でのインターンシップ等の取組等、県内就職につながる学びの場づくりを促進します。
- より学生に情報が届くよう、県内大学生を活用するなど、学生目線で県内企業や地域の魅力等を発信し、学生の県内企業等への理解や地域への愛着を深め、県内定着を促進します。

■ 県内大学等の知の活用に向けた取組

- 県内大学の研究シーズ等の活用に向けて、企業等とのマッチングによる県内大学と産業界との連携強化を図るなど、地域の知の拠点である大学の活用を促進します。

達成目標（成果指標）

指標	現状値	令和11年度 目標値	令和15年度 目標値
高等教育機関進学時における流出入率	▲9.6% (指標年次は 令和5年度)	▲8.5%	▲7.7%
県内大学生等の県内就職率	56.6% (指標年次は 令和5年度)	58.6%	59.9%
大学等と県内企業・地方自治体との 共同・受託研究	173件	284件	295件

(注)「リカレント教育」：職業人を中心とした社会人に対して学校教育の終了度、いったん社会に出た後に行われる教育

2 県立2大学の教育・研究・地域貢献機能の充実

めざす姿

- 新潟県立大学及び新潟県立看護大学の教育・研究・地域貢献機能の充実を図ります。

現状と課題

- 県では、2つの公立大学法人を設立し、各法人が運営する新潟県立大学及び新潟県立看護大学に対する支援を行っています。新潟県立大学においては、本県の重要課題の解決と将来を担う中核的人材はもとより、世界各地で活躍する人材を育成しています。また、新潟県立看護大学においては、看護の現場において中核的な役割を担う資質の高い看護人材を育成しています。
- 新潟県立大学は、グローバルな視点から地域づくりを担う人材を育成し、新潟から世界に向けて交流の輪を広げ、情報発信するとともに、教育研究の成果を地域に還元して、持続的な地域の発展と共生社会の実現に貢献することが求められています。
- 新潟県立看護大学は、新潟県における看護学教育・研究の中核的機関として、多様に変化するニーズに柔軟に応じうる資質の高い看護人材を育成するとともに、地域と深いつながりを持ち、その成果を絶えず地域に還元し、新潟県はもとより、国内外の看護学の発展と保健・医療・福祉の向上に寄与することが求められています。

施策の展開方向

■ 県立2大学の教育・研究・地域貢献機能の充実

- 公立大学法人の制度では、県が社会の状況等を踏まえ法人に目標を示し、法人は、その目標を達成するための計画を作成し、業務を運営します。業務運営の結果は、外部の評価を受け、業務の改善を図ります。
- 新潟県立大学においては、自治体・企業と連携したフィールドワーク等の実施、高等学校や社会と連携したデータサイエンス教育の推進を図るとともに、新潟県立看護大学においては、県内病院等のきめ細かな情報提供や卒業生による県内就職後のキャリアモデルの紹介等を実施するなど、学生の県内定着に向けた取組の充実を図ります。

■ 新潟県立大学

- 新潟県立大学は、「国際性の涵養」、「地域性の重視」及び「人間性の涵養」を大学の基本理念とし、グローバルな視点からの教育・研究を進め、地域社会に開かれた大学を目指し、学生一人一人に対してきめ細やかな教育を行い、学生同士が切磋琢磨し学び合う環境をつくっていきます。
- 国際地域学部では、知識・技能・経験等を総合的に生かし、グローバル・ローカルなコミュニティに貢献できる人材を育成します。特にコミュニケーション能力と外国語能力の育成に重点を置き、自らのコミュニティ・文化・思考様式に対する深い理解と、他者の文化・思考様式、そして世界情勢と連動する社会構造に対する理解を備えた人材を育成します（図表IV-3）。
- 人間生活学部では、グローバル化の進む地域の中で、「育」と「食」を中心に、持続的な地域社会の発展と共生社会の実現に貢献できる人材を育成します。対人支援の多様な分野、特にこどもや家庭、地域社会、国際社会における中核的専門人材を育成するとともに、国際化・高度化・複雑化する栄養・食環境の領域で、総合的な食育推進活動の中核を担える食の専門家を養成します。
- 国際経済学部では、国際的視野から経済・産業・企業の仕組みを理解する専門知識を有し、情報分析力、確かな語学力・国際コミュニケーション力を有する人材を育成します。さらに、県経済界・産業界が求めるデジタル人材育成に対応するため、データサイエンスの基礎とデータ利活用のスキルを修得し、地域価値の創造に貢献できる実践力のある人材を育成します。
- 大学院（国際地域学研究科）では、国際政治、国際経済及び東アジアを中心に地域研究について高度な知識と分析能力を持ち、併せて日本語・英語によるコミュニケーション能力を備えた世界に通用する人材を養成します。
- 大学院（健康栄養学研究科）では、地域社会における健康寿命の延伸に食を通じた健康の保持・増進面から貢献するため、食・栄養の管理、食品の研究開発、食と健康の制度政策の企画立案運用を担う高度専門職業人を養成します。

新たに博士後期課程を設置（設置認可申請中、令和9年4月開設予定）し、グローバルな視野と高度な専門知識・スキル、研究力及び実践力を有し、国内外における栄養課題の解決に貢献する高度専門人材を育成します。
- 北東アジア研究所は、国内外の研究者と連携しつつ、北東アジア地域における経済社会を様々な角度から研究するとともに、その成果を教育に生かし、さらに社会の幅広い方々に向けて発信することを使命とします。

■ 新潟県立看護大学

- 生命の尊厳を基盤とする豊かな人間性を醸成し、自己及び他者への深い洞察力をもって自己成長へ思考を育むとともに、看護学の基礎的・先進的な知識と技術を教授することにより、多様に変化する人々の健康と福祉のニーズに柔軟に応える人材を育成します（図表Ⅳ-4）。
- 大学院において、博士前期課程では、幅広く深い学識の涵養を図り、基礎的研究能力及びこれ加えて高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を備えた人材を育成します。博士後期課程では、研究者として自立して研究活動を行える、又は高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍し得る高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を備えた人材を育成します。
- 地域に開かれた大学として、地域住民の健康生活を支援する地域貢献活動に積極的に取り組みます。国内外の関係機関との連携・交流を積極的に推進し、看護職のリスキリングやUターン者支援等による看護の質向上と看護人材の定着を促すとともに、その成果を教育・研究ならびに地域社会に還元します。

（図表Ⅳ-3）新潟県立大学における英語授業



（図表Ⅳ-4）新潟県立看護大学における看護演習



達成目標（成果指標）

指標	現状値	令和11年度 目標値	令和15年度 目標値
新潟県立大学におけるリスキリング講座等聴講者数	1,779人 (H27-R元年度 平均1,357人)	次期大学中期計画 (※1)を踏まえ 決定	次々期大学中期 計画(※2)を 踏まえ決定
新潟県立看護大学におけるリスキリング講座等聴講者数	181人 (R3-5年度 平均145人)	159人	次期大学中期計 画(※3)を踏 まえ決定

※1 公立大学法人評価委員会の意見を聴き知事が認可（中期計画期間：令和9年度から14年度）

※2 〃（中期計画期間：令和15年度から20年度）

※3 〃（中期計画期間：令和13年度から18年度）

3 多様な分野における実践的な職業教育の充実

めざす姿

- 社会の変化に即応した実践的な職業教育により地域産業等を支える専門人材を養成する専修学校へ支援を行い、多様な分野における職業教育の充実を図ります。

現状と課題

- 県内高校卒業生の専修学校への進学率は、全国2位（令和6年度）となっています（図表IV-5）。
県内の専修学校には、県内高校卒業生のおよそ4人に1人が進学し、また、県外からも約1,400人が進学するなど（図表IV-5）、社会ニーズに応えた専門的で実践的な人材を数多く輩出するなど、高等教育機関の一翼として、大きな役割を担っています。
- 急激な少子化の進展等により、今後、高等教育機関への進学者数が大きく減少することが見込まれます。県内専修学校が、多様な分野の職業能力養成機関として、多くの高校生や社会人から進学先として選ばれるよう、教育環境の充実や生徒の修学上の負担軽減が重要となっています。

（図表IV-5）専修学校への進学状況

（単位：人）

入学年度	県内高校 卒業生	専修学校（専門課程）進学者		進学率 （全国順位）	県外からの 県内専修学 校進学者
		県内	県外		
R1	19,093	4,868	4,185	25.5% (1位)	1,157
R2	18,854	4,794	4,111	25.4% (2位)	1,091
R3	17,659	4,869	4,296	27.6% (2位)	1,298
R4	17,630	4,716	4,277	26.8% (1位)	1,225
R5	16,937	4,413	3,986	26.1% (1位)	1,253
R6	16,042	3,880	3,454	24.1% (2位)	1,442

※県内高校卒業生は、中等教育学校後期課程卒業生を含む（現役卒業生）

※県外からの県内専修学校進学者は、過年度卒業生・留学生を含む

出典：新潟県教育委員会「大学等進学状況調査」

新潟県総務部大学・私学振興課「入学者等状況調査」

(図表Ⅳ-6) 製菓の国際大会での活躍



(図表Ⅳ-7) ファッションコンテストの全国大会での活躍



施策の展開方向

■ 専修学校教育の充実

- 教育環境の充実や生徒の修学上の負担の軽減を図るため、県内専修学校に対して、経常費助成を行うことにより支援します。
- 実践的な職業教育の水準の維持向上を図るため、県内専修学校の職業実践専門課程^(注)の認定に向けた取組を促進します。
- 中・高校生等が、早い時期から職業に親しみ理解するための機会の提供等、職業教育の充実に資する取組を促進します。

(図表Ⅳ-8) 「7月11日職業教育の日」記念 NIIGATA JOB WORLD の様子
(主催：一般社団法人新潟県専修学校各種学校協会)



達成目標 (成果指標)

指標	令和5年度 現状値	令和11年度 目標値	令和15年度 目標値
高等教育機関進学時における流出入率 [再掲]	▲9.6%	▲8.5%	▲7.7%
県内大学生等の県内就職率 [再掲]	56.6%	58.6%	59.9%

(注)「職業実践専門課程」：企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身に付けられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が認定するもの。

基本方針Ⅴ

生涯学び活躍できる環境 づくり

県民が「だれでも、いつでも、どこでも」学べるよう、社会教育施設をはじめ様々な学習機会を充実させるとともに、人づくり、地域づくりに取り組み、学んだ成果を地域の諸課題の解決に有効に活用するなど、生涯にわたり学び活躍できる生涯学習社会を実現します。

1 だれでも、いつでも、どこでも学ぶことができる生涯学習の環境づくり

めざす姿

- 人生 100 年時代においてより豊かに生きるために、生涯学習を一層身近なものとして、だれでも、いつでも、どこでも、学ぶことができる環境を整えることにより、生涯にわたり学び続けることができる社会を目指します。

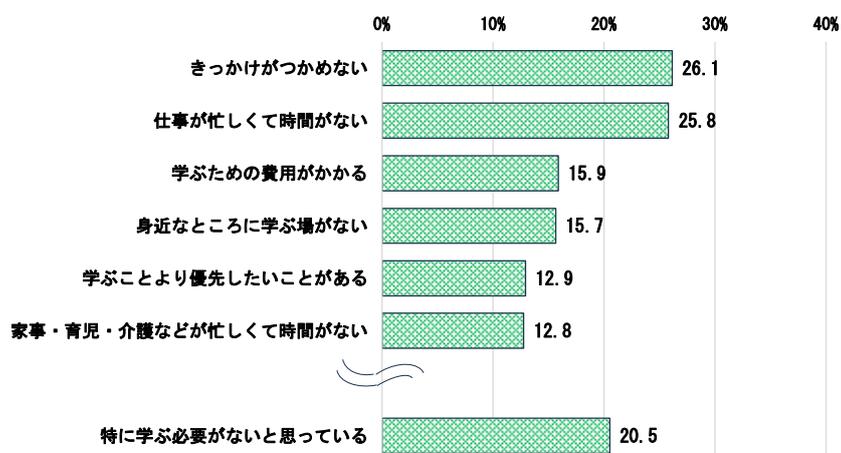
現状と課題

- 人生 100 年時代を迎え、一人一人の学ぶ時期や進路が複線化する人生のマルチステージモデル^(注)の中では、全ての人が豊かな人生を送ることができるよう、職業に直結した学びのほか他者との学び合い、第二の人生を生きる個人の意欲や能力を発揮するための学び等、リスキリングやリカレント教育をはじめとする生涯学習の必要性が高まっています。

- 「『新潟県総合計画』成果指標に関する県民満足度調査」（令和 7 年度）において「この 1 年間に、月に 1 回以上どのようなことを学んだか」について質問したところ、「特に学んでいない」が全体の 3 割を超えるなか、その理由として最も多かった回答は「きっかけがつかめない」でした（図表 V-1）。

こうした状況から、学びを身近なものとし個人が生涯にわたり学習する機会を得られるよう「生涯にわたり自ら学び続けていくこと」の大切さの啓発に努めるとともに、学び続けることができる環境整備に取り組むことが必要です。

（図表 V-1）学んでいない理由 ※複数回答

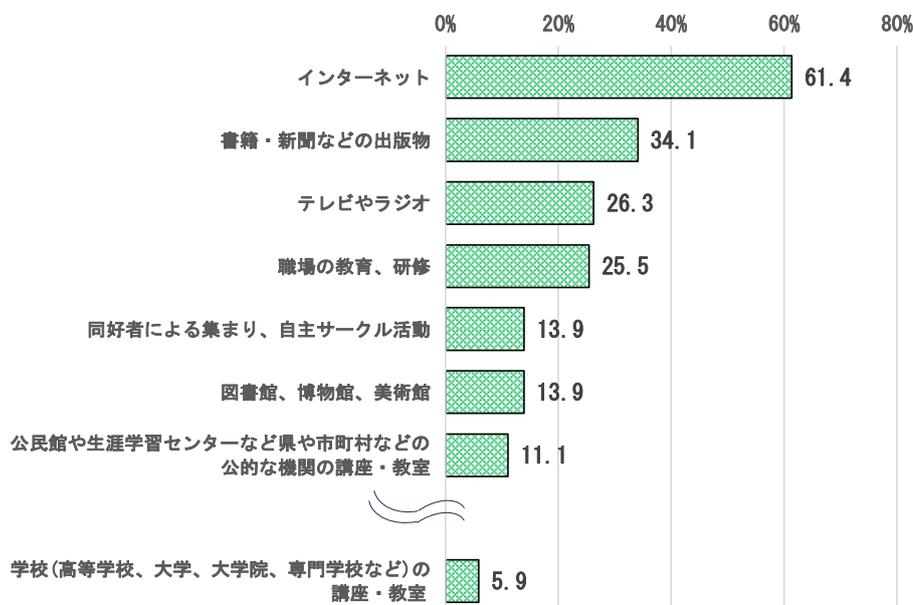


出典：新潟県「『新潟県総合計画』成果指標に関する県民満足度調査」（令和 7 年度）

(注)「人生のマルチステージモデル」：これまでの「教育－仕事－引退」という 3 ステージの単線型ではなく、より多様で豊かな生き方・暮らし方のモデル

- 急速なデジタル化の進展により、インターネットを利用した学習の機会が大きく広がっている一方で（図表V-2）、デジタル化の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に差が生じているほか、地域の学びの場である公民館や図書館等の社会教育施設におけるデジタル環境の有効活用にも差が見られる状況です（図表V-3、V-4）。

（図表V-2）月に1回以上学習した方の、学習の場所や形態 ※複数回答



出典：新潟県「『新潟県総合計画』成果指標に関する県民満足度調査」（令和7年度）

（図表V-3）地域住民がオンライン受講できる講座、講演等を社会教育施設で実施している市町村数

すべての施設ですでに実施(実施予定)	いくつかの施設で、すでに実施(実施予定)	未実施だが、R7年度いくつかの施設で実施予定	未実施かつ、実施予定(R7年度まで)もなし
0	12	1	17

出典：新潟県教育委員会「生涯学習・社会教育の現状（令和7年度）」

（図表V-4）デジタル関連の講座・講習を社会教育施設で提供している市町村数

すべての施設ですでに実施(実施予定)	いくつかの施設で、すでに実施(実施予定)	未実施だが、R7年度いくつかの施設で実施予定	未実施かつ、実施予定(R7年度まで)もなし
3	13	1	13

出典：新潟県教育委員会「生涯学習・社会教育の現状（令和7年度）」

施策の展開方向

■ 「生涯にわたり自ら学び続けていくこと」の大切さの啓発

- 人生 100 年時代をより豊かに生きるために、リスキリングを含めリカレント教育や生涯学習が一層身近なものとなるよう、自ら学び続けていくことの大切さについて、新潟県教育の日^(注)等様々な機会を活用して周知啓発を図り、学びへの意欲を持った県民のだれもが、いつでも、どこでも、学ぶことができる環境づくりにつながる気運の醸成を促進します。

■ 全ての人が継続し学習できる機会の充実【再掲（Ⅱ-4）】

- 個々の関心やライフステージの変化（例えば結婚、出産、育児、介護、病気、退職等）等で生じる様々なニーズに対応できるよう、公民館や図書館をはじめとする社会教育施設、大学、NPO等多様な主体による様々な学習機会を充実させるとともに、高等教育機関等を活用したリカレント教育も含めた学習情報の提供を推進し、全ての人が継続して学習できる機会の充実に努めます。

■ デジタル化に対応した学習の推進

- 急速なデジタル化の進展等社会環境の変化に柔軟に対応するため、市町村の社会教育施設でデジタル機器を活用した学習が充実するよう、地域の学びの場である公民館、社会教育施設等の職員を対象にしたデジタル活用の研修機会を提供するほか、図書館等での電子書籍の活用により居住地や時間に左右されない読書環境を提供するなど、社会教育施設の機能強化を図ります。

達成目標（成果指標）

指標	現状値	令和11年度 目標値	令和15年度 目標値
生涯学習に取り組んでいる県民の割合	64.8% (令和7年度)	78%	80%
県立図書館の利用状況	397,973冊 (令和6年度)	418,000冊	434,800冊

(注)「新潟県教育の日」：新潟県教育の日に関する条例において、11月1日を新潟県教育の日、11月を新潟県教育月間と定めている。新潟県教育月間では、関係機関と連携し、県内各地で教育に関する各種イベント等を展開している。

2 学びを生かした豊かな地域社会に向けた支え合うひとづくり

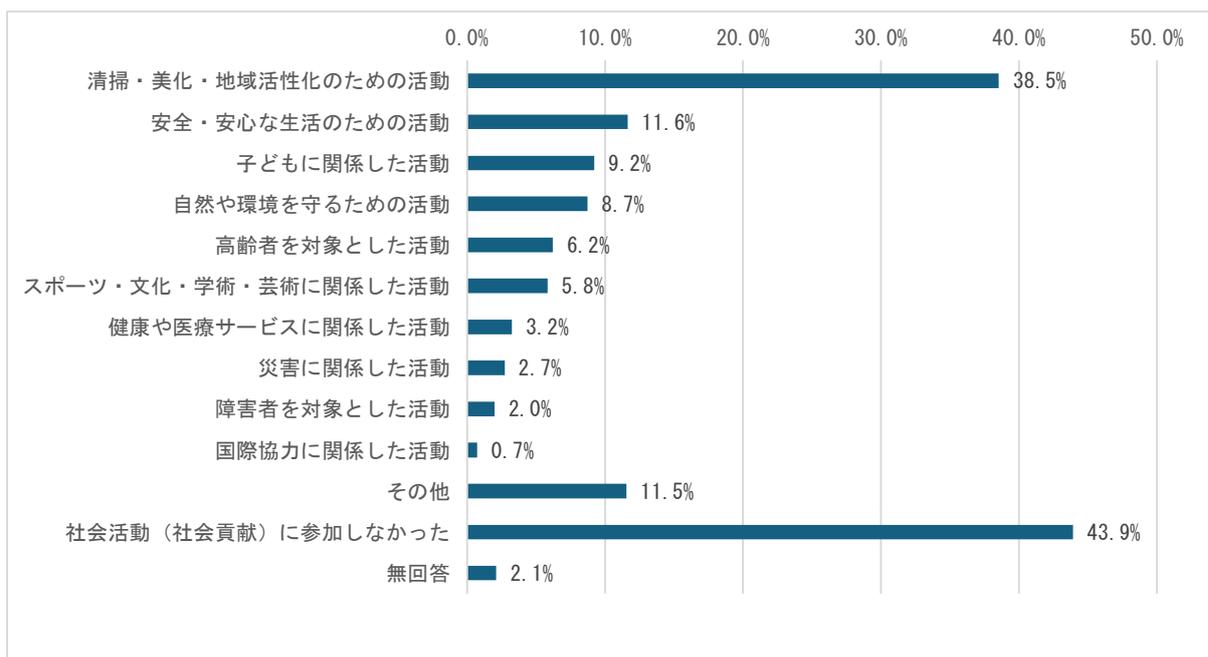
めざす姿

- 地域の特性と魅力ある資源を活用した学習機会の充実に取り組むとともに、生涯学習で学んだことを地域の課題解決に生かせるよう支え合う人づくりを進め、県民一人一人が地域への愛着・誇りを持ち、地域コミュニティの一員として豊かな地域社会を築こうと意欲をもって参画することを目指します。

現状と課題

- 人口減少が進み地域コミュニティの維持が難しくなっている中、急速な社会経済環境の変化や取り組むべき課題の複雑化を受け、県民が学んだ成果を地域課題解決等に生かすことが期待されています。
- 「『新潟県総合計画』成果指標に関する県民満足度調査」（令和7年度）において「この1年間に、社会活動（社会貢献）に参加しましたか」について質問したところ、「参加しなかった」と回答した割合が最も高く、全体の4割を超えています（図表V-5）。その理由として「時間がない」（48.1%）、「社会活動（社会貢献）に関する十分な情報がない」（26.9%）、「一緒に参加する人がいない」（19.9%）、「参加するための手続きがわかりにくい」（13.6%）等が挙がっています。

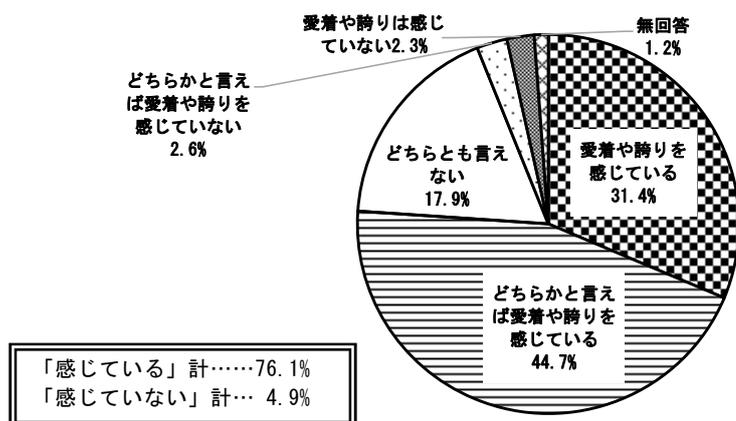
（図表V-5）社会活動（社会貢献）への参加状況



出典：新潟県「『新潟県総合計画』成果指標に関する県民満足度調査」（令和7年度）

- 学習したことを地域課題解決に生かそうとしても、関わるきっかけを得ることが難しい状況になっていることから、情報の発信や人と人をつなぐ役割、活動の企画・運営等を担う社会教育人材を養成することが求められます。
- 社会活動（社会貢献）に参加しなかった理由として「社会活動（社会貢献）に関心がない」との回答も一定数（17.9%）見られました。そのため、生涯学習を通じて地域への愛着・誇りを感じるとともに貢献の意欲を持ち、当事者として地域の担い手となるよう、新潟の特性や魅力ある資源を活用した学習機会の提供に取り組む必要があります（図表V-6）。

（図表V-6）新潟県への愛着や誇りを感じている県民の割合



出典：新潟県「『新潟県総合計画』成果指標に関する県民満足度調査」（令和7年度）

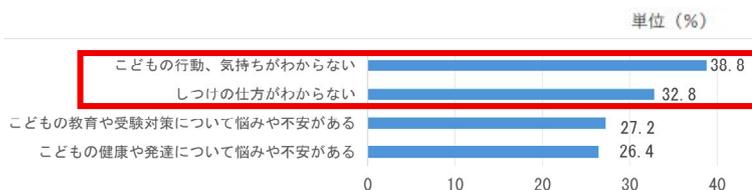
- 家庭における教育は、こどもが生活習慣や情操、社会的マナー等を身に付ける上で重要です。特に、乳幼児期は、身近にいる特定の大人との愛着形成により、情緒的な安定が図られるとともに、身体面の著しい発育・発達が見られ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。

しかし、核家族化、地域のつながりの希薄化により、保護者が子育てに悩みや不安を抱える状況が懸念されています。文部科学省調査においても、69.9%の保護者が悩みや不安を抱えており、その内容は、「こどもの行動、気持ちがわからない」「しつけの仕方がわからない」が上位を占めていることから、地域の身近な存在として、親身に保護者を支える家庭教育支援体制が必要です（図表V-7、図表V-8）。

（図表V-7）保護者の子育てについての悩みや不安の状況

	R6
悩みや不安がある	69.9
悩みや不安はあまりない	23.8
悩みや不安はない	6.3

（図表V-8）子育てについての悩みや不安内容（上位のみ）



出典：文部科学省「家庭教育の総合的推進に関する調査研究（令和6年度）」

施策の展開方向

■ 学習成果を地域課題等の解決に生かす活動を支える人材の養成

- 国機関や大学と連携、協力し、人づくりや地域づくりの中核的な役割を担うことができる人材に必要な資質・能力を養成する社会教育主事講習を、県内で実施することにより研修の機会を確保します。
- 多様な主体との連携・協働を図りながら知見を生かして学習成果を課題解決につなげていく活動を組織・展開するためには、各分野の専門性を様々な場に生かすことのできる社会教育人材の果たす役割が大きいことから、人材育成の重要性を広く周知します。
- 市町村、公民館職員や団体の指導者、社会教育士等、地域において生涯学習・社会教育の中心となる人材の資質・能力を向上させるため、研修を実施します。また、地域住民向け講座等の企画に役立つ好事例等の情報発信に努めます。
- 地域において社会教育の担い手となる人材を増やすために、社会教育、学校教育、家庭教育等、各専門分野で、地域課題の解決や地域の教育力向上等、先進的に取り組んでいる人の意見を聴取し、社会教育人材の育成事業に反映させていきます。

■ 魅力ある新潟の地域資源を学ぶ機会の提供

- 未来を担う子どもたちをはじめ県民が、新潟で育ったことを誇りとし、生き生きと暮らすことができるよう、社会教育施設における、新潟の歩みを示す文書や地域に根ざした生活、文化等魅力ある新潟の地域資源についての講座開催による学習機会の提供や、市町村に対する学習情報の提供に努めます。

■ 家庭の教育力向上への支援〔再掲（Ⅱ-4）〕

- 「家庭教育支援ガイドブック」（P86(注2)参照）を活用し、家庭教育・子育てに関する不安や悩みを抱える保護者を支援していきます。
- 地域における家庭教育支援者（P86(注3)参照）として必要な理論や実践的な指導法を学ぶ研修会を市町村や福祉関係機関と連携して行うとともに、研修修了者等による家庭教育支援チーム（P86(注4)参照）の組織化を促進し、社会全体で家庭の教育力向上を支援します。

達成目標（成果指標）

指標	令和6年度 現状値	令和11年度 目標値	令和15年度 目標値
県内で実施される社会教育主事講習の社会教育士の称号付与数	159人	235人	295人

3 活力ある地域づくりに向けた地域社会と学校の連携の促進

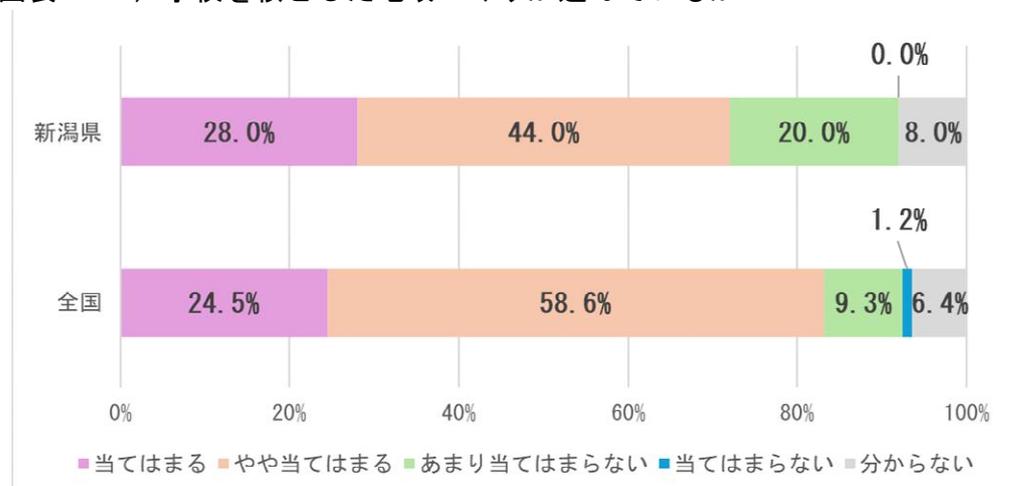
めざす姿

- 地域と学校が一体となって連携・協働するための組織的・継続的な仕組みづくりを促進し、未来の担い手であるこどもの成長を支える体制を整備します。

現状と課題

- 学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、また、地域はコミュニティの維持・再生が急務となっています。こうした状況の中、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と地域とが共有し、未来の創り手であるこどもが、地域に愛着や誇りをもち、それぞれの個性や特性を生かしながら主体的に考え、選択・行動できる力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校と地域が連携・協働してコミュニティへの参画や地域課題の解決を図っていく必要があります。
- コミュニティ・スクール（P63(注)参照）を導入している市町村（県を含む。）は、26自治体で、83.9%になりますが、令和6年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動（P84(注1)参照）実施状況調査で「学校を核とした地域コミュニティづくりが進んでいるか」の質問に対し、市町村の「当てはまる」という肯定的回答は、72.0%（全国 83.1%）に留まりました（図表V-9）。その一因として、市町村からは、「地域学校協働活動推進員と教職員との連携するための話し合いが十分でない」、「学校によって地域学校協働活動推進員の受入体制に差が見られる」等の指摘があり、研修の充実や地域と学校の連携体制の強化等を図っていく必要があります。

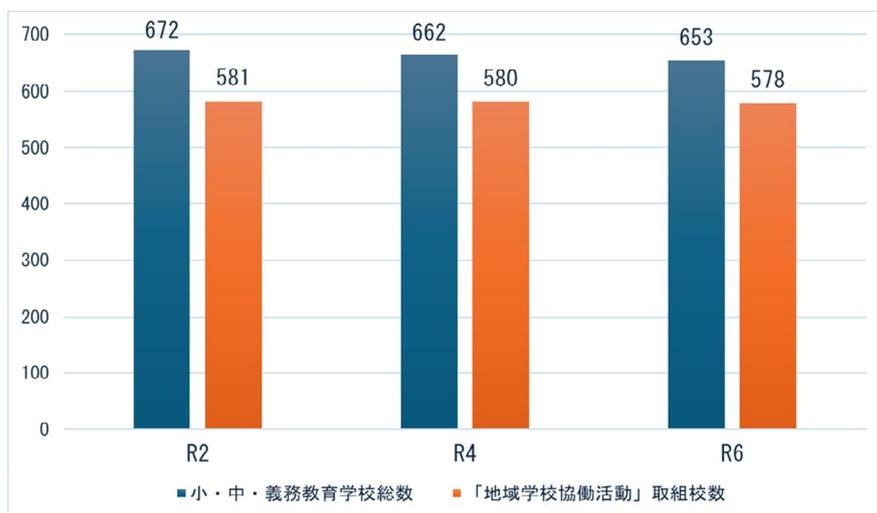
（図表V-9）学校を核とした地域づくりが進んでいるか



出典：文部科学省「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査（令和6年度）」

- 本県の小・中・義務教育学校の地域学校協働活動の導入率は88.5%で、年々増加しています（図表V-10）。しかし、指導者の不足や活動の多様化が必要等の課題が挙がっており、コーディネーターや指導者の養成が必要です。今後は、人材育成を通じて、多様な活動を、より継続的・安定的に実施をしていく必要があります。

（図表V-10）地域学校協働活動実施取組状況



出典：新潟県教育委員会調べ（令和6年度）

- 県立高等学校においては、学校・地域の状況を踏まえながら、コミュニティ・スクールの取組を進めるとともに、コンソーシアム等の構築をとおして、地域と連携・協働した活動に取り組んでいます。

施策の展開方向

■ 学校と地域の連携・協働体制の構築 [再掲 (I-11(1))]]

- 学校と地域が継続的に連携・協働できる体制を整備し、児童生徒が地域社会と関わりながら学びを深めていけるよう、コミュニティ・スクールや地域学校協働本部を活用し、学校・家庭・地域がパートナーとして連携する仕組みの構築を支援します。また、地域住民が学習や活動を通じて地域への理解と絆を深め、地域課題の解決に参画できるよう、取組を推進します。

■ 学校支援体制の充実

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進するため、目標やビジョンを共有し、実効性のある活動に取り組むことができるよう、学校の管理職をはじめとした教職員や市町村担当者、地域学校協働活動推進員等を対象とする研修機会の充実に努めます。

■ 放課後・土曜学習などの充実

- 放課後等の学習・体験活動をとおして、こどもたちが地域の人材と触れ合い、地域の活性化につながるよう放課後子供教室や土曜学習(P84(注3)参照)等の拡充を支援するとともに、コーディネーターや指導者の養成を進めます。
また、放課後児童クラブのこどもたちが放課後子供教室のプログラムに参加するなど、放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう連携を図ります。

■ 地域連携を担当する教員の育成

- 地域連携を担当する教員は、地域の人材等をコーディネートする高い専門性を有する社会教育主事有資格者・社会教育士を充てることが望ましいことから、社会教育主事講習を県内で実施することにより研修の機会を確保します。

達成目標（成果指標）

指 標	令和6年度 現 状 値	令和11年度 目 標 値	令和15年度 目 標 値
地域学校協働活動（地域学校協働本部）の導入率	74.1%	75.9%	77.4%

第2期新潟県教育振興基本計画 指標一覧

No	小項目	指標名	指標の説明(計算式等)	現状値	目標値	
					令和11年度	令和15年度
基本方針Ⅰ 一人一人の個性や能力を伸ばす教育の推進						
1	1(1) 幼児教育と架け橋期の教育の充実	幼保小の架け橋期のカリキュラムの評価・改善を行っている小学校の割合	(架け橋期のカリキュラムの評価・改善を行っている小学校数) / (小学校数) × 100	3% (令和6年度)	35%	100%
2	2 確かな学力の育成	全国学力・学習状況調査における平均正答率の本県と全国の差(小・中学校)	本県平均正答率と全国平均正答率との差(小学校国語と算数、中学校国語と数学)	小 -3.0 中 -2.0 (令和7年度)	小 2.0 中 1.0	小 5.0 中 4.0
3		全国学力・学習状況調査の児童生徒質問調査において「平日1時間以上家庭学習をする」と回答した児童生徒の割合(小・中学校)	(「学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか(学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含む)」に対して、「1時間以上」と回答した児童生徒数) / (小学校6年生の合計人数、中学校3年生の合計人数) × 100	小 56.7% 中 54.4% (令和7年度)	小 78.7% 中 77.2%	小 100% 中 100%
4		「進路実現に学校は役に立っている」と感じている生徒の割合(高等学校)	(卒業後の進路実現のために現在の学校での学習内容が「直接役に立つ」「ある程度役に立つ」と回答した生徒数) / (県立高等学校2年生、中等教育学校5年生の合計人数) × 100	74.5% (令和6年度)	77%	81%
5		探究学習の成果を校外の人に発表する機会を設定した学校の割合(高等学校)	(大学関係者や地域の住民、地元企業等の校外の方に対して、生徒が探究学習や課題研究の成果等を発表する機会を設けた学校数) / (県立高等学校数) × 100	77.5% (令和6年度)	100%	100%
6		3 教員の確保、資質及び指導力の向上	教員採用選考検査受検倍率	(新潟県公立学校教員採用選考検査における受検者数) / (採用者数)	小 1.6 中・高 2.2 (令和6年度)	小 2.2 中・高 3.2
7		教員の未配置数	毎年4月1日現在の小中高등학교の講師・助教諭の未配置数(欠員や育休、病休の代替等の講師・助教諭が配置されていないこと)	小・中 61 高 5 (令和7年度)	小・中 0 高 0	小・中 0 高 0
8	4 学びにおけるデジタル学習基盤の活用	学習の中でPC、タブレットなどのICT機器を活用することで、楽しみながら学習を進めることができていると思う児童生徒の割合(小中学校)	(「学習の中でPC・タブレットなどのICT機器を活用することについて、次のことはあなたにどれくらい当てはまりますか。楽しみながら学習を進めることができる」に対して「とてもそう思う」「そう思う」と回答した児童生徒数) / (小学校6年生と中学校3年生等の合計人数) × 100	88.8% (令和6年度)	97%	100%
9		ICTを活用した授業が、学習意欲の向上につながっていると考える生徒の割合(高等学校)	(ICTを活用した授業が学習意欲の向上につながっている「どちらかといえばつながっている」と回答した生徒数) / (県立高等学校1、2年生と中等教育学校4、5年生の合計人数) × 100	87% (令和6年度)	97%	100%
10	5 グローバル社会に対応した教育の推進	CEFRのA1レベル相当以上を達成した生徒の割合(中学校)	(CEFR A1レベル(外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠・英検準2級相当)を達成している生徒数) / (中学校の生徒数) × 100	47.4% (令和6年度)	75%	80%
11		CEFRのA2レベル相当以上を達成した生徒の割合(高等学校)	(CEFR A2レベル(外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠・英検準2級相当)を達成している生徒数) × (県立高等学校の生徒数) × 100	49.1% (令和6年度)	62%	66%
12		国際理解教育に取り組んだ学校の割合(小・中学校)	(外国語の授業以外で、外国人を交えた異文化交流や国際理解の取組を行った学校数) / (小・中学校数) × 100	小 25.8% 中 22.4% (令和6年度)	小 40% 中 36%	小 50% 中 50%
13		国際交流を行った学校の割合(高等学校)	(国際交流(異文化理解や国際的視野の涵養を目的として、海外の生徒や日本国内の留学生等との交流を行うなどの活動)を行った学校数) / (県立高校+県立中等学校) × 100	31.9% (令和6年度)	42.5%	52.5%
14	6 持続可能な社会を構築する教育	各教科等で学習する内容や学年間の関連性を明確にした環境教育全体計画がある学校の割合(小・中学校)	(各教科等で学習する内容や学年間の関連性を明確にした環境教育全体計画を有する学校数) / (小・中学校数) × 100	88.5% (令和6年度)	90.5%	100%
15	7 夢や希望をかなえるキャリア教育の推進	「進路実現に学校は役に立っている」と感じている生徒の割合(高等学校)[再掲]	(卒業後の進路実現のために現在の学校での学習内容が「直接役に立つ」「ある程度役に立つ」と回答した生徒数) / (県立高等学校2年生と中等教育学校5年生の合計人数) × 100	74.5% (令和6年度)	77%	81%
16		地域や企業の課題を教材として取り上げた学校の割合(小・中・高等学校)	(地域や企業と連携しながら課題を考え、解決に向けた方策を提案するなど、実社会とつながる活動を行った学校数) / (小・中学校と県立高等教育学校の合計数) × 100	33.5% (令和6年度)	50%	65%
17	8(1) 道徳教育・体験活動・情操教育の推進	児童生徒の自己に対する肯定的評価の割合(小・中学校)	(「自分には、よいところがあると思いますか」、「将来の夢や目標を持っていますか」、「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」)に対して肯定的な回答をした児童生徒数) / (小学校6年生の合計人数、中学校3年生の合計人数)	小 89.5% 中 82.8% (令和7年度)	小 93% 中 86%	小 97% 中 90%
18	8(2) 人権教育、同和教育の推進	現地研修会実施率(人権教育、同和教育)(小・中・高等学校)	(人権教育、同和教育に関わる現地研修会を実施した学校数) / (小・中学校と県立高等教育学校の合計数)	45.5% (令和6年度)	58%	70%
19		人権教育の中で、男女平等について取り上げた学校の割合(小・中・高等学校)	(人権教育、同和教育の学習において男女平等について学習した学校数) / (小・中学校の合計数)	58.9% (令和6年度)	65%	70%
20	8(3) ふるさとへの貢献意欲を高める教育の推進	「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合(小・中学校)	(「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」と肯定的な回答をした児童生徒数) / (小学校6年生と中学校3年生の合計人数)	82.6% (令和6年度)	86%	90%

No	小項目	指標名	指標の説明(計算式等)	現状値	目標値	
					令和11年度	令和15年度
21	9 健康でたくましい心身をはぐくむ教育の充実	卒業後も運動やスポーツをしたいと思う児童生徒の割合(小・中学校)	(卒業後も運動やスポーツをしたいと思う児童生徒の割合)÷(小学校5年生の合計人数、中学校2年生の合計人数)×100	小 88.4% 中 83.4% (令和6年度)	小 89.4% 中 87.4%	小 90% 中 90%
22	10 部活動改革の推進	市町村認定地域クラブ活動に登録している生徒の割合	(スポーツ庁・文化庁が示す認定要件に即して市町村が認定する「認定地域クラブ活動」に登録している中学校の生徒数)÷(中学校の生徒数)×100	21% (令和7年度)	51%	78%
23	11(1) 魅力と活力ある学校づくりの推進(義務教育段階での取組)	地域の課題や実情に即した教育活動に地域の人と協働で取り組んだ学校の割合(小・中学校)	(地域の課題や実情に即した教育活動に地域の人と協働で取り組んだ学校数)÷(小・中学校の合計数)×100	69.3% (令和7年度)	79%	87%
24	11(2) 魅力と活力ある学校づくりの推進(高等学校教育段階での取組)	「進路実現に学校は役に立っている」と感じている生徒の割合(高等学校)[再掲]	(卒業後の進路実現のために現在の学校での学習内容が「直接役に立つ」「ある程度役に立つ」と回答した生徒数)÷(県立高等学校2年生と中等教育学校5年生の合計人数)×100	74.5% (令和6年度)	77%	81%
25	12 私学教育の振興	私立高等学校における特色ある教育に関する補助事業の利用状況	「私立高校特色教育チャレンジ支援事業(県・国補助事業)」における各校の活用事業数の合計	61件 (令和6年度)	73件	82件
26	基本方針Ⅰ全体	子どもたちの確かな学力の育成や魅力ある学校づくりなど「一人一人の個性や能力を伸ばす教育」が行われていると感じる者の割合	「一人一人の個性や能力を伸ばす教育」に係る取組に対する評価の設定に対して、「十分であると感じている」又は「どちらかと言えば十分であると感じている」と答えた人数、左記のうち保護者数(県内に居住する18歳以上の男女個人3,000人(無作為抽出)のうち有効回答数、うち保護者数)×100	全体 48.4% 保護者 49.1% (令和6年度)	全体 56.5% 保護者 69.0%	全体 61% 保護者 82%

基本方針Ⅱ 誰もが等しく豊かな教育を受けられる環境の整備

27	1 インクルーシブ教育システム等の推進	多様な教育的ニーズのある子どもの指導・支援を行うために、外部機関と連携し、複数の分野で具体的な効果があったと答えた小・中学校の割合	(「多様な教育的ニーズのある子どもの指導・支援をより的確に行うために、外部機関と密接に連携し、複数の分野で子どもの成長等の具体的な効果があった」と回答した学校数)÷(小・中学校の合計数)×100	小 72.6% 中 69.7% (令和6年度)	小 95.0% 中 92.5%	小 100% 中 100%
28	2 教育費の負担軽減ときめ細かな学力向上支援	県立高等学校における学業不振、学校生活・学業不応及び家庭の事情による中途退学者の割合(全日制・定時制)	(中途退学者数)÷(県立高等学校(中等教育学校含む)全日制の定時制の生徒数)	0.34% (令和6年度)	0.24%	0.17%
29	3 様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談・支援体制の充実	県立高等学校における学業不振、学校生活・学業不応及び家庭の事情による中途退学者の割合(全日制・定時制)[再掲]	(県立高等学校の中途退学者数)÷(県立高等学校(中等教育学校含む)全日制・定時制の生徒数)×100	0.34% (令和6年度)	0.24%	0.17%
30	4 地域と連携した学習支援、家庭教育支援の充実	放課後子供教室、土曜学習、地域未来塾の設置数	放課後子供教室、地域未来塾、土曜学習の設置数の合計	274 (令和6年度)	284	292
31	5 生徒一人一人の状況に合わせて学べる高校づくりの推進	通信制課程の単位修得率	(県立高等学校通信制課程の単位修得者数)÷(県立高等学校通信制課程の在籍生徒数)×100	65.9% (令和5年度)	71%	75%
32		定通併修の活用者数	県立高等学校定時制課程に在籍している生徒が通信制課程の授業を履修し単位修得をめぐらず「定通併修」において、履修許可された生徒数	7人 (令和6年度)	30人	70人

基本方針Ⅲ 児童生徒が安全に安心して学べる学校づくり

33	1(1) いじめを見逃さない、いじめを許さない意識の醸成	「いじめはどんなことがあってもいけない」と考える児童生徒の割合(小・中学校)	(「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」の質問に対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した児童生徒数)÷(小学校6年生の合計人数、中学校第3年生の合計人数)×100	小 85.9% 中 80.6% (令和7年度)	小 93% 中 90%	小 100% 中 100%
34	1(2) いじめの未然防止、早期発見・解消に向けた取組	いじめの解消率	(解消された件数)÷(国公私立の小中高等学校と特別支援学校におけるいじめの認知件数)×100	75.1% (令和6年度)	80.5%	82.5%
35	2(1) 不登校への対応	困りごとや不安を、学校にいる大人に相談できる児童生徒の割合(小・中学校)	(「困りごとや不安がある時、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか」の質問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた児童生徒数)÷(小学校6年生と中学校第3年生の合計人数)×100	69.9% (令和6年度)	73.5%	75.5%
36	2(2) 非行・暴力行為等への対応	暴力行為の児童生徒数1,000人当たりの発生件数(小・中・高等学校)	(暴力行為の発生件数)÷(小・中・高等学校(中等教育学校を含む)までの在籍児童生徒数)×1,000	24.9件 (令和6年度)	17.7件	10.4件
37	3 教職員が児童生徒と向き合える環境づくり	時間外在校等時間月45時間超教職員割合(小・中・特支・高)	(時間外在校等時間が月45時間を超える教職員数)÷(小・中・特支・高等学校の対象教職員数)×100	小 29.8% 中 41.6% 特 5.2% 高 23.4% (令和6年度)	小 8.5% 中 11.9% 特 1.5% 高 6.7%	小 0.0% 中 0.0% 特 0.0% 高 0.0%
38	4 児童生徒の安全確保の推進	各学校の特性を踏まえたカリキュラムによる防災教育(訓練を含む)の実施率(小・中・高等学校)	(地域の災害リスク等各学校の特性を踏まえたカリキュラムによる実践的・実効的な防災教育(訓練を含む)を実施している学校数)÷(小・中・高等学校数)×100	小 85.5% 中 79.0% 高 44.7% (令和6年度)	小 95% 中 92% 高 80%	小 100% 中 100% 高 100%
39	5 学校施設の老朽化対策と機能向上の推進	県立学校施設の大規模改修工事の進捗率	(1回目の大規模改修工事が完了した校舎(棟))÷(平成6年度以前に建設された(築30年以上)校舎(717棟))×100(延床面積200㎡以上が対象)	68.5% (令和6年度)	72%	76%

第2期新潟県教育振興基本計画 指標一覧

No	小項目	指標名	指標の説明(計算式等)	現状値	目標値	
					令和11年度	令和15年度
基本方針Ⅳ 魅力ある高等学校教育環境の充実						
40		高等教育機関進学時における流出入率	(県外から本県高等教育機関への進学者数－県外高等教育機関への進学者数)／(県内高校等卒業生数)×100 ※高等教育機関：大学、短大、高等専門学校、専修学校(専門課程)	▲9.6% (令和5年度)	▲8.5%	▲7.7%
41	1 県内大学・短大の魅力向上と地域貢献の推進	県内大学生等の県内就職率	(県内大学生等のうち県内に就職した者の数)／(県内高等教育機関の卒業生数)×100 ※高等教育機関：大学、短大、高等専門学校、専修学校(専門課程)	56.6% (令和5年度)	58.6%	59.9%
42		大学等と県内企業・地方自治体との共同・受託研究	県内大学、短大、高等専門学校が、県内企業(大企業、中小企業)及び地方自治体(県内に限らない)との間で契約した共同研究・受託研究(治験等を除く)の件数	173件	284件	295件
43	2 県立2大学の教育・研究・地域貢献機能の充実	新潟県立大学におけるリスクリング講座等聴講者数	新潟県立大学におけるリスクリング講座等聴講者数	1,779人 (H27-R元年度平均1,357人)	次期大学中期計画(※1)を踏まえ決定	次々期大学中期計画(※2)を踏まえ決定
44		新潟県立看護大学におけるリスクリング講座等聴講者数	新潟県立看護大学におけるリスクリング講座等聴講者数	181人 (R3-5年度平均145人)	159人	次期大学中期計画(※3)を踏まえ決定
45	3 多様な分野における実践的な職業能力の充実	高等教育機関進学時における流出入率[再掲]	(県外から本県高等教育機関への進学者数－県外高等教育機関への進学者数)／(県内高校等卒業生数)×100 ※高等教育機関：大学、短大、高等専門学校、専修学校(県内大学生等のうち県内に就職した者の数)／(県内高等教育機関の卒業生数)×100	▲9.6% (令和5年度)	▲8.5%	▲7.7%
46		県内大学生等の県内就職率[再掲]	※高等教育機関：大学、短大、高等専門学校、専修学校(専門課程)	56.6% (令和5年度)	58.6%	59.9%

※1 公立大学法人評価委員会の意見を聴き知事が認可(中期計画期間：令和9年度から14年度)
 ※2 " (中期計画期間：令和15年度から20年度)
 ※3 " (中期計画期間：令和13年度から18年度)

基本方針Ⅴ 生涯学び活躍できる環境づくり						
47	1 だれでも、いつでも、どこでも学ぶことができる生涯学習の環境づくり	生涯学習に取り組んでいる県民の割合	(「過去1年間に生涯学習に取り組んだことがある」と答えた人)／(県内に居住する18歳以上の男女個人3,000人(無作為抽出)のうち有効回答数)×100	64.8% (令和7年度)	78%	80%
48		県立図書館の利用状況	(県立図書館貸出冊数)+(県内図書館等への貸出冊数)+(電子書籍コンテンツ閲覧数)	397,973冊 (令和6年度)	418,000冊	434,800冊
49	2 学びを生かした豊かな地域社会に向けた支え合うひとづくり	県内で実施される社会教育主事講習の社会教育士の称号付与数	(社会教育主事講習における4科目修了者)+(学び直しの2科目修了者)	159人 (令和6年度)	235人	295人
50	3 活力ある地域づくりに向けた地域社会と学校の連携の促進	地域学校協働活動(地域学校協働本部)の導入率	(地域学校協働本部を導入している学校数)／(小・中・特支・高等学校数)	74.1% (令和6年度)	75.9%	77.4%